

つくば市議会議長 黒田 健祐 殿



第三者委員会の設置を求める請願

請願 8 第 2 号

請願者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

紹介議員

酒井 泉

【請願の要約】

つくば市はこれまで福祉部報告書として7項目の不適正事案を公表した。

その後同報告書未記載だった請願7第4号の11項目を事実認定し、同報告書公表後の県監査で指摘された4項目のうち3項目を指摘通り認め、残りの1項目も請願7第5号の審査中で認めた。

このことは報告書での調査及び記載が不十分だったことを示すものである。特に遺留金問題は不適正金額の公表がまだであり、「500件超」の診断書料の支給手続き誤りも正確な件数・金額(特に令和6年度分)は公表されてなく、一連の生活保護業務不適正問題は未だ全体像が明らかにされていない。

事実が明らかになっていないということは原因究明も不十分であり、実効性のある再発防止策も立てられていないことを示している。事実、市報告書や答弁で多用される文言は「考えられる」、「わからない」、「思われる」など。

再発防止策も「健全なコミュニケーションがある」、「現在の管理職は確認している」といった、精神論や属人主義によった具体性を欠くものばかりである。

本請願では、生活保護関連の不適正事案を過去に遡って再検証も行った。

すると、平成30年度のカラ訪問事件の再発防止策が実効性を欠き実施もされなかったことや、CWによる現金支給や債権管理の部分で、県監査や会計検査で再三指摘をされ、再発防止策を講じていながら、実態は伴わず、問題を放置し拡大させていたことが改めて浮き彫りになった。

添付資料15の時系列を見れば、各事案で、問題がいつ指摘(認識)されたのか、是正の機会があったのに市は是正しなかったこと、「再発防止策」とは名ばかりで再発を防止できなかったこと等が、そしてそれが毎年度何らかの事案で繰り返されていることがわかると思う。

さらに、第三者としてこれまで期待されてきた茨城県監査も実は対象年度の帳尻合わせに主眼が置かれていて、各年度監査で指摘された事項はフォローアップがされず、不適正事案の抜本的是正には十分な効果がなかったことも本請願では事実即して説明している。

(県の住民監査請求結果で「つくば市において今回のような不適切な取扱いが長期間続いていたことを監査で確認できなかったことは大変遺憾」とされている。)

その他、住民監査請求についても職員求償が2年近く経っても未だ完了していないという事実があり、それらでは本請願の求める第三者委員会の代わりにはなり得ないことも証明された。

毎年度、問題を認識して是正の機会を得ても是正しない選択を繰り返してきた市。実行する気はなく、その場しのぎの「言うだけ再発防止策」。(それでは即ち「批判防止策」でしかない。)

これは間違いなく組織の問題であり、そのような記載になっていない市報告書は①事実公表、②原因究明、③再発防止策、そのすべての段階において不十分であると言わざるを得ない。
(総務部が予定しているとされる最終報告にしても、4月14日に公表された不適切な労務管理に関する全庁調査の結果を見れば、同部にも高い粒度は期待できないのは明白である。)

よって、本請願は、第三者委員会による真相究明を求める。

最後に。これは公益通報の延長としての、外部通報としての請願である。

「なぜ外部通報に至るのか」という内部を振り返る検証なしに、外部通報窓口という「カタチ」だけ作っても意味はない。市としての自浄作用を如何に取り戻し、市政に対する市民の信頼を如何に回復するのか、市のガバナンスの根本的問題も、第三者委員会で共に検証されることを望む。
すべてはつくば市と、そこに住むすべての人のために。

【以下、請願本文】

「あなたたちにはわからないでしょうけど！
刺されていたかもしれないんです！
あなた方は刺されません！私たちが刺されるんです！」

映画などではない。これは、つくば市役所でのある会議の一場面だ。

具体的には、令和5年12月22日午後、市役所本庁舎2階職員研修室での会議。

その約3か月前9月7日の生活保護訪問業務中に市職員に対する公務執行妨害事件があった。これはそのとき市民から殴る・蹴るの暴行を受け怪我をした職員が涙を流して訴えた言葉だ。

その事件は、訪問業務の危険性を元々認識していたケースだった。事件以前は、担当CWはSV(係長)と訪問することが決められていた。しかし係長は事件当日もいつもどおり離席していて、急遽主任級CWが同行することとなった。そして事件は起きた。

翌日、部長の呼びかけでCWは集められ、危機管理監から即席護身術講座を受けた。内容は①問合いを取る、②バインダーで身を守る、③掴まれたらペンで市民の手を刺す、であった。正に「戦い方」を教わっただけ。実習中の筑波大生も何事もなかったかのように訪問に連れて行った¹。

3週間後の27日、ようやく管理職から示された訪問業務の新たな方針は「2人体制訪問も可」。「気を付けて、ってことですか」と確認したら、「そう」と言われた。

被害を受けた職員は10月10日に課管理職と面談した際にも安全対策を行うよう求めていた。しかしその後何ら返答はなく、3か月以上経って事件後初めて開かれた係員会議の場でそのような訴えとなった。なお、同会議の当初の議題は事例検討で、事件とは全く無関係なものだった。

その後、安全配慮義務違反などを訴えた措置要求(公平委員会)の結果、生活保護訪問業務はやっと原則複数体制となった。これが、令和5・6年度の事務事業評価で「事業の成果」とされている「複数訪問体制構築」の実際の経緯である^{2 3}。

¹ 当時「実習生にも事件のことは口外しないように」と部長から指示があった、その後も衛生委員会等で公務災害やカスハラ対策の中で、事件のことを全職員に共有してほしいとお願いしたときも総務部に拒否された。なぜ市はこの事件を隠すのだろうか。再発防止や職員の安全配慮義務を考慮すれば、適切に(=個人情報等には配慮して)共有すべきではないだろうか。

² 事務事業評価(添付資料1)でも安全の観点からは述べられていない。もちろん「複数訪問≠安全対策」なのは同意するが、では安全対策は未だ採られていないのか。労務管理問題含め、つくば市では職員への安全配慮義務が余りに蔑ろにされている。なおこの複数訪問体制ですら、今後見直される可能性があるそうで、同じことをまた繰り返してしまうのではと危惧している。

³ 同じく事務事業評価で一連の生活保護不正に一切触れられていないのは何故なのか。「課題」ではないのか、それへの「対応」ではないのか。控えめに言っても、自己評価が甘過ぎるし、もはや「評価」として適正に機能できていないレベルだ。

時計の針を少し戻そう。一連の生活保護不正の発端は、カラ訪問事件だ。平成 28～29 年度にかけて、訪問していないのに訪問していたとケース記録に書いていた、という事件。当時追加調査の結果、他にも4人の CW が7件で同様の不正を行っていた、と公表されている(平成 30 年)⁴。

ここで注目したいのは、その「事後処理」について。

まず PR 件名「生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について」とあるが、果たして本当に「不適切」で済むだろうか。6人の公務員⁵が2年以上に渡り複数ケースで、事実でないことを事実でないとしながら、公文書⁶に虚偽内容を記載していた。虚偽公文書作成等罪(刑法 156 条)にも当たる可能性のある、純然たる「不適正」⁷である。

そして、実効性のない再発防止策と市長コメントだけで、職員の処分も刑事告発の検討もない⁸まま終わってしまった。市長は「引続き十分な調査をしたうえで実態をきちんと解明していきます」とコメントしたのに、追加 PR もなかった⁹。犯罪になる可能性のあった重大事案が、である。

この行き着く先が、その翌年度、平成 31 年(令和元年)度から管理職の指示の下、茨城県生活保護法施行事務監査での虚偽報告である¹⁰。部・課の管理職も、監査調書を作成する係長も毎年入れ替わる。しかし毎年虚偽の調書が作成され、決裁を受け、県に提出され、監査当日口頭の質疑応答でも虚偽回答を繰り返した。5年間も、隠蔽するインセンティブを学習した組織的不正。

ちなみに同じ令和元年度と言え、令和2年1月に会計検査院の实地検査があった。

事前に管理職が「傾向と対策」を準備し、直前の係員会議でも障害者加算の誤認定の話があり、实地検査でも正に障害者加算の誤認定の指摘を受けたのに、報告すら怠り、是正もしなかった¹¹。

さらに当時の記録によれば国庫負担金過少請求問題につながる不納欠損についても实地検査で質問を受けて、規定の調書を作成していないことを認めている。平成 26 年度から続いていた、国庫負担金過少請求問題を是正・公表する機会を得たのに、組織的な隠蔽或いは組織的な事務懈怠で、結果的に令和6年度まで問題発覚を遅らせた。

不納欠損額は、平成 26～令和元年度までが約 838 万円、令和2～5年度まで 1,500 万円超¹²。問題を認識してからの方が圧倒的に多い。嘘をついても、報告をしなくても、たとえバレたとて結局お咎めなしになるという、悪い「成功体験」を得て、組織的腐敗が助長していったことが数字で如実に見て取れる。ちなみに、管理職が改めて問題を認識した令和5年度が最高額約 900 万円というのは偶然だろうか、それとも問題発覚前最後の…? 不正を認識して尚も行う。非常に悪質。

⁴ 添付資料2:PR「生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について」(社会福祉課)(平成 30 年8月3日)

⁵ 当時の PR では5人だが、事実を認めないと主張していた CW が1人いるため、実際は6人である。

⁶ ケース訪問記録も保護台帳の一部として監査で県に見られる公文書である。その偽造に対して、当時茨城県担当課がどのような指導等を行ったのだろうか。私にはその記録は確認できなかったが、もし県からの指導もなかったとしたら、それが次の虚偽報告を助長した可能性も否定できない。もちろん、虚偽は行う者が一番悪い。しかし、公となった虚偽が許容されると学習してしまったり。県が今なお刑事告訴すらできないのは後ろめたさがあるからではないか、とも考えてしまう。

⁷ 生活保護法施行事務監査では「訪問計画書通りに訪問を行っているか」の項目もあるが、それについても虚偽だった、ということになる。なお令和5年度でも一部 CW からの引継ぎの中で「訪問計画通りに訪問できていない」旨の記述があり、組織的体質は平成 30 年以前と変わっていないことがわかる。

複数訪問体制決定に際しても、在籍年数の長い CW の反発が強かったことを思えば、令和5年度にもカラ訪問があった可能性は非常に高い。いずれにしても発覚から8年近く経っても「実態をきちんと解明」できていない市には否定すらできない。

⁸ 平成 30 年9月 13 日 11:10 頃「ネットニュースでカラ訪問事件を見た」という市民からの問合せがあった記録も残っている。再発防止策に効果がないこととあわせて、「刑法 156 条に違反しないのか」とも聞かれている。刑事罰に該当する可能性を当時の管理職は認識していたことを示すものであるが、その後どのような検討がされ、その市民にどのように回答したのだろうか。

⁹ 確認できた範囲では、平成 30 年9月 11 日つくば市議会一般質問での答弁が最後だが、具体的な進捗は見られなかった。質問した議員からは「確認の仕組みができないと、繰り返す可能性があるかなど、こういう印象であります」と言われている。

¹⁰ 「悪の小なるを以て之を為すことなかれ」、割れ窓理論、「嘘つきは泥棒の始まり」。組織的危機管理能力の問題だ。

¹¹ 实地検査翌日の係員会議で「誤った加算は削除しないでいい」と管理職が指示している。能動的判断で是正はしなかったのだ。

¹² 不納欠損額は令和5年度が金額(8,850,258 円)・件数(43 件)ともに 10 年間で最多というのは深刻だ。何故ならこの問題が指摘されたのが令和5年度中であり、当時の管理職は問題を認識していたから。この最多記録は偶々なのか、それとも問題発覚前の最後の隠蔽だったのか。これも第三者委員会を設置すれば見えてくるだろう。換言すれば、設置しなければ隠し通せるだろう。

障害者加算の誤認定に話を戻そう。令和2年1月の会計検査で誤認定の指摘を受けながらも、その翌日に管理職からは是正しなくていいと指示が出された。是正する機会がひとつ失われた瞬間。

また次に明確に問題として挙がったのは、令和4年11月のケース診断会議だった；

担当世帯の加算誤認定を発見し会議に諮ったCWがいた。会議の場では一度「加算は誤認定。過支給額は返還」との結論に至ったものの、会議録を決裁回覧中に当時の課長から係長へ「まずは県に確認して」と指示があり、係長は誤認定であることを県に確認、課長へその結果を報告、しかしその後会議録が「紛失」し、令和6年1月CWが日常的に使うラックで突然「発見」された。

市報告書によれば、係長は同会議後に、課長から「こんな過去のケースを掘り返してどうするつもりなんだ。会計検査では指摘を受けてない。全部間違っていたとしたら大変なことになる」と言われて萎縮したようだ。

その証言の信憑性はともかく¹³、令和元年の会計検査時に「傾向と対策」を準備した課長と、受検前後の係員会議に出席していた係長である。「掘り返したら大変なことになる」という部分は、2人の共通認識として持っていたのは間違いない。

是正をする機会を失い、大きく膨れ上がった不正¹⁴、再度是正する機会が来た時には「大変なことになる」からと是正せず、遂にケース診断会議録そのものを隠してしまう。

ケース訪問記録を偽造しても処分もなく、確認する仕組みが作られたわけでもない。県の監査も虚偽で毎年やり過ごしている。今更加算の誤認定を認めたら「大変なことになる」。よしまた隠そう。隠蔽のインセンティブ。是正しない→不正が大きくなる→是正がより困難に→隠す。悪循環。

誤認定が何件で金額はいくらで、それももちろん大切。しかしそれと同じかそれ以上になぜ是正する機会が何度もあったのに、是正してこなかったのか。是正ができない組織の課題は何か。それらを検証することが大事だ。そして市報告書はそれらに対する答えを持ち合わせていない。

時系列で追うと、より正確に、そして今まで見えなかったものも見えてくる。

もし平成30年度カラ訪問事件発覚当時に、公文書を偽造する行為の重大さを真摯に受け止め厳正に対処していたら？「不適正事案は他にもあるのではないか」という視点を持っていたら？

もし令和元年度会計検査当時に、特別職に報告していたら？指摘された障害者加算の誤認定を是正していたら？不適切な債権管理を見直し、国庫負担金過少請求を止めて、是正していたら？「不適正事案はまだ他にもあるのではないか」という視点を持っていたら？

組織のガバナンスとして、危機管理として至極当然の視点すら欠いていたから、問題はここまで膨らんでしまった。令和4年には不都合な会議録を隠すしかなくなった。どこまでも組織的問題。

福祉部報告書もその調査対象は「3回のPRや住民監査請求、請願などにより表面化した」事案¹⁵であり、つくば市は今も「他にもあるのでは」という視点を欠いたままだ。「バレなければ大丈夫」の組織的隠蔽のインセンティブはいつまでもなくなるらない。

どうか第三者委員会による真相究明をお願いしたい。

¹³ 詳しくは請願7第4号45～49頁を参照していただきたい。

本文中にも書いたとおり、課長も係長も会計検査当時から在籍していて「指摘がなかった」わけではないことを知っていたわけである。仮に会計検査で指摘がなかった場合、あるいは課長がその場では本気で「会計検査では指摘がなかった」と思っていた場合、通常であれば「毎年の県監査でも指摘がないのに」という言い回しになるはずだ。それをわざわざ4年も前の「会計検査で～」とすること自体が会計検査で指摘があったことを認識していた証左に他ならない。

¹⁴ 令和元年当時より加算誤認定の件数は増加している。この責任は重い。

¹⁵ 令和7年3～9月記者会見想定問答(添付資料3)による。

なお、同年9月25日請願審査特別委員会では「福祉部報告に入っていない事案については、昨年度から順次改善を進めているものです」となっている(添付資料4)。

さらに同年10月記者会見想定問答では「福祉部報告には、令和6年度中に公表したものと令和6年度の茨城県の特別監査で指摘を受けたものを記載しています」となっている(添付資料5)。

市報告書が公表された後に市報告書の意義が変わっていていることに注目していただきたい。

ちなみに市報告書の7項目も令和6年度中から順次是正をしていたので、請願委員会での答弁が一番意味不明である。それで納得した委員は市報告書を全く読んでいないか、市執行部との事前調整があったかのどちらかだろう。

反対に市の調査が不十分なせいで、時系列が不明で全体像が見えていないものも多い。

前述の国庫負担金過少請求問題は、平成 26 年度以前が調査されていないから、問題の端緒がいつかも不明なまま¹⁶。こんな不正を誰が思いつき、どのように組織的に継承されてきたのか。

時間外勤務手当・特殊勤務手当の未払いも、労働基準法の時効に基づきたった3年前までしか調査されていないから、(市は「不適切」と呼び続ける¹⁷)違法な労務管理がいつから行われていたかもわからない¹⁸。そんな状態でよく「管理職個人の責任」と結論付けたものだ。皮肉なことに、市の不十分な調査によって余計に組織的ガバナンスの問題であることが浮き彫りになってしまった。

どうか全容解明を。第三者委員会による真相究明を。

【添付資料一覧】

1. 事務事業マネジメントシート(令和5・6年度、生活保護業務)
2. 「生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について」(H30.8.3)
3. 令和7年3～9月記者会見想定問答(社会福祉課)
4. 令和7年9月 25 日請願審査特別委員会議事録(一部抜粋)
5. 令和7年 10 月記者会見想定問答(社会福祉課)
6. 「平成 28 年度会計実地検査の指摘について(生活保護関係)」(H29.11.8)
7. 「障害者自立支援給付費負担金の過大交付に基づく国、県への交付金返還について」(R2.11.10)
8. 生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書の一部訂正について(R7.8.25)
9. 特別職及び福祉部管理職の間での、生活保護不適正事案に関するロゴ3
10. 令和5年 10 月 10 日社会福祉課管理職(課長・課長補佐2名)と職員の面談記録(一部抜粋)
11. 令和5年 11 月 27 日マニュアル G 会議議事録
12. 検診命令にかかわる通知・マニュアル・様式等(職員向け・市民向け・医療機関向け)
13. つくば市職員措置要求書追加資料(R6.9.6)
14. 弁明書(6社第 5883 号)(R6.9.17)
15. 時系列表(詳細版・簡易版)
16. 福祉部報告書(たぶん初稿)

¹⁶ 「残っていた記録が 10 年前までだった」という理由だったと思うが、その不適正の始期の問題は、令和6年度住民監査請求での監査委員の適格性の判断にも深く関わるところだったこともあり、市そして監査委員ともにより慎重な議論をすべきだったと思う。監査委員の適格性について、個人的には「黒ではなければ白」よりは「白と証明できなければ黒」のスタンスであるべきと考える。

¹⁷ ここにも市の矛盾が見て取れる。仮に「不適切な労務管理」だと主張し、その調査をすと言うなら、労基法の時効に縛られずに調査をすべきなのである。いや、「未払い」の調査だと言うなら、不適切な労務管理(パワハラ)を実名で回答させ、その後の聞き取り調査で初めて未払いの有無を確認するような、踏み絵を踏ませるような調査ではなく、勤怠管理システムに基づき、在庁時間と勤務時間の乖離を調査すればいいだけである。言っていることとやっていることが全く一致していない。

ちなみに同時期に同じ未払い問題が発生した静岡市に問合わせたと、その調査方法は「勤怠管理システムに基づき、在庁時間と勤務時間の乖離を調査した」とのことであった。まず客観的に調査し、次にその原因を聞き取っていく。つくば市もシンプルにそれでいい。こんな単純なこともわからないのか、それともわかった上であえて嫌がらせのような方法を探るのか。私にはわからない。

また市は一貫して「在庁時間は勤務時間とイコールではない」と主張しているが、では在庁時間を記録するだけのシステムは勤怠管理システムとは呼べないのではないか。全庁調査の結果、未払いがある事実は判明したのに、追加支給を行わなかった保育所への対応は労基法違反ではないのか(土浦労基監督署へ公益通報済み)。つくば市役所は自己申告制なのだろうか。

¹⁸ 時間外勤務手当にしても、人事評価制度にしても、社会福祉課歴代管理職が口癖のように言っていたのは「人事課或いは議員に目をつけられると困るから」という言葉。

時間外勤務手当は年度予算を超えたら「人事課や議員に目をつけられる」。だから残業は退勤処理してから自己研鑽ということにしてやれ。残業申請してもいいが、人事評価は下げろ。社会福祉課では長年そうやって運用されてきた。

人事評価も課として平均点を 60 点にしないと「人事課に目をつけられる」。だから評価を上げたい職員がいれば、他の誰かを下げないといけない。社会福祉課では長年そうやって運用されてきた。だからこそ私は人事評価制度を公正なものにしてほしい、と人事課に散々お願いしてきたのだが、未だに「各部署の判断」で一蹴されてきている。

人事課は職員を突き放し、問題を部署へ帰属させ、責任から逃れる。各部署は人事課に「目をつけられる」ことを恐れ、サービス残業を強要したのも不公正な人事評価をしてきたのも、人事課のせいだと言う。これでは責任の所在はわからないままだ。私は両者それぞれに責任があると思うし、組織の構造的課題もあると思う。そしてその分析・検証を第三者委員会にお願いしたい。

さて、各不適正事案の残された問題点・疑問点の一部を簡単に見ていこう。

まず市報告書7項目。つまり「3回のPR や住民監査請求、請願などにより表面化した」事案¹⁹。

▶ 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて

・【調査対象期間】が3年間だけ。それは労働基準法の時効によるが「不適切な労務管理」を調査するのが目的ならば、3年の時効に縛られる理由はない。遡るだけ遡るべきである。

・【時効承認】が令和6年1月になった経緯等が不明。時間外勤務手当が適正に申請できていないことは令和4年度から幾度となく課員から指摘されていた。令和4年度組織開発会議。同年人事課へ相談しに行くと言って課長や部長に止められた者もいる。令和5年度6・8月係員会議。私も同年9月に人事課・WLB 推進課に相談した。同年11月には令和5年度中の分に限っては遡っての申請を認めた。同月に私は公平委員会に苦情相談し、翌12月に措置要求もあった。なお市長が事案の報告を受けたのは反対に令和6年2月である。しかしそのいずれでもなく令和6年1月なのか。法的根拠を示し丁寧に説明すべき。

・【PR】は令和6年5月9日であるが、同年2月令和5年度分の追加支給は済んでいる。同一年度中だからPRしなかったとの整理だそうだが給料支払い遅れは労基法違反である²⁰。つくば市はこれまでも同様事案で公表しなかったことがあるのではないかと。

・【動機】(なぜこのような不適正な指導を行ったのか)も明らかになっていない。市長は議会ですら「とにかくまず、なぜこのようなことになってしまったのかを正確に把握することが必要」と答弁しているが、市報告書はそれすら記載していない。それとも「正確に把握」してしまったために記載できなかったのだろうか。

・【雰囲気】(管理職の違法指導とそれに加担する一部職員の作る課内の同調圧力の正体)が検証されていない。それこそが何年も不適正労務管理が続いた根本的原因であるのに。

・【不適正労務管理と人事評価の関係】も調査が不十分だ。「残業が多いと評価を下げる」と指導していたのだから、実際評価が妥当だったのかの検証は不可欠なはずだ²¹。もし検証ができないならば、こんな違法指導も容認するような評価制度そのものを見直す必要がある。

・【新組織体制】(令和6年度からの係増設・人員増)について。「ケースワーカーの働き方の改善や適性な事務の執行のために必要²²」として令和5年度当初から話し合ってきたそうで未払い問題への対策ではなかったそうだが、そんな容易に人員を増やしてもらえないのは全部署全職員の知るところであり、「話し合い」のより詳細で具体的な説明が必要だ。

課在籍2年目・1年目の課長・課長補佐ペアでその必要性を説明し、翌年度に係増設を実現したという事実が示すのは、業務に対する著しく高い理解度。「国庫負担金過少請求問題で債権管理が不十分だったこと」も、「県監査での各種回答が虚偽だということ」も、「重度障害者加算誤認定で削除だけして返還を求めないことが違法なこと」も全部認識を持って指示していたという事実。(なぜか市報告書の記載はそうっていない。)

¹⁹ 「表面化した事案」、これは実に深刻な問題だ。例えば会計検査についても、平成28年度に受検したものについては翌29年度に会計検査院が結果を公表したため、市も同日(H29.11.8)付けでPRしている(添付資料6)。対して会計検査院が結果を公表しなかった令和元年度は特別職への報告すらしていない。正に「表面化した」かどうかで対応が決まっている。

令和元年度会計検査でいえば、令和2年11月10日PR『障害者自立支援給付費負担金』の過大交付に基づく国、県への交付金返還について(障害福祉課)(添付資料7)も参考にしてほしい。同じ会計検査で同じ保健福祉部で、平成29年度同様会計検査院の公表に合わせて、PRしている課があるのだ。正に「表面化した」かどうかで対応が決まる。

これは決して管理職個人や部署個々の問題ではなく、市全体の危機管理の問題である。「バレたら公表する」、そんな姿勢はもう終わりにしないか。

²⁰ 実際に遅延損害金も発生している。これで公表しないという選択ができる組織とその危機管理能力が不安でならない。

²¹ 「評価を下げる」と脅していただけなのか、実際に「評価を下げた」のかでは行為の重大さも違うし、責任の重さも変わるはずだ。その検証なしに管理職の処分を決定することはできない。

そしてもし「評価を下げた」のが事実ならば、その分は適正に見直される必要がある。給与・昇給・昇進等への波及効果もある。

²² 令和7年10月記者会見想定問答(福祉部社会福祉課)より。(原文まま。「適性」は私の「歴史的汚点」ではない、念のため。)

また「CWの働き方」とあるが、令和5年度に管理職が気にかけていたのは「係長(SV)の働き方」だったはずである。係長からCWに仕事を振っていた(CWの業務量は増やされていた)のが実情だ。だから係(長)増で、CWではなく事務職が増えたのだ。

・【時間外勤務時間数】を明らかにすべき。市報告書では追加申請のあった分の時間数しか記載されていない。各年度に当初申請できていた時間数²³、勤怠管理システムに基づいて算出した時間数等、そのすべて明らかにしないと、実際の業務量・違法な指導の程度・適正な人員配置等がわからない。

・【全庁調査】について改めて再調査をお願いする。

「不適切な労務管理」という名目だが実質的に上司のパワハラ行為を実名で回答させる調査。その踏み絵を踏んだ先で、もし運よく人事課に目をつけてもらえたら²⁴、聞き取り調査に進むことができ、そこで未払いがあることを証明できたら、ようやく追加支給される。

SASUKE²⁵より難易度が高い。

結果、追加支給対象は3,907人中18人。原因は「全庁的悪しき慣習」だとか。全庁的慣習の影響を受けたのがわずか0.5%未満²⁶？これで調査完了はさすがに無理がある。前述のとおり、他市を見習い、未払いの調査として再調査を行うべきである。反対に不適切な労務管理の調査だと言い張るなら、労基法の時効に縛られずに、そして退職者も含めて、記名式ではなく匿名で、再調査を行うべきである。

また全庁調査分の【遅延損害金】については、社会福祉課の例が先にありながら、こんな調査に約2年も費やし遅延させた、調査部門(総務部人事課)の責任が大きいと言わざるを得ない。調査過程・方法の検証は必要で、より透明性の高い説明が求められる。

➤ 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて

・令和6年2月に職員(=私)から指摘があって調査したはずなのに、【時効】が同年1月から。なぜか遡ってしまっている。仮に時間外勤務手当と揃えたならば、どちらも令和5年11月に揃えるべきだし、前述のとおり同年9月、6月、令和4年度と、ずっと遡って検証されるべき。

・【原因の考察】が不十分。市報告書では3課長がそれぞれの基準を持って運用していたかのように書かれているが、指導する職員あるいは時期によっても違っていた。規定ではなく「感覚」だけで運用してきたことが根本的原因である。

・市は、一連の(令和6年5月以降の)【PR・記者会見の内容】の見直しをして、適宜修正を公表すべき。例えば同記者会見で未払いとなった特殊勤務手当の金額は「確定」と発表されたが、市報告書の数字は全く異なっている。当時何をもって確定とし、その後何があって修正したか。特殊勤務手当に限った話ではない。市民から信頼されるべき市としての自覚と責任を持ってPRをお願いしたい。

²³ 明らかにできないのは、各年度の数字が横並びになり、予算内で運営するために不適正指導を行っていたことがバレるからか。

少なくとも、数字がなければ「不適切な労務管理」の実態が把握することが不可能であるから、管理職の処分も不可能だろう。

²⁴ 私も調査で回答したのに聞き取り調査がなかったため「運よく」とした。作用するのが運か何かは不明だが、少なくとも聞き取りはフェアではなかった。なお、私が回答したのは社会福祉課に加えて、市民窓口課の窓口時間短縮以前の朝夕の時間外について。

²⁵ 正式名称は「究極のサバイバルアタック SASUKE」。全庁調査は正に究極、正にサバイバル。悪意しか感じない。

²⁶ つくば市の保護率(生活保護受給率)も、令和8年3月末時点で0.5%(人口263,218人に対して被保護人員1,320人。茨城県生活保護関係統計資料参考)。全県は1.05%であるから、半分以下である。守谷市・つくばみらい市といったTX沿線が軒並み低くなっているのがわかる。高いのは、水戸市・日立市・古河市・県北福祉事務所・取手市・石岡市など。

さらに、現市長2期目の退職金を決めるインターネット投票の投票率も、0.5%(市長選の有権者数197,088人に対して投票者1,048人で計算)。エストニアの電子投票開始時の「利用率」1.9%と、有権者のうちつくスマアプリダウンロード数2.2万件(当時)に対する投票者数で計算した4.5%と比較し評価できるとしたつくば市であるが(令和6年11月定例会見)、エストニアの100%は「投票をした人」であり、1.9%はあくまでその投票方法であることに比べると、つくば市の100%は有権者数に対して12%程度のアプリダウンロード数であり、さらにその4.5%が「投票した人」である。これらを並べて比較して意味があるのか、統計が専門ではない私にはわからないが、どこかがんばっちゃってる感否めなかった。

(余談。投票期間中に644件アプリダウンロード数が増えたと同記者会見にはあったが、期間中は政策イノベーション部と人事課から市内在職職員向けの投票呼びかけも相当すごかったのも、もしかしたら職員もたくさんがんばっちゃったのではないだろうか。投票者の個人情報追えないので、この推測の真偽は確認しようもないし、否定もできないのが残念だ。)

0.5%の重さは、時と場合によって変わるものだろうか。私には統計も政治もわからないが、少なくとも私の請願に賛成してくれる議員が議会の10%以上はいることはわかる。実にエストニアの5倍以上(すごい!)。どうか第三者委員会の設置をお願いしたい。

➤ 障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について

・組織内の公然の秘密に【発覚】という言葉を使うことを止めてほしい。少なくとも私の在籍した令和4年度以降の係員会議で私は出席したら疑義を提示していたが、他の職員は「でもこのやり方でやってきてるから…」、「でも、先に支給しないと手続きが進まないから…」と不適正であることを認識しながら、「でも、でも」と多数決で押し切ってきたではないか。私の他にも問題提起した職員もいたが、管理職も多数派の意見を選んで決裁してきたではないか。県から指摘されて1週間で是正できたのも不適正の自覚があったからだ。

ちなみにこれは【障害者加算の誤認定】や【国庫負担金過少請求問題】、【県監査の虚偽報告】にも同じく言えることだ。「発覚」ではない、「バレちゃっただけ」である。正しい日本語で書けていない報告書は、その内容も正しくない。

是正する機会は幾度となくあった。「是正しない」という選択を組織として繰り返してきたのである。どこかいつか外部から指摘され、逃げ場がなくなるまで、ずっと。

・【正しい運用を知っていた職員 19 人】。これが全てだろう。知っていて是正しない。

・「【福祉事務所の裁量】で運用を変更できると考えていた」と市報告書にあるが、調査内容からは読み取れない部分である。誰がそんなことを考えていたのだろうか。本当にそんなことを考えていたのだろうか。その根拠は？「法に定めのない権限を自分は持っている」と勘違いしている公務員がいる」ということになるが、それは市民からしたら怖くないのだろうか。私はとても怖い。また「福祉事務所の」とあるためその裁量を行行使できるのは福祉事務所長で、その人に責任がある、という理解で合っているだろうか。確か記者会見で福祉事務所長は「管理職は課長と課長補佐」と回答していた²⁷が、上と下で責任の押し付け合いだろうか。

・【返還】について。その他診断書料については後述するが、年金裁定診断書料も実施要領に定めのない、誤った支給方法であり、その支出の正当性は公定力によって支えられていただけである。令和8年3月2日県との協議によって、市が追認し返還不要としたことで受給者との間での返還問題をクリアしたようだが、反対に過支給だとして生活保護法第63条で返還決定してしまった分はどうするのか。返還済みの場合、不当利得の可能性もある²⁸。

・【国への返還】についても、令和7年12月議会で不明瞭な答弁をしたままだ。その整理もつかないようでは、市の損害額は未だ確定できず、職員への求償もできないままだ。

➤ 障害者加算の誤認定について

・概ね前述のとおり。会計検査やケース診断会議など何度も是正の機会がありながら、是正してこなかった、組織的隠蔽体質がよくわかる事案である²⁹。

・市調査の結果、加算の正しい認定方法を「認識していない」と回答している管理職が多く驚いたことは請願7第4号でも書いたが、これを素直に受け取るなら、自身が決裁している内容なんて全く理解せずにハンコだけ押ししているだけで管理職が務まる組織ということになる。もしそれを否定するなら、自前の調査で「認識していない」と回答さえしておけば責任から逃れられる、と考えている組織ということになり、組織的体質は未だ何も変わっていないということになる。私はそのどちらの組織でも嫌だ。是正してほしい。

・【返還】の話は自立更生費控除の部分で他事案とまとめて後述したい。

²⁷ 障害者加算の誤認定の中での話ではあるのだが、加算の認定は保護開始と同時に進行する場合がほとんどで、その際の決裁権者は福祉事務所長その人である。その業務を把握していて会見で責任逃れの虚偽回答をしたか、問題発覚後も自身の決裁内容の把握すらできていなかったか。いろいろな「長」を兼ねておきながらこれでは無理解かつ無責任過ぎないだろうか。

²⁸ 請願7第4号39頁（※調査内容3の返還に係る考察）も参考に。誤った方法で支給したものをさらに誤った方法で返還させる。第三者による介入が是正のためにも必要不可欠だ。

²⁹ 市報告書訂正（添付資料8）によれば「書面調査対象は令和5年度福祉部管理職（部長・次長）うち1名」だそうだ。2人しかいないのだから両方に調査したらよさそうなものだが市はそれをしなかった。なぜか。調査以前に責任の所在・処分対象職員が予め決まっているから。これが「馴れ合い」でなかったら何だと言うのだ。どうか第三者による聖域なき調査を。

➤ 重度障害者加算の誤認定について

・何度でも繰り返すが、この事案の最大の問題点は【誤認定を認識した後、通常返還処理に進むべきところを異例中の異例対応で返還不要と決定し、その経緯を一部職員にだけ共有し、決定通知書やケース記録に一律に記載しなかったこと】である。「如何に誤認定が発生したか」ではない。市報告書は問題の本質を故意にすり替えている。

・では市は【なぜ】そのようなことをするのか。通常、生活保護費の誤支給(過支給)があった場合、それは本来支給すべきものではなかったわけであるから返還を検討する流れになる。しかし市はその生活保護業務の常識を曲げてまで返還不要を決めた。前述のとおり、在籍2年目・1年目でありながら翌年度人員・係増を決めた敏腕課長・課長補佐コンビがである。

その理由は【債権管理ができていないことをよく理解していて、債権をこれ以上増やしたくなかったから】だ。市の落ち度による過支給の回収は通常より難しくなりがちだ。そんな債権は増やしたくない。だから返還不要にして問題を隠蔽した。いわば背任である。

・障害者加算と同じく令和6年2月22日県からの確認を契機としているが、そこから件数を調査した障害者加算とは異なり、重度加算は5か月前に既に誤認定を認め削除対応・返還不要決定を済ませていたので、【早期PR、返還の必要性の早期再検討は可能だった】はずである。対象ケース数も当時わずか6ケース(うち5ケースが誤認定)、全世帯の0.1%未満でしかない。遅くとも令和5年度中には可能だったはずだ。遅延させた合理的な理由³⁰は。

・返還不要の決定がいかに不自然なものかは、例えば同じ令和5年度中に他に1件でも同じ理屈で返還不要と決定したケースがあるのかを調べれば明らかだ。だがそんな事例がないことも明らかだ³¹。そして、それだけの理屈がありながら、それを全ての対象ケースの記録に記載させず、しかし市報告書にはその調査も行わずに考察を記載できたこと、それこそが隠蔽の確かな証拠である。(【返還】の話は自立更生費控除の部分でまとめて後述する。)

➤ 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について

・概ね前述のとおり。以下、市の説明が未だ(足り)ない部分の一部を簡単に。

・【平成28年度会計検査】で法第63条適用に際し返還金を過少に決定していた事例2件について指摘を受けた。最初の是正機会。しかし組織的に対応しなかった。理由・原因は。

・【平成30年度県監査】で適正な債権管理を行うよう指摘を受けた。次の是正機会。改善方策まで報告しておきながら、実際には改善しなかった理由は。そしてその後の監査で債権管理を適切に行えていると回答しているが、それが虚偽にならない合理的説明は。

・【令和元年度会計検査】で債権管理(不納欠損)について指摘を受けた。再び是正の機会。しかし同じく組織的に対応しなかった。ここから不正額が増えていく。その理由(動機)は。

・【令和5年度】は6月係員会議に始まり、同年10月10日の職員との面談において明確に債権管理の不備と国庫負担金請求に触れ、当時の管理職が問題を深く認識していたことがわかっている。しかし令和6年8月21日PRや同日記者会見では「認識の欠如」があったとされ、市報告書でも曖昧な書き方のまま³²。問題を認識しておきながら、問題の発覚を1年も遅らせた令和5年度課管理職と、記者会見と市報告書で虚偽発表をした令和6年度部課管理職の、重大な故意責任に対する詳細な説明を求める。

³⁰ あえて「合理的」とするのは、市のこれまでの答弁が非合理的だからに他ならない。この疑問にもおそらく「障害者加算と併せてPRするつもりでした」等と答弁するのだろうが、それは法的合理性がないばかりでなく、現市長が対外的に示しているスタンスにも反するものである。そんな詭弁はもう聞き飽きた。どうか市民に対して誠実に答弁してほしい。

障害者加算と同列に語られる重度障害者加算の問題だが、似て非なるものである。なんでも障害者加算と一緒にしたがる市答弁は問題を正しく認識できていないか、論点すり替えの詭弁である。

³¹ もしそんな理屈で決裁に回すあるいはケース診断会議に諮るCWがいたら「生活保護手帳の読み方を知らないの？出し直し」と言われるほどの非常識な話だからだ。

³² 添付資料9：「特別職及び福祉部管理職の間での、生活保護不適正事案に関するロゴ3」(6頁)。

➤ **生活保護費支給の不適切な取扱い(現金支給)及び虚偽の報告について**

・ 前回請願(請願7第5号)も参考までにぜひ。CWによる現金取扱いは、年金裁定診断書料と同じく、【組織の公然の秘密】であり、本質的問題は県監査での虚偽である。

・ 令和5年度は良くも悪くも「業務改善の年」であった。熱心な管理職が異動してきたから。年度当初から「時間外勤務は必要なだけ申請していい」と言われ³³、RPA活用、SV・CW・会計年度職員まで業務の見直しが進んだ。債権管理体制も重点課題だったし、CWによる現金取扱い(特に単独での訪問支給)もそうだった。それが次年度係・人員増につながったのは紛れもない事実だ。その尽力に心より感謝して、だからこそ言いたい。10月職員との面談時にもCWによる現金取扱いを問題視していた管理職³⁴が11月県監査の項目を見逃したり、監査当日の口頭での質疑応答で事実誤認をすることは少ない。過失は100%あり得ない。【虚偽は故意によるものだ³⁵】。どうか真実を詳細に明らかにしてほしい。

・ 刑事罰に該当する可能性が高く刑事告発もされている事案である。市長も「(告発を)検討します。」と昨年7月に発表し進捗ないまま間もなく1年が過ぎようとしている。遅延理由は。

・ 【再発防止策】の観点からも再検証してほしい。【平成27年度】に取扱基準を定め、【平成29年度】にそれを改訂。【平成30年度】には方針を策定するも職員には共有すらされず、お蔵入り。毎年のように何かを作っているのに、現場は全く是正されないまま。いや、むしろ当初2人体制で訪問支給していたものが担当CW1人での支給になり、各種返還金の回収まで請け負うCWまで出てくる³⁶始末で、現場は悪化していった。

様々な基準・方針・マニュアル・再発防止策が作られても守られないのは、現場の実情を無視したものだ。虚偽報告にしてもそうだ。令和7年9月25日の請願委員会で「徹底した再発防止策」の意味を問われ、市は「書類を複数職員で多段階確認する」と答弁した。しかし思い出してほしい、CWによる現金取扱いは組織の公然の秘密だった。「管理職の指示の下さあ今年も皆で嘘をつきましょうね」と毎年繰り返してきたのである。そんな書類をいくら誰が何度どう確認しようが「うん、今年もちゃんと虚偽になってるね」としか確認しようがない。だから私は実効性のある再発防止策を求めている。地に足のついた対策を。そのためにまず全容解明が必要だ。どうか第三者委員会を。

・ なお2人体制が1人になったのも³⁷【不適正な労務管理とも密接な関係】がある。サービス残業を強要され過ぎて2人で訪問に行く余裕がなくなったからだ。残業代の節約のために犠牲になったものは数知れない。市民・職員双方の、法的・身体的・心理的、あらゆる安全性もそう。市報告書にはこの視点が決定的に抜け落ちている。見たくないものにもしっかり目を向けて検証をしていく必要がある。

³³ それが早くも撤回されたのは、令和5年6月29日係員会議でのこと。それ以降は令和6年度からの人員増までの間、「省エネ」営業となった。一部例を挙げれば、「生活保護システムだけ使う休日出勤なら(勤怠管理システムを使用しないからサービス残業でいいか)と指導したり、「ケース記録なんてコピペでいいんだよ、誤字さえ気を付ければ」と指導したり。不適切な指導も熱心だった。

³⁴ 添付資料10:令和5年10月10日社会福祉課管理職(課長・課長補佐2名)と職員の面談記録。令和6年夏の住民監査請求の代理人として提出したものに、今回「CWによる現金取扱い」関連部分を追加したもの。管理職が問題を認識していた証拠。

³⁵ 令和5年11月27日(県監査10日後)マニュアルG会議議事録(添付資料11)にも監査調書を作成し監査当日も出席した係長からの共有として「現金の取扱いについて、CWは取扱わない。」と明記されている。当日県とやり取りがあったことがわかる。

³⁶ 債権管理までできていなかったのだから、返還金の回収と偽って実は着服していたCWがいた可能性だってある。そんなことはないとも信じていたが、否定できるだけの確たる証拠はない。

³⁷ 「も」というのは、他事案も不適正な労務管理と切り離して論じることができないからだ。診断書料の本来かけるべき手間を惜しまざるを得なくなったのも、障害者加算で保護手帳を読む手間を惜しんで間違ったチェックシートに頼ってしまったのも、債権管理がおざなりになってしまったのも全て、厳しい労務環境によって追い込まれた結果であるとも言える。次に何を削れるか、それを突き詰めていった結果、一線を越えてしまい、途中からはその線すら見失い際限がなくなった。年度を追うごとに不適正の事案の種類やそれぞれの件数が増えていったことがその証拠だ。

なお令和6年8月8日定例記者会見で記者から労務管理と生活保護業務不適正事案の関連を問われた福祉部は回答を逃げた。こんな自明のことから逃げた。あれは現場を知る職員からすれば、裏切りでしかなかった。同記者会見で部下(課長と課長補佐)に罪を被せて逃げたことに対しても深く失望・落胆した職員は多い。

市には正しい情報を発信してほしい。質問には正面から答えてほしい、当たり前のことを皆願っている(声に出さないだけで)。

次からは請願7第4号で私が指摘し同年9月25日請願委員会で全て新たに認められたもの。同委員会で市の答弁を踏まえて論じる。

(公益通報等組織的ガバナンスの問題についてはまとめて後述。)

➤ ケース記録が不完全なこと

- ・市答弁からわかること;①過去に訪問記録が記載されていないものがあつた(事実認定)、②令和6年度県特別監査で指摘を受けた、③令和6年度以降は改善している。
- ・市答弁ではわからないこと;①過去記録がなかったのは年度ごとに何件ずつあつたのか、②特別監査で指摘されたのに市報告書に未記載の理由³⁸、③令和6年度の「いつ」から改善しているか、④なぜ令和6年度までは是正できなかったのか³⁹。
- ・他の事案にも共通するが、「改善している」で不適正事案を公表しない理由になるのか。新たな隠蔽の言い訳にならないだろうか。市として不適正事案の公表の基準があるはずで、それを容易にいじるべきではない。

改善に着手してしまえば公表を逃れられるなら、不適正事案発覚時に報告しようとは誰も思わなくなってしまうのではないか。新たな隠蔽のインセンティブ。この負の連鎖はもうここで終わりにしないか。ちっとも市民のためになってない。

- ・重度障害者加算の誤認定で加算を削除した記録を該当CW全員が該当ケース全部でケース記録に書かなかったことはなぜか。市はまだ答えていない。
- ・CWの訪問による現金支給について「口外するな」、「記録に書いてはいけない」と指示があつたと市報告書にも記載があるが、その部分の記録の追完は必要だったのか、そして作業は完了しているのか。

➤ 重度障害者加算削除の保護決定通知書に削除理由の記載がないこと

- ・市答弁では回答から逃げ、また「改善している」とだけ答弁した。重度障害者加算の誤認定問題にはなにか触れてはいけない理由があるのか。
- ・非常に重い不利益処分であるのに、決定通知書に理由も記載せず、加算を削除した記録すらケース記録に組織的に一律に残さない。市はまだ何も答えていない。

➤ 扶養義務者(戸籍)調査が不完全なこと

- ・市答弁からわかること;①戸籍調査が未完了のケースがあつた(事実認定)、②現在は係長が進捗管理をし、会計年度職員もCWをフォローし、実施体制を強化し調査を進めている(是正途中)。
- ・市答弁からわからないこと;①未完了があつたケース数、本来すべき調査の何割が未完了だったか、CW・SVごとに偏りはあつたか等。②是正の進捗状況は。③なぜこれまで体制が脆弱だったのか、なぜ是正してこなかったのか、そしてその責任の所在は。
- ・さらに検証を深めるなら;④戸籍調査をサボっていたCWの時間外勤務の状況は、そしてその人事評価は。⑤県監査の回答も虚偽だという認識があつたか、等。

➤ 扶養義務者(管外)調査が過剰なこと

- ・市答弁は答弁になっていなかった。今回は割愛。問題の詳細は請願7第4号をどうぞ。
- ・出張の必要性の説明、十分な復命、出張と旅行の線引き。つくば市の課題だ。

³⁸ 令和7年10月記者会見想定問答では「福祉部報告には、令和6年度中に公表したものと令和6年度の茨城県の特別監査で指摘を受けたものを記載しています」になっていたが、それは事実でないことになる。

³⁹ 私が福祉部長からケース記録残務を理由に責められたのは令和5年度だった。なぜそこで組織的に適切に進捗管理をする方向には進まず、私個人が責められ「ノー残業デーに一人だけ残って小会議室に籠って記録を書け」と指導されたのか。内部で発覚するだけでは責任の押し付けで終わり、外部(県)に発覚し指摘されて初めて是正を行う。これまで見てきたのと同じ構造である。

➤ 被保護者死亡後の各種問題

・市答弁からわかること;①事務処理は改善している(=過去の不適正事実認定)、②対応中のものがある(是正途中)、③その結果により必要な場合には公表を考えている。

(1) 生活保護法第 80 条免除と遺留金問題

(2) 遺留金と葬祭扶助問題

・市答弁①;「令和5年度まで単身の被保護者が死亡した際に返還できないことから、システム上の処理として、法第 80 条による返還を免除するという取扱いがされていた(事実認定)。「令和6年度からは遺留金として取り扱う」(改善状況)。

・市答弁②;「令和2年4月に遺留金品取扱要領を定め遺留金を受領し葬祭扶助費に充当する取扱いはしていたが「死亡者の預金払い出しを求める取扱いを実施していなかった」(事実認定)。「令和5年度の途中から預金の払い出しを依頼し適切な対応を開始」(改善状況)。「過去の対象者を調査し遺留金を葬祭扶助費に充当する対応を進めている(是正途中)。

・市答弁【重要】;「過去の遺留金の取扱いについては、当時の取扱いに不足していた事務がありました。対象者の口座のある金融機関へ払い出しを請求し遺留金が市へ振り込まれた場合、その年度において国庫負担金の精算をすれば損害等の影響がないため、令和6年度から令和5年度抽出した対象者の口座のある金融機関へ連絡し、対応方法を確認して、必要な書類を送付し、入金払い出しを依頼しています。しかし金融機関ごとに手が異なることや、口座開設時の住所と死亡時の住所が違ふことで、再調査を依頼しているケース、既に解約されている場合には相続人へ通知し葬祭費を請求していくケース、証拠書類の確認など調査中のものが多いため内容について精査して結果により必要な場合には公表することを考えています。」

⇒解説;市報告書公表から3か月以上経過した、昨年9月請願委員会の時に「まだ調査中」で是正途中だった遺留金不正処理問題。それからまた9か月経つが、現在の進捗状況はどうだろうか。「調査中が多い」・「公表を検討中」ということは損害額が未確定ということであり、それは「解決していない」ということでもある。「令和5年度から改善を始めていたから報告書には記載していない」という割にはとても残念な対応である⁴⁰。なお言わずもがなであるが、職員処分・職員求償をするにも不可欠な情報であり、公表する必要はある。

・CWが見たことない遺留金品取扱要領⁴¹。存在はしても使われないマニュアル。実際に活用できずに不適正処理を防げていない。

・遺留金不正処理問題も令和4年度に職員から内部で指摘を受けているはずだ、しかし是正せず訴えを潰している。どうして同じ過ちを繰り返す組織なのか。請願7第4号で触れたのに市は答弁からも逃げた。組織の体質は令和7年度になっても何も改善がない。表面化した個々の問題だけを是正していったところで、組織として根幹が変わらなければきっとまた繰り返してしまう。

(3) 処分できない財産があるケース

・今回は割愛する。ちなみに、現金以外の財産で、ホントに「多額の預金」だけですか？

⁴⁰ 市答弁の真偽含め、市の対応を検証するため、現在行政文書開示請求中である。請願に間に合わせたかったが、法定の15日・60日を超えて、開示まで半年(!)もかかるそうなので、残念ながら今回は見合わせざるを得なかった。今回不採択になれば、次の請願でその検証結果を論じたいと思う。

しかしながら、である。開示請求の手間もそうだが、実際文書を開示する市側の負担も考慮したら、現実的な問題としても、第三者委員会に任せてしまうのが良いと、私は思う。請願を審査する市議会の負担、保身のために答弁を作成する市の負担、開示請求の負担。第三者委員会から必死に逃げ回っていることで増えている負担は馬鹿にできないと客観的に見て思う。第三者委員会は業務適正化・業務効率化の両方を進めることができ一石二鳥である。市民のため、職員のため、市のためにどうか英断をお願いしたい。

⁴¹ 換言すれば、県監査で「遺留金取扱要領がある」と回答していたのは、結果ラッキーだっただけの可能性もある。

➤ 令和5年9月7日生活保護訪問業務中の暴行(公務執行妨害)事件

・概ね前述のとおり。詳細は割愛する。市答弁も事件には触れず失望した。複数訪問体制がどうして事件から4か月も経ってからでなければ実現できなかったのか。今一度組織の在り方を考え直していただきたい。私たち職員は組織の捨て駒では決してない。市民と市のために働くことに命は賭けても、捨てはしない。私からは次の1点だけ述べる；

・【複数体制訪問】は私が入庁した当時(平成30年)から、安全対策もそうだが、新規相談対応数の公平化・事務処理の平準化・CW 質向上など⁴²を念頭に、社会福祉課管理職に繰り返し提言していたことだった。

CW であれば誰も訪問業務で一度は怖い思いをしているものだ。暴力的なものもそうだが、性的な嫌がらせなんかもあったりする。もちろんある程度慣れてもくるが、怖いものは怖い。「事件」そのものも怖い、ひとり訪問だとしても何かあったときに証言してくれる人も、身の潔白を証明してくれる人もいない、そういうまた違った怖さが生まれる。

平成30年以降それこそ私自身がCW業務に就く前から提言をしてきたわけだが、答えは決まって「今の人員じゃ無理。つくば市は福祉職がCW やっているから大丈夫」だった。(私はそれを知っているから、令和5年度管理職が通常の話し合いだけでは人員増・係増を実現できないだろうこともよくわかる。「CW の働き方が～」、「業務量が～」は今に始まった話ではないのだ。それまでも人員を要望して断られているのだ。実現には裏がある。)

この事件で一番傷ついたのは他ならぬ殴られた本人だ。二番目はそれを真横で目撃してしまったCWだ。それに比べれば私は大したことはないと思う、でも傷ついたのは確か。こうなることを知って提言していたのに、恐れていたことが遂に現実になってしまったのだから。

しかも殴られ蹴られただけでは足りず、被害CWの涙があり、措置要求があって、やっと複数体制訪問は実現した。遅すぎる。本当に遅すぎる。

CWの犠牲は必要だったか。事件が実際に起きないと安全対策の意味もわからない市役所なのか。もしもあのとき刃物が使われていたら、職員は今いなかったことだろう。今一度安全対策・安全配慮義務について検討していただきたい。市報告書では不十分だ。管理職あなた方の「保身術」はもうたくさんだ。職員を、その命を、どうか守ってください。

➤ 「マニュアル」について

・今回は割愛。「マニュアルを欲しがるのは甘え」発言の事実確認は済んでいますか？

➤ 誤配送等問題・カラ訪問(あるいはつくば市の「再発防止策」)について

・概ね前述のとおり。

・市答弁「カラ訪問は、平成30年度に発覚し、その後再発防止策が取られましたが、実効性のあるものではありませんでした。令和6年1月16日以降は原則複数人訪問を実施しており再発防止を図っています。」を聞き限り、平成30年8月に発覚したカラ訪問の実効性ある再発防止がとられたのは令和6年1月ということになり、その5年半の間はカラ訪問の可能性を否定できないことになる⁴³が、大丈夫だろうか。これが問題発覚後速やかに公表し実効性ある再発防止策を立てる必要性を訴える理由である。実効性を欠く再発防止策には意味がなく、問題は放置されるだけ、表面化する・しないの違いだけである。

⁴² 市答弁にほとんどまんま採用してもらって有難い限りである。(でもじゃあ、なぜ6年以上もかかったんだろうね。)

余談になるが行政文書開示請求で入手したケース診断会議録を見て驚いた。私が令和5年度に作成した様式が現役だったから。「合わない」「異動させちゃう？」のパワハラで作成者本人は外に出されてしまったが、私の様式だけは活用していただけて有難い。このことから、実利を重んじる組織文化であることがよくわかる。

⁴³ 私はその可能性は高いと考えている。それは暴力事件後も複数訪問に強く反対するCWが一定数いたことから推測できる。訪問をしなかったという、完全なるカラ訪問だけではない。訪問はしても、実質的中身のない(=カラ)訪問だったCWは多かった。複数訪問体制が実現できて本当に良かったと思う。つくば市生活保護業務(特に訪問支援業務)の質は確実に向上したはずだ。

➤ 第三者求償事務の事務懈怠問題

・市は令和4年度の個別具体的1ケースについてのみ答弁しているが、【他にもあったはず】である。請願委員会までに調査が終わらなかったのか、隠蔽したままなのか。

他事案にも共通して、市答弁は抽象的な表現が多く、不適正事案の中身・事実ではなく改善中であることばかり強調して、具体的な件数・事実が示されたものがほとんどない。答弁技術の問題は後述するとしても、市答弁の抽象性が示すのは「改善中だから市報告書に記載しなかったとしながら、請願委員会までに事案の実態調査(件数等)すら未了だった」という、令和7年度もまだ業務管理が不十分であるという事実である。

そしてそれを「調査中」ではなく「改善中」を答弁で強調してしまうところに、問題を矮小化しようとする意図が見え、組織の隠蔽体質が現在も健在であることがわかってしまう。残念でならない。市の答弁を聞くたびに第三者委員会の必要性をより強く痛感する。

・再調査をお願いしたい。が、市ももう限界だろう。第三者委員会での検証をお願いする。

➤ 戻入と歳出についての事務ミス

・今回詳細は割愛する。

・市答弁の中で、その是正の契機について「令和5年度中に県から国庫負担金の取扱いについて連絡があり誤りに気づいた」とあるが、そのタイミングで国庫負担金過少請求問題を県に自首しようとは考えなかったのだろうか。

結局「指摘されたことだけ」「バレたところだけ」直す組織である、ということだ。

請願7第4号で指摘したのは生活保護業務関連が11項目。市報告書は7項目。やはり公表しないものの方が多いということがわかる。「表面化」しないと報告も公表もしない、隠蔽体質の組織は、市長・副市長が減給処分になり、請願を4度受け、報告書を作成しても何も変わっていないということだ。どうか第三者委員会での検証を。

➤ 社会福祉課の「印鑑コレクション」

・詳細は割愛。事実認定されて何より。実際はその存在より使用方法が問題だとは思う。

ちなみに、「被保護者死亡後」に関連した話をひとつ。

これは生活保護法に限らず墓地埋葬法・行旅死亡人法も含めた、引き取り手のない御遺骨の話になる。つくば市にもそうした御遺骨のための無縁墓があるのだが、少なくとも令和5年度時点ではその容量が十分ではなく、御遺骨を市役所本庁舎一階の倉庫に置いていた。

「置いていた」という表現は不適切に思えるかもしれないが、令和5年度中に関係者から指摘され倉庫内の棚に上げる⁴⁴までは火葬場から持って来て倉庫の床に直に置いていたのだから、そのように表現せざるを得ない。

私の記憶に間違いがなければ、多いときで10柱以上、期間は長いものだと1年以上は普通にあったろうか⁴⁵。

つくば市福祉部は、お亡くなりになられた住民への扱いも不適正なのだ⁴⁶。

⁴⁴ 「棚に上げる」はありのままの事実を描写したのだが、意図せず、問題を棚上げするだけの市を象徴する表現になってしまった。

⁴⁵ またこんなことを書くと、おそらく委員会開催までに御遺骨は移動されて「そのようなことはありましたが、現在は改善しています」と答弁されるのだろうか、と思う。結果論で言えば「改善」は実に結構なことなのだが、「自浄能力がない」という意味での過程論では組織としてまだまだ「改善」すべきことがあるだろう。

⁴⁶ 人にせよ組織にせよ、その本質とは、この「見えないところでの態度」に一番正直に表れる、と私は考える。「保護を受けてるような人はお金があれば使っちゃう。返還金が返ってくるなんて期待できない」と係員会議の場で弁を振るった管理職がいたように。

公務員(行政)は、全体の奉仕者として、市民住民への敬意を忘れてはいけぬのだ。

そして請願7第5号で指摘した事案⁴⁷。或いは市報告書公表直後に行われた令和7年度県監査で指摘を受けた項目。令和8年3月5日請願審査特別委員会⁴⁸の流れに沿って議論する。

なお本来であれば上記に含まれる公益通報制度(通報者保護)についてはまとめて最後に記す。

➤ 500件超の文書料問題

・市答弁からわかること①;文書料には7種類ある⁴⁹。

⇒解説;これは単なる事務ミスではなく文書料の支給事務全般にわたって関係通知を参照していなかったことを意味する。組織として正しい手順をそもそも認識していなかった(或いは認識した上で簡便な方法を組織的に選択していた)ことを示している。

・市答弁②;問題認識時期→年金裁定請求診断書(令和6年1月県から電話で確認)。その他6種類(令和6年度県監査(同年7月)で運用を確認)。

⇒解説;令和6年1月県から1種類指摘された段階で他6種類も自主的に点検すべきだった。しかし、前述のとおり年金裁定請求診断書料は「正しくない」と認識しながら継続していたわけで、このことから「バレた」ものだけを是正する組織の体質がよくわかる。他6種類は改めて指摘されるまで点検せず放置した、と言える。

・市答弁③;是正時期→年金裁定診断書料(令和6年1月16日)、他6種類(職員:令和6年10月、医療機関:同年11月、受給者:同年12月)→令和7年1月に完了

⇒解説;年金裁定診断書料は1週間で是正できたが他6種類は半年かかっている⁵⁰。1週間で可能なことに半年も要した理由について市は答弁していない。また誤った運用を管理職が指示(或いは少なくとも積極的に放置)していた事実があるのだから、「管理職が職員に周知し是正した」との表現は適切ではなく、「自ら長年誤った運用を行っていたことを認めた上で是正した」との表現がより適切である⁵¹。

・市答弁④【重要】;県と監査(一般・特別)でのやり取り→令和6年7月一般監査(年金裁定診断書料の是正を報告し他6種類を確認される)、同年8月特別監査(令和5年度診断書料不適正支出の全ケース(104件分)を含む一次扶助積立額一覧表を提出(証拠あり))。是正

⁴⁷ とはいえ、である。確かにこれらも請願には書いたが、より重要な問題は悉く無視されてしまったまま不採択にされた。

より重要な問題とは、「県監査への虚偽公文書作成及び行使について」や「障害者加算の誤認定とその隠蔽について」、そして組織的ガバナンスの問題全部。つまり最初の請願から一貫しているテーマ「問題を認識しておきながらなぜ是正ができなかったのか。市の自浄作用はなぜ働かないのか」について委員会で議論されていない。全く機能不全に陥っている公益通報制度ですら、私の請願で提案した…いや、失礼、議員提案で実現した外部通報窓口を宣伝して終わり、制度の本質的な問題は放置されたままだ。ここまで徹底的に議論を避けられてしまうと、市と議会とで何らかの事前調整があり、議会も問題の矮小化・隠蔽に加担している、と考える必要が出てくるかもしれない。

⁴⁸ 3月5日委員会も実に興味深いものだった。市の答弁で重大な問題が提起されていながら、委員はそれに気が付けない或いは見逃して、またも不採択にしてしまうという「歴史的汚点委員会」。疑似百条委員会のつもりだとすれば残念ながら能力不足。それを否定するなら、不採択という結論ありきの八百長委員会が聴せなかった、ということになる。「第三者委員会の必要性の有無」という請願の主題から逃げずにきちんと議論していただきたい。

⁴⁹ ①障害年金の裁定請求に必要な診断書、②同・受診状況証明書、③身体障害者手帳取得のための診断書、④特定医療費申請のための診断書料、⑤自立支援医療申請のための診断書料、⑥出生証明書、⑦障害福祉サービス利用のための診断書、以上。

⁵⁰ 行政文書開示請求で開示された社会福祉課内で課長補佐から課員への周知文(添付資料12)は「令和7年3月1日」付けであり、市答弁との整合性が取れない。「令和6年10月(21日)」に職員向けにどのように周知されたのか、疑問が残る。なお同月の係員会議録(2日)にも該当する記述はなく、21日の会議録は存在していない。職員に向けてどのように周知されたのか。

⁵¹ 同じく開示請求で開示された、医療機関向け・受給者向けの案内文には「検診命令の運用に統一する」とある。一方、上記注釈の職員向け周知には「①検診命令に基づくもの、②医療扶助運営要領に基づくもの」があり、「運用を分けたい」としている。このダブルスタンダードから生じる問題とは何か。以下に解説する。

検診命令とはその名の通り「命令」であり、生活保護法第28条第1項の規定に基づき、「検診を受けない場合には保護申請が却下され、または保護が変更・停止・廃止される」可能性がある、強制力を持つものである。対して医療扶助運営要領に基づくものはあくまで他法他施策の申請に必要な診断書料を支払うための「依頼・請求手続」に過ぎない。

これらを内部向けには明確に区別しながら、外部向けには「命令」の運用に統一しているということで懸念される問題点とは、受給者に命令ではないものを、保護上の不利益を伴う命令であるかのように誤解させ萎縮させてしまう(可能性がある)ということ。

さらには、本来受給者宛てに発出すべき検診命令書を医療機関に送付すると説明されているため、命令であれば本人に説明と不利益警告がされていない問題が生じ、反対に命令でなければ「検診命令書」という名称の使用が問題になる可能性がある。

これが県からの指導や助言に基づく「是正」だと市が言うのであれば、或いは県がこれを見て「是正」できているのであれば、県のチェック機能は全く機能できていないことになる。

方法を県に相談)、同年11月一般監査に対する改善報告書を提出(全種類の文書料について実施要領及び別冊問答集に基づいた運用に是正する旨記載)。

⇒解説;令和7年度監査指摘事項「新たに認められた」は事実と反し不正確である。そしてそれを市から表現修正依頼され県は拒否した。市・県の責任の押し付け合いの構図であり、チェック機能が不全という証拠でもある。さらに「是正方法を県に相談」ということは本来市が自力で行うべき正しい事務手続の判断ができなかったことを示している。行政組織として市の基礎的能力に問題があることもわかる。

・市答弁⑤【重要】;令和5年度分のみを提出した理由→(県から)令和5年度分のみ提出を求められたため。

⇒解説;監査対象年度だけしか「求めない」県と、「求められなかったから」(他年度分は)提出しなかった市。監査が対象年度の帳尻合わせのためだけ(の形式的な)ものになっている県と、「聞かれなかったから答えなかった」と隠蔽体質を最早隠そうともしない市。この市が行う自前の調査も、この県が行う監査も、どちらも実効性に疑問符しかつかない。この両者では問題の完全解決は構造的に不可能。第三者委員会による検証が必要だ。

・市答弁⑥;対応方針・令和8年3月2日県との協議内容→令和7年度監査時に支出根拠を明確にしておくよう県から指示され同年8月県に一覧を提出。令和8年3月2日⁵²県との協議結果550件⁵³の不適正事務についてa)支給要件・支給目的・金額に誤りなく、b)やり直しは影響が大きいと、遡及変更はしないとの結論に至り、県の上承も得た。

⇒解説;そもそも手続きの違法性(過程論)が問題の本質であり、a)の理由(結果論)は論点のすり替えである。「結果オーライ」は行政法の基本原則に違反する。b)の理屈では「大きな問題ほど是正されない」というモラルハザードを生み危険である。(上承する県も県だ)。

・市答弁⑦;市長への報告→令和6年5月事務手続の誤りと過支給について市長報告。同年7月PR。8月特別監査で県には一覧(令和5年度分104件)を提出したが市長への報告はなし。令和7年9月県監査指摘(500件超)を市長へ報告⁵⁴。

⇒解説;市長は1年以上自らの組織の不正の全体像を知らされていなかったことになり、市長が知らなかったのであれば、「すべて改善した」という市長発言自体が不完全な情報に基づく誤った認識だったことになる。

・市答弁⑧;PRで件数を公表しなかった理由→部内で協議し過支給分のみと判断。

⇒解説;情報が組織的に統制され、法令に基づかない公表・非公表の線引きは危うい。

⁵² 当初2月25日に予定されていた請願審査特別委員会が3月5日に延期され、その間に県との協議が入った。このことは委員に対する印象操作ではないか。或いは、委員会の日程は委員長が決めることから考えれば、市と市議会との事前調整があったことを窺わせるものであり、いずれにしても、請願者としては看過し難い不正な進行・審査である。

⁵³ 「500件を超過」(令和7年度県監査指摘)、「543件(令和元年度から令和5年度)」(県住民監査請求結果)、「545件」(特別職とのロゴでの報告。添付資料9・24頁)、そして「550件」。正確な件数は何件で、金額はいくらなのか。是正完了が令和7年1月だと言うならば、令和6年度分もあるはずで、それが7件(5件?)だけとは思えない。各年度の件数・金額は公表されるべきである。

⁵⁴ 特別職・福祉部管理職のロゴ(添付資料9・23頁)での副市長の指示「想定のとおり12件以外は間違いがなかった旨答えてください」しかり、令和7年記者会見想定問答(添付資料3・9月7-8頁)しかりで、令和7年9月時点においても「誤支給」と「過支給」の違いを正しく理解・認識できていなかったことがわかる。つまり、この市答弁自体が時系列を正しく整理せずに行われているもので、限りなく虚偽に近い詭弁である。そして同時にこのことはそれ以前の同年6月に市報告書を公表した時点においても問題を正しく理解できていなかったことを裏付けるものでもある。だから「500件」は市報告書に記載されなかったのだ。

また、この「500件」という数字・問題は令和6年7月29日付け住民監査請求の同年9月6日付け追加資料(添付資料13)でも言及されているが、市はその同月17日付け弁明書(添付資料14)で「上限額を超過した支給はなかった」と主張している、やはり「誤支給」と「過支給」を正しく理解できていないこと、過程論を結果論にすり替えていることが確認できる。実際には特別監査で令和5年度分一覧を提出したのと正に同時期であり、過程論(手続の違法性の議論)であることは認識していたはずである。さらに弁明書は市長決裁を受け、市長名で発出したのに、件数を市長へ報告はしていなかったことになる。

以上から、令和6年8・9月と一年後の令和7年9月に、市は同じ主張をしていることがわかる。その原因が問題を正しく認識できていなかったことにあるならば、市報告書は誤った認識に基づいて公表されたことになる。反対に問題は認識した上で、論点をすり替え、県には報告しながら市長には報告していなかったのだとすれば、組織的な隠蔽が行われたことになる。いずれにせよ第三者委員会による検証が不可欠だ。

・【総括】：市の自浄作用と県の監査機能、双方の限界が明確になった事案だと言える。

市⇒指摘されないと是正せず、指摘された分しか是正しない。報告も求められないと提出しないし、求められた分しか提出しない。県には報告し、市長には報告しない。市報告書の公表後も誤った認識のままだった。是正方法は県に相談で丸投げ、自力で是正できない。県⇒監査対象年度しか見ようとせず、その先の不正の可能性を見て見ぬふりする。監査指摘「新たに認められた」は事実と反し不正確だが訂正もしない。

そんな市と県は互いに責任を押し付け合い、県が住民監査請求されたら市と協議して、過程論を結果論に置き換えることを了承し、問題の重大さ故に是正はしない結論を出す。

県は最早第三者足りえず、市・県の両方に期待はできない。真の第三者が必要である。

➤ 扶養能力調査の不備

・市答弁；虚偽との指摘はなかった。監査資料・全項目について点検は行っている。

⇒解説；「監査調書では『調査できている』と回答しているのではないかと質問され、「虚偽との指摘はなかった」と答弁しているが、県が「虚偽」という単語を使用しなかっただけで、実態として不十分な調査を『できている』と事実上の不実記載をしていたわけである。「虚偽との指摘はなかった」は「虚偽ではなかった」と同義ではない。このような答弁技術が組織全体に浸透していることが問題の闇深さを如実に物語っている。

➤ 自立更生費問題(その不透明な運用及び返還決定率から見える不平等)について

・市答弁①；一般的には認められない自立更生費控除が認められた根拠→個別の詳細を答えることはできないが、ケース診断会議を行い、ケースの個別の状況や病状、生活環境・居住環境などを詳細に確認し、検討している。

⇒解説；個人情報範囲を拡大解釈し、議会の監視機能を過度に制限する答弁も問題だ。判断基準・検討過程は個人情報に触れず答弁できるはずである。また、ケース診断会議は形式的正当化装置に過ぎず、判断基準の透明化と外部からの検証ができて初めて実質的意味を持つものである⁵⁵。

・市答弁②；(自立更生費控除後の)返還決定率の年度比較→(令和4・5年度に比較して)令和6年度だけ低い理由は「わからない」。

⇒解説；自らが算出した数字の変動理由が「わからない」。基準変更か、対象者の状況か、担当者の判断か。担当する業務データを分析・説明できないということはPDCAサイクルが機能できていないことを示している。

・前回請願の数字を改めて記しておく⁵⁶；(※返還決定率＝返還決定額／返還対象額)

R4年度 対象額 29,446,813 円 決定額 29,303,423 円 →返還決定率 99.5%

R5年度 対象額 27,016,306 円 決定額 26,307,561 円 →返還決定率 97.4%

R6年度 対象額 37,409,830 円 決定額 29,689,563 円 →返還決定率 79.4%

問題が発覚した令和6年度は、その返還対象額は前年度比約1,000万円増えたが、返還決定率は2割下がった。誤差の範囲ではないのは明らかで、市には説明責任がある。

・もちろん個別事案の検討過程も重要。しかし、前回から私が強調しているのはその不平等である。平等は法の大原則。説明できない市に代わる第三者委員会が必要だ。

⁵⁵ 年金裁定診断費料の例を思い出していただきたい。つくば市福祉部はケース診断会議を利用することで違法な運用を組織的に正当化してきた、負の実績がある。ケース診断会議は小さな議会ではない、多数決だけで正当性は決められないのだ。

⁵⁶ 令和7年度生活保護法施行事務監査資料より。なお令和5年度同資料を確認すると、さらに過去2年間を見ることができる；

R2年度 返還対象額 30,480,625 円 返還決定額 27,567,005 円 →返還決定率 90.4%

R3年度 返還対象額 43,875,982 円 返還決定額 40,639,130 円 →返還決定率 92.6%

令和6年度を除く4年間の平均返還決定率は94.6%。令和6年度を含めても5年間で91.2%であり、令和6年度だけ突出していることが見て取れる。

➤ 県監査虚偽(組織的隠蔽体質)について

・委員質問;報告書ではCWによる現金支給について「外で言わない・記録に記載しない」よう指示があったことが判明している。報告・公表のする・しないが内部で選別され、市長にも正しい情報が伝わっていない。この組織的問題に対する具体的な是正措置は何か。

・市答弁;①当時の管理職から虚偽回答を指示していたと考えられるが②現在では管理職は確認をしており不適切な事務処理は改善している。③健全なコミュニケーションがあり、問題を隠蔽したり、矮小化するようなことはない。

⇒解説;①「考えられる」は推定表現であり、原因究明が完了していないことを示している。誰が、何を、いつ、なぜ指示したのか。事実認定すら完了しないまま「改善」も処分も不可能である。再発の防止もできない。②管理職は何を、どのように確認しているのか。属人的ではなく制度的再発防止策が必要だが、それは市答弁からはわかりえない。③「500件超」を市長に1年以上報告していなかったと答弁した直後の「健全なコミュニケーション」論。すごい説得力。そして、これは精神論でしかなく、組織の再発防止策ではない。

これこそ第三者委員会が必要な最大の理由である。当事者が当事者を調査し、当事者が「改善した」と自己評価し、その自己評価を検証する手段がない。内部の調査では「部内で協議して」すべてが処理される。市長にすら情報が上がらない。この状況で、議会が市の「改善した」という答弁を信じるとすれば、議会のチェック機能も同様に空洞化していることになる。

以上、令和8年3月5日の請願審査特別委員会は結果不採択であったが、皮肉なことに、その議論が第三者委員会の必要性を一番雄弁に証明してしまった。

最後に組織的ガバナンスの問題についても少し触れておく。詳しくはこれまでの請願を参考に。

➤ 公益通報制度について

一連の請願を通じて、外部通報窓口ができたことには感謝する。その上で苦言を少々。

まず、最初の不適正事案公表から外部通報窓口ができるまで1年半かかったことは遅いと評価せざるを得ないだろう⁵⁷。そもそも不適正労務管理しかり生活保護関連事案しかり、内部で是正を求める職員の声が組織に潰され隠蔽される構造が証明されているのであり、外部通報窓口の遅延は実質的に通報者を保護しなかったことを意味する。

さらに、請願7第4号(4頁目)でも触れたが、県に対して使用した「元社会福祉課職員からのほぼ毎日にも及ぶメールや電話による問合せ」⁵⁸という福祉部の言い回しは、通報者の社会的評価を不当に低下させるためのものであり、それも通報者保護に違反すると言える。

(諸事情あるにせよ)通報者が通報後に部署異動させられたこともそう。通報後に人事課担当者から呼ばれ「通報はパワハラへの仕返しじゃないよね?」と個人的に聞かれたこともそう。通報者を保護する気がなく、通報内容そのものすら保護(受理・調査)する気がない市全体の組織的体質・空気。逆に保護されたのは、請願審査特別委員会で秘密会にされた時だけ。しかし本当に保護されたのは通報者か、それとも市か⁵⁹。

⁵⁷ 正式には「つくば市職員等公益通報」であり、職員限定ではない。しかし、令和8年3月5日請願委員会での総務部答弁によれば「令和7年12月25日に全庁宛てに通知した」とあるだけで、市役所外部に向けて通知したとの説明や、外部窓口の詳細に関する説明はなかった。そして令和8年4月2日時点で市HPの公益通報に関するページは外部窓口について案内がないままであり、HPが更新されたのは同月15日である。つまり、外部通報窓口は確かに1月から設置されたものの、4月まで利用できなかった対象者が多くいたことになる。制度はあるが利用させる気はない、そういう総務部の「本音」がよく表れたエピソードである。

⁵⁸ もちろん事実ではない。実際は、3か月超の該当期間に送ったメールは2桁にも届かず(送っても返事がないから)、電話は片手にも満たない(かけても居留守使われ、折り返しはないから)。

「ほぼ毎日にも及ぶ」はその後の「対応」にかかっている、とする当時の課管理職の言葉があるが、一方で福祉部長は当該表現が不適切だったことを認めている。しかしその部長も県に対する市文書の文言訂正は拒否している。県に県文書の文言修正を求めたつくば市が、である。ここでも対内部(一部職員)と対県で二枚舌を使い分けている構図が見て取れる。

⁵⁹ 秘密会で言及した内容はその後議論できず、あれは非常に不当な扱いだったと今でも思う。委員長の不公正な運営に抗議する。

問題点を挙げればキリはない。強調したいのは外部通報窓口は万能の解決策ではなく、解決策のひとつに過ぎないということだ。窓口の場所だけ変わっても、その中身が同じままでは、制度は変わったとは言えない。

そして委員の皆様と考えていただきたいのは、この委員会そのものが公益通報の窓口であり、ここでの議論が通報に対する回答になるということです。これまでの議論を見た職員たちが「私も公益通報をしよう」と思えるものに果たしてなっているでしょうか。残念ながら、私にはそうは思えません。「問題は見て見ぬ振りしよう」「みんなと同じ間違いをしよう」「それが嫌になったら市役所を辞めよう」、そう思うってしまうのではないのでしょうか。

私の請願は確かに市に対する批判のように思えるかもしれませんが。しかし私はつくば市の職員であり、つくば市を、つくば市民を大切に思うから請願をしています。大好きなつくば市が今よりも良くなれると信じているから、公務員の務めと己を奮い立たせ請願しています。委員の皆様もきっと同じ志を持ち、同じ方向を向いていらっしゃるはずと私は信じています。ここでの議論が市の公益通報制度の今後の方向性を決めるものとなることを忘れず、職員誰もが市の業務の間違いを気が付いた時に安心して声を上げられるように、そしてその声は受け止めてもらえるのだと心から信じられるように、どうかよろしくお願いいたします。

➤ 職員処分・求償について

詳細は割愛するが、これまで見てきた通り、答えの出ていない問題点や、市の損害が確定していない部分もまだ多くあり、**処分も求償も時期尚早**というのが私の考えだ。

まずは全容解明し、処分・求償はその上で公平公正に行うべきである。不公正で恣意的な処分は、次の「バレなければ大丈夫」を生み、次の「今更掘り返したら大変なことになる」を生むだけだ。負の同調圧力が強まり、隠蔽はより深まり、公益通報はより容赦なく潰される。

次世代には遺恨ではなく正しい教訓を残せるよう、第三者委員会での検証を求めたい。

結びとして。

今回も私なりに精一杯書いたつもりではいる、問題を報告・公表・是正する機会がたくさんありながら組織の自浄作用が働かなかったこと、組織的に「隠蔽」する選択を繰り返してきたこと、結果的に問題は膨らんでいってしまったこと、今なお組織の体質は変わっていないこと。しかし残念ながら問題点全てを網羅できているわけでは決してない。流れの中で削った部分もあり、現在まだ行政文書開示請求の途中で資料が十分でない部分もある。それに当然私が気付いていない部分もまだ数多くあるはずだ。だから、ここで提起した問題点だけを議論するのではなく、それらはあくまで例示として、請願の主題である**第三者委員会の必要性**を議論していただきたい。細かな議論は第三者委員会のできるはずだ。

これまでの不採択の理由⁶⁰の中で一番大きなものは、「第三者による監査機能があるから」であったと思う。しかし見てきたように、例えば会計検査院にしても口頭での指摘は報告せず、是正もしない。住民監査請求は2年近く経つのに求償が完了できていない。頼みの綱であった県監査は、県住民監査請求で「つくば市のような不適切な取扱いが長期間続いていたことを監査で確認できなかったことは大変遺憾」⁶¹と言われていて、県(監査)の具体的問題点も前述のとおりである。

第三者委員会にしかできない真相究明がある。

⁶⁰ その他にも「総務部(弁護士)による最終報告を待つ」という理由もあったが、その報告時期も内容も、最終報告が不十分だった場合の対応も、全て不明であり、仮にそれまでの継続審議の理由にはなり得ても、不採択の理由にはならないものであった。

⁶¹ それを踏まえて県に「社会福祉審議会へ監査の在り方を諮ってみてはどうか」と提案したが、県からは「監査の手法や重点事項は国が決めるもの」との理由で拒否された。市は「県の監査があるから」と第三者を拒否し、県は「国が決めるものだから」と同じく検証を拒否する。市も県も責任から逃れるための全く同じ構図が見える。

【請願事項】

生活保護不正を端緒とする

つくば市役所組織全体の問題の完全解決のために

第三者委員会の設置を求める。

【追記】

添付資料 15 の時系列は、私がまとめた拙いものであるが、それでも、

- ・年度を追うごとに問題の範囲・規模が大きく、そして事案数も多くなっていくこと
- ・是正の機会がありながら、是正しない選択を組織的に重ねてきたこと
- ・問題発覚時に立てた再発防止策は共有もされず実行にも移さず問題は再発してきたこと
- ・県も監査で度々指摘はしているが実際に是正されたかの確認まではしていないこと
- ・そして、これらの組織的体質・問題点が今現在の市にも色濃く残っていること

などがよくわかると思う。市の調査が不十分なこと⁶²も視覚的にわかりやすくしたつもりである。

ぜひ一読していただきたい。

添付資料 16 は行政文書開示請求で開示された市報告書の修正中のものでおそらく一番原案に近いもの⁶³を選んでみた。公表版との違い⁶⁴を確認していただきたいと思う。

【余談】

前例踏襲なんて、公務員の悪しき慣習のようで、正直あまり好まない、のだが…。

群馬県桐生市も、大阪府堺市も、岩手県盛岡市も、埼玉県さいたま市も、熊本県熊本市も、愛知県安城市も、東京都江戸川区も、同じく北区も、日野市も、和歌山県田辺市も、滋賀県米原市も、生活保護関連不祥事でニュースになった自治体はどこも⁶⁵第三者委員会を設置している。

(徳島県徳島市は第三者委員会こそ設置しなかったものの、それこそ百条委員会が開かれた。)

中には刑事事件になった自治体もあるが、つくば市ほど問題が重層的で多様で、不適正の金額が大きなどころはない。しかしそれでも各自治体で第三者委員会は設置され、問題は検証され、実効性のある再発防止策が立てられた。

もちろん前例踏襲が良いとは言わない。でも、もしかしたら時と場合によるのかもしれない。

そして何より、第三者委員会を設置する自治体と設置しない自治体、市民はどちらにより安心を感じられるだろうか。私のこれまでの請願は全て、つくば市民のため、である。

⁶² 年度ごとの不適正金額を示せなかったのも、市報告書からは読み取れなかったから。それでどうやって管理職の責任を問えると言うのか。各事案の始期がわからないのも致命的だと思う。そして市報告書の時系列記載が不自然なことも改めてわかった。

⁶³ 「おそらく」というのは、開示に際して担当課から一切の説明を受けることができず、それぞれ修正段階と思われる 11 もの報告書のバリエーションが約 400 頁の 1 つの PDF ファイルにまとめられた状態で送られてきただけであるため、そこからピックアップした。

ちなみに社会福祉課(現生活支援課)から、職員としてなら昨年 10 月以降現在まで、開示請求者としてなら今年 2 月 26 日以降現在まで、それぞれ連絡しても返信がない状態が継続している。前者ならイジメで済むが、後者は一市民としてのものでありこの場を借りて抗議したい。これもつまるところ、是正を訴える者の声は聞かない市の姿勢の表れである。私は常に対話を求めている。

⁶⁴ 原案はよりちゃんと「報告書」だった。公表版は多方面に配慮してきた代物に過ぎず、報告書とは呼べない。市が何に配慮しているか、何を守っているか、そこに市民はいるか、市民の知る権利には配慮されているか等に注意して読み比べてほしい。

⁶⁵ 秋田県秋田市だけは例外か。第三者委員会は設置されていない。不適正事案の概略は以下；

県の裁決で市の返還処分が取り消された事案で、市長が速やかに①謝罪、②自身の減給、③全員の返還免除と既返還分還付の決定、の対応をしている。なお、裁決で処分取り消しとなったのは 3 件だけだったが、その後自発的に調査し同様ケース 76 件全て返還免除を決定している。

また、その対象処分は前市長時代のものであったが、県裁決時の市長が 3 か月 10% の減給をしている。

事業の基本情報

事務事業名	017 生活保護事業					
予算科目	01-030301-11 生活保護対策に要する経費			担当部課	福祉部社会福祉課	
市長公約				係名	保護係	
戦略プラン				新規・継続	継続	
				事業分類	法定受託事務	
				事業体制	職員のみ	
個別計画				事業期間	毎年度	
				SDGs	01 貧困をなくそう	
根拠法令等	生活保護法					

事業の概要

対象	生活困窮者
目的	健康で文化的な生活を保障するとともに、生活困窮者の自立を助長する。
概要 (取組内容)	国からの法定受託事務として、要保護者の困窮の程度に応じ、生活扶助、医療扶助、介護扶助等必要な費用を給付して自立を助長する。

コストの推移

項目			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
事業費	予算額	(千円)	2,303,372	2,193,702	2,272,747	2,288,017	2,288,017	
	決算額	(千円)	2,302,372	2,193,702	2,302,369	0	0	
	内訳	一般財源	(千円)	634,158	794,199	511,419	0	0
		国庫、県支出金、地方債	(千円)	1,668,214	1,399,503	1,790,950	0	0
		その他	(千円)	0	0	0	0	0
人件費	人件費計	(千円)	119,334	117,213	125,705	114,648	0	
	内訳	正職員従事割合	(人)	16.60	16.60	17.60	16.60	0.00
		正職員時間外勤務	(時間)	2,426.00	1,705.00	1,711.00	0.00	0.00
		会計年度任用職員有無	(一)	有	有	有	有	有

市民参加の取組状況

共有、理解	ホームページを活用した情報発信
企画・立案、計画	-
実行	-
評価、検証	-

指標の推移

1	指標名	生活保護申請件数 (件)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	180.0	184.0	269.0	229.0	281.0	0.0
	指標の概要						

2	指標名	生活保護受給世帯数 (世帯)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	927.0	964.0	1,010.0	1,055.0	1,096.0	0.0
	指標の概要						
3	指標名	医療券発行枚数 (枚)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	31,572.0	32,640.0	34,080.0	36,470.0	36,572.0	0.0
	指標の概要						
4	指標名	介護券発行枚数 (枚)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	9,198.0	9,010.0	9,385.0	10,110.0	9,551.0	0.0
	指標の概要						
5	指標名	()					
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の概要						

事業の成果と課題

前年度の課題への対応	家庭訪問する際は複数の職員で訪問する体制を構築した。また、生活保護業務に係る事務補助を担う会計年度任用職員を増員した。さらに、継続して自立相談支援機関と連携し一体的な相談支援を行った。	
成果	複数の職員での訪問体制を構築することで対応方法の統一化と対応する能力の向上を図ることができた。また、会計年度任用職員を増員し生活保護業務に係る事務補助を担うことにより職員の負担を軽減しケースワーク業務に専念する体制を構築することができた。	
課題	業務	申請件数が増加しているとともに多様な課題を抱えるケース、対応が困難なケースも増加しているため、継続して適切な生活保護事務の遂行及び多様化する相談への支援体制、対応能力の向上が必要である。
	組織、予算等	被保護者世帯、被保護人員とも増加傾向であるため、今後も扶助費は増加する見込みである。
改善目標	被保護世帯の増加や対応困難ケース等に対応するため、人員体制も含めた支援体制の構築と対応能力の向上を図っていく。	

評価

市民ニーズ	5	十分に高く、今後も増加が見込まれる。
進捗状況	4	年度当初の計画通りに事業を実施することができた。
市の関与	-	法令等により市の実施が定められている。
優先度	-	法令等により市の実施が定められている。

方向性

方向性	拡大・拡充	
理由	今後も被保護世帯の増加が見込まれるため	

令和 6年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報

事務事業名	017 生活保護事業					
予算科目	01-030301-11 生活保護対策に要する経費			担当部課	福祉部社会福祉課	
市長公約				係名	保護係	
戦略プラン				新規・継続	継続	
				事業分類	法定受託事務	
				事業体制	職員のみ	
個別計画				事業期間	毎年度	
				SDGs	01 貧困をなくそう	
根拠法令等	生活保護法					

事業の概要

対象	生活困窮者
目的	健康で文化的な生活を保障するとともに、生活困窮者の自立を助長する。
概要 (取組内容)	国からの法定受託事務として、要保護者の困窮の程度に応じ、生活扶助、医療扶助、介護扶助等必要な費用を給付して自立を助長する。

コストの推移

項目			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
事業費	予算額	(千円)	2,193,702	2,378,162	2,288,017	2,288,017	2,288,017	
	決算額	(千円)	2,193,702	2,302,400	2,364,274	0	0	
	内訳	一般財源	(千円)	794,199	307,260	550,935	0	0
		国庫、県支出金、地方債	(千円)	1,399,503	1,995,140	1,813,339	0	0
		その他	(千円)	0	0	0	0	0
人件費	人件費計	(千円)	117,213	125,705	151,126	140,893	140,893	
	内訳	正職員従事割合	(人)	16.60	17.60	20.40	20.40	20.40
		正職員時間外勤務	(時間)	1,705.00	1,711.00	1,500.00	0.00	0.00
		会計年度任用職員有無	(一)	有	有	有	有	無

市民参加の取組状況

共有、理解	
企画・立案、計画	
実行	
評価、検証	

指標の推移

1	指標名	生活保護申請件数 (件)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	180.0	184.0	269.0	229.0	281.0	237.0
指標の概要							

2	指標名	生活保護受給世帯数 (世帯)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	927.0	964.0	1,010.0	1,055.0	1,096.0	1,093.0
	指標の概要						
3	指標名	医療券発行枚数 (枚)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	31,572.0	32,640.0	34,080.0	36,470.0	36,572.0	42,760.0
	指標の概要						
4	指標名	介護券発行枚数 (枚)					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	9,198.0	9,010.0	9,385.0	10,110.0	9,551.0	11,479.0
	指標の概要						
5	指標名	()					活動結果指標
		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度
	目標値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の概要						

事業の成果と課題

前年度の課題への対応	継続して、家庭訪問する際は複数の職員で訪問している。また、生活保護業務に係る事務補助を担う会計年度任用職員を増員した。自立相談支援機関と連携し一体的な相談支援を行った。	
成果	複数の職員での訪問体制を構築することで対応方法の統一化と対応する能力の向上を図ることができた。また、会計年度任用職員を増員し生活保護業務に係る事務補助を担うことにより職員の負担を軽減しケースワーク業務に専念する体制を構築することができた。	
課題	業務	申請件数が増加しているとともに多様な課題を抱えるケース、対応が困難なケースも増加しているため、継続して適切な生活保護事務の遂行及び多様化する相談への支援体制、対応能力の向上が必要である。
	組織、予算等	被保護者世帯、被保護人員とも増加傾向であるため、今後も扶助費は増加する見込みである。
改善目標	被保護世帯の増加や対応困難ケース等に対応するため、人員体制も含めた支援体制の構築と対応能力の向上を図っていく。	

評価

市民ニーズ	4	十分に高く、今後も変わらずにあると見込まれる。
進捗状況	4	年度当初の計画通りに事業を実施することができた。
市の関与	4	市の関与の必要性が高い事業である。
優先度	4	市民生活への影響等を鑑みて、優先的に取り組むことが必要と判断される。

方向性

方向性	継続
理由	-



タイトル

生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼 | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他() | |

全 枚(本紙含む)

<概要>

○平成28年度から平成29年度にかけてケースワーカーがケース記録に生活保護者の「来庁」「電話対応」を「家庭訪問」とする不適切な記載を行っていた。本年度より担当になった別のケースワーカーが家庭訪問をしたところ、別人が居住しており、当該生活保護者は2年前に退去していることが判明した。(不正受給に当たるかどうか現在調査中)

平成29年に家庭訪問を2回行っていたが、いずれも不在であったため、退去の事実を発見することが出来なかった。

※生活保護のケースワーカーは、生活保護世帯に対しては、定期的に家庭訪問を行い、世帯の状況を把握することになっており、また、生活保護者は、就労・転居など生活状況に変更があった場合に報告義務がある。

○このほか、庁内で調査したところ、同様に生活保護者の「市役所来庁」を「家庭訪問」として記載していたケースが7ケース(ケースワーカー5人(うち1人は上記ケースワーカー))あったが、訪問計画に基づいて居住実態を確認しており、不正受給に関わるケースはなかった。

○今後は、再発防止対策として

- 1 生活保護者に対する家庭訪問等の意義・必要性について研修を実施する。
- 2 家庭訪問報告において、家庭訪問が行われた事実の確認方法として公用車の走行距離を報告書に記載するようにする。

○市長コメント

この度の行為は、信頼を損なう行為であり、市民の皆様には大変申し訳なく、お詫び申し上げます。引続き十分な調査をしたうえで実態をきちんと解明していきます。

(参考)

○つくば市の生活保護の状況

世帯数 889世帯 生活保護者数 1,073人(平成30年3月現在)

生活保護費 1,994百万円 (平成29年度)

想定問答（福祉部社会福祉課）

No.

想 定 質 問	回 答 要 旨
＜福祉部の調査報告＞	
1 福祉部で実施している調査報告について	福祉部の調査は終了し、内容等を総務部と確認しています。内容の精査が終わり次第、市長へ報告する予定です。
2 調査の内容は	今年度の3回のプレスリリース（時間外手当・特殊勤務手当の未払い、障害者加算等の扶助費の誤支給、不適切な債権管理）や住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務を洗い出し、過年度の状況や現在の対応状況等を整理し、関係資料やデータ等の収集を行いました。
3 調査時期、調査対象及び方法	<p>○調査期間：令和6年1月から令和7年2月末まで実施しました。その後も必要に応じて随時調査を実施しました。</p> <p>○調査対象及び方法：福祉部長、社会福祉課長、社会福祉課課長補佐が、令和元年度から令和5年度に社会福祉課に所属していた職員に対し、アンケート調査及び調査項目に関係する職員への聞き取り調査を実施し、当時の関係資料やデータ等の確認及び収集を実施しました。</p>
4 調査項目、内容について	<p>調査項目については、今年度の3回のプレスリリース（時間外手当、特殊勤務手当の未払い、扶助費の誤支給、不適切な債権管理）や住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務についてです。</p> <p>詳細な内容の公表については、その方法や時期等、今後、総務部とも確認調整し検討していきます。</p>

<p>5 調査報告の公表について</p>	<p>現在、報告内容について、総務部とも過不足の確認等を行っていますので、調査報告の公表の方法や時期についても検討し対応していきます。</p>
<p><茨城県による特別監査関連></p>	
<p>6-1 茨城県による特別監査の結果について</p>	<p>令和6年12月25日付けで特別監査の結果通知がありました。</p> <p>通知の内容としては、1.総括的事項に関すること、2.個別ケースに関すること、3.これまでの指摘事項について、来年度の事務監査時に改善状況を確認するので、改善に向けた取組を着実に実施すること、との内容でした。</p> <p>なお総括的事項については、具体的に3点の指摘があり、「一般監査での虚偽報告について」、「誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について」「生活保護費返還金等の不適切な債権管理について」に関するもので、いずれも適切に実施することとの内容でした。</p>
<p>6-2 茨城県による特別監査の結果の詳細について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括的事項 ・個別ケース 	<p>総括的事項の詳細については、</p> <p>1点目の「一般監査での虚偽報告について」は、現業員が現金の取扱いを行っていたにも関わらず、令和元年度～令和5年度の監査調書では、現業員は関与していないと事実と異なる説明を行っていたため、今後監査において、虚偽報告を繰り返さないよう対策を講じることとありました。</p> <p>※令和6年1月16日から是正している。</p> <p>2点目の「誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について」は、返還決定事務を遅滞なく行うことと、返還金に係る国庫負担金を適切に清算することとありました。</p> <p>3点目の「生活保護費返還金等の不適切な債権管理について」は、国の通知に基づき適切な債権管理を実施することとの指摘がありました。</p>

7 茨城県による特別
監査の結果に対する
改善報告について

令和6年12月25日付けで茨城県から特別監査の結果通知を受け、令和7年1月24日付けで、改善に向けた是正措置を茨城県へ報告しています。

この報告では、指摘となった原因と改善に向けた取組を報告しています。

なお、この報告内容について、茨城県から修正を求められた部分があるため、現在県と調整を行っています。

是正措置の内容としては、

1 一般監査での虚偽報告については、

令和6年1月9日に茨城県から現業員による現金支給の有無の確認があり、同月16日以降、現業員による現金取り扱いを是正し、現金取扱基準を改定したこと、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを報告しました。

2 誤支給に伴う保護費の返還決定事務の遅延については、

加算要件の確認に時間を要していたことから遅延していましたが、令和6年7月19日のプレスリリース以後は、適切に返還事務を進めていることを報告しました。

3 生活保護費返還金等の不適切な債権管理については、

専門部署からの助言や外部研修を受講し、実効性のあるマニュアルへの見直しを進めるとともに、適切に債権管理を進めていることを報告しました。

令和7年4月10日記者会見

想定問答（福祉部社会福祉課）

No.

想定質問	回答要旨
住民監査請求が出されているのか	<p>令和7年(2025年)3月31日付けで住民監査請求が提出されました。</p> <p>請求の内容としては、令和6年8月21日にプレスリリースした「生活保護の返還金に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求」についてです。</p> <p>現在、審査中とのことです。</p> <p>(生活保護の返還金等に係る事務が不適切であったことから、国庫負担金に計上しなかった17,710,826円を市長及び職員が補填することの検討を含め、怠る事実によって市の被った損害を補填するために必要な措置をとることを要求されています。)</p>
関係者の処分について	今後、処分に関しては総務部が対応していく予定です。
なぜ、国庫負担金を過少請求していたのか。	国庫負担金の算定の際、本来、不納欠損額を算入して請求すべきですが、債権管理が不十分であったことから、不納欠損額を国庫負担金に計上せず、請求していました。
過少請求なのか	債権管理について、国庫負担金へ計上するための基準を満たせなかったことから計上していませんでした。
計上しないことを判断したのは誰か	当時の管理職が判断したものと思われます。
債権管理が不十分とは	不納欠損額を国庫負担金へ計上するためには、債権管理の基準がありますが、平成26年度から令和5年までの債権管理は、この計上基準を満たしていないものであったため計上しませんでした。

債権管理の何が不十分だったのか	債務者の転出先の居住地の調査や、債務者の死亡後の相続人等に対する調査、納付指導等の記録が不十分でした。
債権管理の基準とは	<p>適正な債権管理事務とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告など定期的な納付指導を行い記録する ・転出した場合、転出先を調査し納付指導をする ・債務者が死亡した場合、相続人調査をする ・時効の更新をする (債務承認、分納誓約、一部納付など)
債権管理状況はどうだったのか	<ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告、納付指導をしていたと思われるが、その対応経過の記録が十分ではなかった。 ・債務者が転出した場合の居住地調査や、死亡した場合の相続人の調査が十分ではなかった。
どうして不十分になったのか	当時の経理担当者が、多忙であり債権管理事務が十分に行えなかったが、管理職は、組織として改善する行動を起こさず、不納欠損額を国庫負担金へは計上できないことを認識していた。
不能欠損とは	<p>不納欠損処分とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続で、決算上の不納欠損額として処理計上される。</p> <p>未納となっている市の債権のうち、徴収の見通しがたたないなどの理由で未収金から除くこと。</p>
国庫負担金の算定方法	<p>①生活保護の扶助費－返還金＋不納欠損額＝基本額 100,000千円－10,000千円＋1,000千円＝91,000千円</p> <p>②基本額×3/4＝国庫負担金 91,000千円×3/4＝68,250千円</p>

<p>年度別の生活保護費に係る返還金等のうち、不能欠損した額及び生活扶助費等国庫負担金未計上額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不納欠損額</th> <th>対象人数</th> <th>国庫負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,466,821円</td> <td>15名</td> <td>1,850,116</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>654,013円</td> <td>9名</td> <td>490,510</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,381,134円</td> <td>20名</td> <td>1,035,851</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,240,521円</td> <td>23名</td> <td>930,391</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,275,143円</td> <td>23名</td> <td>956,357</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,362,412円</td> <td>7名</td> <td>1,021,809</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,213,486円</td> <td>4名</td> <td>910,115</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,396,242円</td> <td>18名</td> <td>1,797,182</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,611,605円</td> <td>9名</td> <td>1,958,704</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>9,013,058円</td> <td>46名</td> <td>6,759,794</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,614,435円</td> <td>174名</td> <td>17,710,826円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	不納欠損額	対象人数	国庫負担金額	平成26年度	2,466,821円	15名	1,850,116	平成27年度	654,013円	9名	490,510	平成28年度	1,381,134円	20名	1,035,851	平成29年度	1,240,521円	23名	930,391	平成30年度	1,275,143円	23名	956,357	令和元年度	1,362,412円	7名	1,021,809	令和2年度	1,213,486円	4名	910,115	令和3年度	2,396,242円	18名	1,797,182	令和4年度	2,611,605円	9名	1,958,704	令和5年度	9,013,058円	46名	6,759,794	合計	23,614,435円	174名	17,710,826円
	年度	不納欠損額	対象人数	国庫負担金額																																													
	平成26年度	2,466,821円	15名	1,850,116																																													
	平成27年度	654,013円	9名	490,510																																													
	平成28年度	1,381,134円	20名	1,035,851																																													
	平成29年度	1,240,521円	23名	930,391																																													
	平成30年度	1,275,143円	23名	956,357																																													
	令和元年度	1,362,412円	7名	1,021,809																																													
	令和2年度	1,213,486円	4名	910,115																																													
	令和3年度	2,396,242円	18名	1,797,182																																													
	令和4年度	2,611,605円	9名	1,958,704																																													
	令和5年度	9,013,058円	46名	6,759,794																																													
合計	23,614,435円	174名	17,710,826円																																														
<p>生活保護費の負担割合は</p>	<p>国が 3/4、市が 1/4</p>																																																
<p>過支給（返還金）になる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護開始時点では資力が無かったが、後日、交通事故保険金・年金・失業保険・生命保険等の給付金により遡って資力が生じたような場合に、収入が判明した段階で、被保護者に返還請求を行う債権（生活保護法第 63 条） ・ 給与、年金、保険金等により収入があるにもかかわらず、これを隠匿して不正に保護を受給したこと等が判明した場合に、被保護者に返還請求を行う債権（生活保護法第 78 条） 																																																
<p>各種算定誤りについての返還額の事務現状</p>	<p>誤支給 32 件のうち、返還決定済みと近々決定予定の件数は 27 件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に決定した件数 25 件 ・ 近々決定予定 2 件 <p>残り 5 件についても対応していますが、茨城県へ照会中が 2 件、と死亡や転出で生活保護が廃止となっている方で難航しているケースが 3 件です。</p> <p>死亡で生活保護を廃止した方で、親族への説明ややり取りをして難航しているケースが 1 件、対象者が入院中のため難航しているケースが 1 件、転出した精神病を抱える方で、連絡調整が一進一退で難航しているケースが 1 件あります</p>																																																

<福祉部の調査報告>

<p>1 福祉部で実施している調査報告について</p>	<p>福祉部の調査は終了し、現在、総務部と内容の確認をしています。内容の精査が終わり次第、市長へ報告し、6月議会などで何等かの報告ができることを目指して準備を進めていきます。</p> <p>※追加 何を確認しているのか？ 調査内容の不足があるか、追加調査が必要か、資料の内容の説明等を確認していく予定です。 いつ精査が終了する予定か？ できるだけ早く対応していきます。 今後の予定として、職員の求償や処分はいつされるのか？ 職員の過失等を踏まえて、求償を検討していくことになると思います。今後、法務部門と調整しながら検討していきます。 どうして調査が遅いのか 調査する項目が多く、1つ1つ事実確認をして調査を進めており、複数回ヒアリングを行っていること等もあり、思った以上に時間がかかってしまっています。調査に時間がかかってしまっていることについては、大変申し訳ないと思っています。</p>
<p>2 調査の内容は項目は</p>	<p>今年度の3回のプレスリリース（時間外手当と特殊勤務手当の未払い、障害者加算等の扶助費の誤支給、不適切な債権管理による国庫負担金の過少請求）や住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務を洗い出し、職員へのヒアリングやアンケートを行い、資料等を収集して調査し、事実確認を行いました。また、現在の改善状況等を整理しました。</p>
<p>3 調査時期、調査対象及び方法</p>	<p>○調査期間：調査は、令和6年1月から令和7年2月末まで実施しました。その後も必要に応じて随時調査を実施しました。 ○調査対象及び方法：調査対象及び方法については、福祉部長、社会福祉課長、社会福祉課課長補佐が、令和元年度から令和5年度に社会福祉課に所属していた職員に対し、アンケート調査と、調査項目に関係する職員への聞き取り調査を実施し、当時の関係資料やデータ等を収集し、事実確認を行いました。</p>

＜茨城県による特別監査関連＞

茨城県による特別監査の結果通知について

茨城県の生活保護法施行事務監査、一般監査は、令和6年7月に行われ、その後特別監査が令和6年8月、11月に実施されました。この特別監査の結果については、令和6年12月25日付けで茨城県から特別監査の結果通知がありました。

結果通知の内容はとしては大きくは3点あり、1点目として、総括的事項に関する事、2点目として、個別ケースに関する事、3点目として、これまでの指摘事項について、記載がありました。

詳細について、1点目の総括的事項に関する事については、具体的に3つ挙げられており、

一つ目は、一般監査での虚偽報告についてで

ケースワーカーが現金の取扱いを行っていたにも拘わらず、令和元年度～令和5年度の監査で、ケースワーカーは、現金取扱いに関与していないと事実と異なる説明を行っていたため、今後監査において、虚偽報告を繰り返さないよう対策を講じることとありました。

二つ目は、誤支給に伴う保護費の返還決定事務の遅延についてで

障害者加算等の誤支給の返還決定事務を遅滞なく行うこと、返還金に係る国庫負担金を適切に清算することとありました。

三つ目は、生活保護費返還金等の不適切な債権管理についてで

国の通知に基づき適切な債権管理を実施することとの指摘がありました。

2点目の個別ケースについては、8つの生活保護受給世帯について、主に扶養能力調査や、扶養義務者の戸籍調査の不足の指摘がありました。

3点目のこれまでの指摘事項については、

5つの指摘事項があり、

① 生活保護に関する「実施方針及び事業計画の状況に

	<p>ついて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 自主的内部点検等の状況について ③ 実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りの防止について ④ 経理事務の処理状況について ⑤ 組織的運営管理の状況について ⑥ 面接・廃止について <p>の6つについて、来年度の生活保護法施行事務監査、一般監査に改善状況を確認するので、改善に向けた取組を着実に実施すること、との内容でした。</p>
<p>4-2 茨城県による特別監査の結果通知と改善報告について</p>	<p>令和6年12月25日付けで茨城県から特別監査の結果通知があり、令和7年1月24日付けで、改善に向けた是正措置を茨城県へ報告しています。</p> <p>この報告では、指摘となった原因と改善に向けた取組を報告しています。</p> <p>改善報告の内容としては、 一つ目は、一般監査での虚偽報告についてです。 ケースワーカーが現金の取扱いを行っていたにも拘わらず、令和元年度～令和5年度の監査で、ケースワーカーは、現金取扱いに関与していないと事実と異なる説明を行っていたため、今後監査において、虚偽報告を繰り返さないよう対策を講じることとありました。</p> <p>(要因として) 現業員は、原則として現金等を取り扱わないとする現金取扱基準の周知不足と当日支給するための現金取扱員の人員不足があり、管理職はやむを得ない状況であると黙認しており、監査については、それを認識しつつも、事実と異なる虚偽の報告をしていた。</p> <p>改善報告としては、令和6年1月16日以降、現金取扱基準を改定し、ケースワーカーは現金を取扱わないことを課内で周知し、現金取扱員を増員しました。また、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを報告しました。</p>

	<p>二つ目は、誤支給に伴う保護費の返還決定事務の遅延についてです。</p> <p>障害者加算等の誤支給の返還決定事務を遅滞なく行うこと、返還金に係る国庫負担金を適切に清算することとありました。</p> <p>(要因として)</p> <p>令和6年1月、2月の茨城県による状況確認後、4月から、生活保護全世帯について調査を開始し、障害者加算の要件を確認するために複数の医療機関へ照会し、その回答が遅延したこと等により返還決定事務が進められない状況がありました。</p> <p>改善報告としては、令和6年9月から返還事務を進めており、生活保護法第63条による費用返還通知を順次交付し返還を求めていること、令和6年度末までに返還決定事務の完了を目指していること、令和7年度に国庫負担金の適切な清算を進めていくことを報告しました。</p> <p>三つ目は、生活保護費返還金等の不適切な債権管理についてです。</p> <p>国の通知に基づき適切な債権管理を実施することとの指摘がありました。</p> <p>(要因としては)</p> <p>債権管理を担う職員不足を知りながら、管理職の問題意識の欠如により、人員配置の要望や業務を担う職員の育成を図らない等の不適正な運用がありました。</p> <p>改善報告としては、専門部署からの助言や外部研修を受講し職員の育成を図っていること、国の通知に基づく実効性のあるマニュアルへの見直しを進めること、令和6年10月から債権管理事務の補助要員として会計年度任用職員を1名増員し、適切に債権管理を進めていることを報告しました。</p>
<p>5 令和6年度の監査の実施状況</p>	<p>一般監査 令和6年7月9日・10日</p> <p>特別監査(1回目) 令和6年8月28日</p> <p>特別監査(2回目) 令和6年11月6日・7日</p>

<p>6 一般監査と特別監査の違い</p>	<p>生活保護法施行事務監査には、一般監査と特別監査があります。</p> <p>一般監査は、年間の計画に基づき、全ての福祉事務所に年1回実施されるものです。</p> <p>特別監査は、一般監査で「特定の事項に問題があるなど」とされた福祉事務所に対して、一般監査とは別に行われる特別な監査です。</p>
<p>7 監査と改善報告の経緯</p>	<p>状況確認 令和6年2月22日</p> <p>状況確認結果通知 令和6年3月29日</p> <p>状況確認結果（回答） 令和6年5月8日</p> <p>状況確認結果（追加回答） 令和6年5月24日</p> <p>一般監査 令和6年7月9日・10日</p> <p>一般監査結果通知 令和6年7月31日</p> <p>一般監査改善報告 令和6年8月23日</p> <p>特別監査（1回目） 令和6年8月28日</p> <p>8/23改善報告の再提出通知 令和6年9月11日</p> <p>改善報告再提出 令和6年10月17日</p> <p>茨城県福祉部長訪問 令和6年10月18日</p> <p>特別監査（2回目） 令和6年11月6日・7日</p> <p>10/11改善報告の再提出通知（2回目） 令和6年11月19日</p> <p>改善報告再提出（2回目） 令和6年11月29日</p> <p>特別監査結果通知 令和6年12月25日</p> <p>特別監査改善報告提出 令和7年1月24日</p> <p>特別監査改善報告の再提出通知 令和7年2月7日</p> <p>特別監査改善報告の再々提出 令和7年3月31日</p>

<p>8-1 茨城県による特別監査の調査内容はどんなものか。</p>	<p>県の特別監査については、今年7月に実施された定期の一般監査の後、8月と11月に実施されました。</p> <p>調査内容は、7月の一般監査で指摘された内容の是正状況や改善に向けた具体的な取組について確認がありました。</p> <p>内容についてですが、7月の一般監査で指摘された点、</p> <p>①生活保護業務に関する「実施方針及び事業計画の状況について」、②「自主的内部点検等の状況について」、③「実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りの防止について」、④「経理事務の処理状況について」、⑤「組織的運営管理の状況について」について（⑤-1組織の運営管理体制の早期是正、⑤-2実施機関の問題点の把握と要因分析等の対応措置、⑥面接・廃止について</p> <p>実施機関として課題の整理等が不十分なこと、不適切な取扱いや審査・進行管理が不十分なこと、組織的な要因分析や具体的な改善措置が不十分なことなど、一般監査で確認が十分できなかったものについて状況確認がありました。</p>
<p>8-2 現在の事務の改善状況</p> <p>※詳細</p>	<p>現在は指摘事項を踏まえ、生活保護に関する法令や実施要領等を再確認して、適切な事務処理を徹底するとともに運営管理体制の整備を進めています。</p> <p>扶助費の誤支給については、生活保護法に基づき返還手続きを進めています。</p> <p>経理事務の処理状況については、現金取扱基準を厳守し、適切に事務処理を行っています。</p> <p>算定誤りの防止については、法令等や実施要領を再確認し、チェックシートやフローチャートを作成しており、支給要件の確認体制を強化しています。</p> <p>また、債権管理事務についても、マニュアルの見直しを行い、債権管理の適切な処理を進めています。</p> <p>運営管理体制については、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する会計年度職員の増員、現業員の訪問体制の見直しなどを図り改善を進めています。</p>

<誤支給の返還金事務関連>

扶助費の誤支給の返還金事務の進捗状況は。

※詳細

7月のプレスリリース以後、対象世帯に対し、誤支給の経緯等の説明と謝罪を行い、誤支給額から自立更生のために充てられる費用等の額を控除して返還額を決定することを説明しました。

9月から対象世帯に対し、自立更生のために充てられる費用等の額についてヒアリングを行い、ケース診断会議による協議を経て、返還額の決定を進めています。

誤支給 32 件のうち、返還決定済みと近々決定予定の件数は 27 件です。

- ・既に決定した件数 25 件
- ・近々決定予定 2 件

残り 5 件についても対応していますが、茨城県へ照会中が 2 件、と死亡や転出で生活保護が廃止となっている方で難航しているケースが 3 件です。

死亡で生活保護を廃止した方で、親族への説明ややり取りをして難航しているケースが 1 件、対象者が入院中のため難航しているケースが 1 件、転出した精神病を抱える方で、連絡調整が一進一退で難航しているケースが 1 件あります。

出来るだけ速やかに、かつ、丁寧に対応し、早急に対象者全員の返還決定事務の完了を目指しており、そのうえで、茨城県と協議しながら令和 7 年度に国庫負担金の適切な清算を進めていきます。

損害額
※遅延により時効で消滅していく過支給額

時効で消滅していく分
→3/4 分は国へ返還なし
→1/4 分が市の損額

市の損害額は、時効により対象者から返還を求められない額のうち、市の費用負担に当たる 1/4 が損害額となる（国 3/4）。

現在、返還手続きを進めており、誤支給の対象者全員の返還額が決定していないため、損害額はまだ確定していない。

茨城県から連絡があり国の見解を確認したところ、時効を迎えた分については、国への返還はないが、対象者から返還を求める分のうち国費分（3/4）については、茨城県と協議しながら返還事務を進めていく。

<p>時効を止めるには</p>	<p>地方自治法で定められている時効の更新は、納入通知又は督促が対象者へ到達することが必要とされています。</p> <p>また、生活保護法に基づき、過支給額から自立を阻害すると認められる額を控除して、返還額を決定する必要があるため、(市が誤支給していたことから)対象者へ丁寧に説明しながら、速やかに返還額を決定していきます。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>① 9月から順次、自立更生のために当てられる額等について聞き取りを行い、控除費目等の算出を進めています。</p> <p>② 10月からケース診断会議による協議を進めています。</p> <p>③ 11月から生活保護法第63条による費用返還通知を交付し返還を求めています。</p> <p>※誤支給額の全額を返還額として決定し、納付書を送付することもできるが、これまでの他市の事例や判例からは、返還額から自立更生に要する費用を控除することを十分に検討して返還額を決定すべきとの判例が多くあることから、つくば市においても対象者とのヒアリングを何度も重ねて丁寧に対応しています。</p>
<p>いつ終わるのか</p>	<p>残りの3件について難航していますが、なるべく早く返還決定事務の完了を目指して進めています。</p>
<p>プレスリリース以外に誤っていたケースはあるのか</p>	<p>令和6年7月のプレスリリース以降に、誤認定や誤認定の疑いのあるケースが数件判明しました。併せて、返還決定事務を進めています。</p>

<p>請願の経過</p>	<p>令和6年8月22日 つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書 ⇒ 継続審査</p> <p>1. はじめに 2. 改善を求める具体的事項 Ⅰ 市民・職員双方の3つの安全（身体的・法的・精神的安全）の確立 Ⅱ 生活保護関連の不適切事案の適正な公表と再発防止策の検討 Ⅲ 労働環境関連の不適正事案の適正な公表と再発防止策の検討 3. 生活保護関連の不適正事案の詳細と関連する労働環境的問題 （ア）問題発覚の経緯 （イ）生活保護業務上の問題点（不適正と思われる事案） （ウ）社会福祉課（福祉部）内の労働環境的問題 4. 最後に（今後同様の問題を繰り返さないために）</p> <p>令和6年12月4日 つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書 【令和6年12月議会用】 9月議会での請願特別審査委員会の審議内容を受け、つくば市議会に次ぎの2点につき、お願いします。（福祉部において）</p> <p>1. 【過去清算編】真相究明に向けた調査 → 百条委員会を含め市議会として主体的な調査を 2. 【未来志向編】実効性のある再発防止策及び改善策の検討 → 国・県への研修や職員派遣を要請していくべき（つくば市として） 公益通報について</p>
--------------	---

	<p>令和7年2月18日 請願書の訂正願 つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書 【令和6年12月議会用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●百条委員会の設置、98条委員会の設置、第3者による検証委員会の設立、請願審査特別委員会での調査、いずれかの方法によるつくば市民が納得できる粒度・精度で、つくば市議会として主体的かつ迅速な調査を ●福祉部において、重度障害者加算等の過払いだけでなく、家族介護料等の未払いがあると考えている。国・県への研修や職員派遣の具体例の記載 ●つくば市として、公益通報について、具体的改善方法を検討してほしい ●結びに 生活保護における一連の不適正事案に係る <ul style="list-style-type: none"> ・市に与えた損害（確定）額 ・国に与えた損害（確定）額 ・債権額と返還額から見た返還見込み額 ・（保護受給者の）債権免除となった額 ・国庫支出金の返還額（受給分との調整分、清算分を含む）を明らかにしてほしい
<p>損害額 ※遅延により時効で消滅していく過支給額</p> <p>時効で消滅していく分 →3/4分は国へ返還なし →1/4分が市の損額</p>	<p>現在、返還手続きを進めており、誤支給の対象者全員の返還額が決定していないため、損害額及び返還額等はまだ確定していない。</p> <p>茨城県から連絡があり国の見解を確認したところ、時効を迎えた分については、国への返還はないが、対象者から返還を求める分のうち国費分（3/4）については、茨城県と協議しながら返還事務を進めていく。</p>

<p>各種監査における虚偽報告とは。</p>	<p>令和元年から令和5年度の生活保護法施行事務監査の際、県へ提出した監査調書の「生活保護費の支給等事務処理の適正化について」の項目で、窓口支給において現業員は関与していない、と報告しましたが、実際には、現金を取扱い、生活保護受給者に対して現業員が支給していた事実がありました。</p> <p>※社会福祉課では、「現金支給取扱基準」は平成27年度に定めており、原則、現業員は金銭等を取り扱わないもの、としていたが、聞き取りの結果、実際には取扱いをしていました。</p> <p>茨城県からの指摘を受けて、令和6年1月16日から取扱いを改め、課内に周知しました。さらに令和6年5月に基準の改定を行いました。</p> <p>(虚偽報告の期間は、少なくとも令和元年度から令和5年度)</p>
<p>誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について</p>	<p>職員からの指摘や、県の状況確認の後、生活保護を受給している全世帯について調査を行い、プレスリリース後に、対象者へのアポイントをとり、謝罪と説明を行い、ヒアリング調査を数度重ねており、根拠として必要な主治医の意見書を取り寄せることや、その他必要な調査を進め、それをケース診断会議で検討して、不足している事項について再度調査をするなど、丁寧に対応をしています。</p> <p>他市の事例や判例の多くは、自立更生に要する経費を十分に検討したか、が争われているため、できるだけ早急にかつ丁寧に手続きを進めています。</p> <p>また、死亡や転出で廃止した世帯については、親族への説明や居所確認に時間を要しています。</p>

<p>各種加算を含む生活保護費の正確な算定のための再発防止策と改善策は。</p>	<p>扶助費の誤りについては、法令等を再確認し、フローチャートやチェックリストを係員会議において、CWの意見を聞きながら作成し、チェック体制についても強化し、査察指導員、管理職においても十分に確認することとしています。</p> <p>債権管理についても専門部署に助言を受けながら、適正に債権管理を行っていきます、</p> <p>また、運営管理体制については、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する職員※の増員、訪問体制の改善に取り組んでいます。</p> <p>※就労支援員、面接相談員、生活保護特別指導員</p>
<p>国庫負担金の算出適正な算定のための再発防止策と改善策は</p>	<p>国庫負担金の算出は、これまでも適正に算定していましたが、そこに算定すべき事務（債権管理）が十分に（適切に）行われず、算定ができなかったため、過少請求となっていました。</p> <p>国庫負担金の算出 適正な算定のため、債権管理について、専門部署に助言を受けながら、時効延長の手続きを進めています。また、債権管理マニュアルの作成も併せて進めており、返還金の債権管理事務については、今月、来月と、係員が外部の研修を受講する予定もあり、その内容を課内で共有していきます。</p>
<p>家族介護料等の未払いについて</p>	<p>現在、生活保護を受給している世帯を改めて確認しましたが、家族介護料に該当する世帯はありませんでした。</p>
<p>管理職による恣意的な保護決定があるのか。</p>	<p>保護決定は、生活保護法に基づいて行われるため、管理職による恣意的な保護決定はありません。しかし、福祉事務所の裁量による場合があることから、その決定が生活保護法に反していないか等について、茨城県にも随時問い合わせを行い、決定しています。</p>

<p>国や県に研修を実施してもらうことは要請しているのか。その内容は。</p>	<p>茨城県へは、令和6年10月に直接研修の実施を要望しています。今後必要に応じて、茨城県を協議していきます。</p>
<p>市・国の損害額 【加算・診断書の誤認定、不能欠損を含む全体の損害】</p>	<p>全体の損害額については、現在進めている返還決定事務が決定しないと確定しませんが、法務部門に確認しながら確定していきます。</p>
<p>市・国の損害額 【加算・診断書の誤認定】</p>	<p>現在、返還決定事務を進めており、誤支給の対象者全員の返還額が決定していないため、損害額はまだ確定していません。 返還決定事務が完了した上で、損害額が確定するものと考えていので、令和6年度末までに返還決定事務の完了を目指して進めています。</p>
<p>債権額と返還率から見た返還見込み額</p>	<p>返還額が確定していないため、返還見込み額は現在不明です。</p>
<p>保護受給者の債権免除となった額</p>	<p>返還決定事務を進めており、返還額が確定していないため債権免除となった額も確定していません。 ※債権免除＝自立を阻害する要因として控除した額</p>
<p>国庫支出金の返還額 (受給分との調整分、清算分を含む)</p>	<p>返還決定事務を進めており、まだ確定していないため、国庫支出金の返還額も確定していませんが、令和7年度に国庫負担金の適切な清算を目指して進めています。</p>
<p>なぜ早く時効を止めないのか。</p>	<p>生活保護法に基づき、過支給額から自立を阻害すると認められる額を控除して、返還額を決定する必要があるため、対象者へ丁寧に説明しながら、返還額を決定していきます。</p>

	<p>誤支給額の全額を返還額として決定し、納付書を送付することもできますが、他市の事例や判例からは、返還額から自立を阻害すると認められる額を控除することを十分に検討して返還額を決定すべきとの判例が多くあることから、つくば市においても対象者とのヒアリングを何度も重ねて丁寧に対応しています。</p>
時効を止めるには	<p>地方自治法で定められている時効の更新は、納入通知又は督促が対象者へ到達することが必要とされています。</p>
各種加算を含む生活保護費の正確な算定のための再発防止策と改善策は。	<p>扶助費の誤りについては、法令等を再確認し、フローチャートやチェックリストを係員会議において、CWの意見を聞きながら作成し、チェック体制についても強化し、査察指導員、管理職においても十分に確認することとしています。</p>
適切な債権管理のための改善策は	<p>債権管理についても専門部署に助言を受けながら、適正に債権管理を行っていきま、</p> <p>また、運営管理体制については、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する職員※の増員、訪問体制の改善に取り組んでいます。</p> <p>※就労支援員、面接相談員、生活保護特別指導員</p>
国庫負担金の算出適正な算定のための再発防止策と改善策は	<p>国庫負担金の算出については、債権管理が不十分だったため、不能欠損分は国庫負担金に算定できませんでしたが、専門部署の助言や外部研修を受講し、適切な債権管理を担う職員の育成を図るとともに、債権管理マニュアルの見直しを進めています。</p>

令和7年5月記者会見

想定問答（福祉部社会福祉課）

No.

想定質問	回答要旨
住民監査請求が出されているのか	<p>令和7年(2025年)3月31日付けで住民監査請求が提出されました。</p> <p>請求の内容としては、令和6年8月21日にプレスリリースした「生活保護の返還金に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求」についてでした。</p> <p>この請求については、4月21日付けで、却下通知書が通知されました。</p> <p>却下の理由については、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠くことから、却下することが妥当であると決定した、とありました。</p> <p>(生活保護の返還金等に係る事務が不適切であったことから、国庫負担金に計上しなかった17,710,826円を市長及び職員が補填することの検討を含め、怠る事実によって市の被った損害を補填するために必要な措置をとることを要求されています。</p> <p>⇒不納欠損額を計上していないので、市の債権が発生していないため、住民監査請求の要求を満たしていない。)</p>
関係者の処分について	今後、処分に関しては総務部が対応していく予定です。
なぜ、国庫負担金を過少請求していたのか。	国庫負担金の算定の際、本来、不納欠損額を算入して請求すべきですが、債権管理が不十分であったことから、不納欠損額を国庫負担金に計上せず、請求していました。
過少請求なのか	債権管理について、国庫負担金へ計上するための基準を満たせなかったことから計上していませんでした。

計上しないことを判断したのは誰か	当時の管理職が判断したものと思われます。
債権管理が不十分とは	不納欠損額を国庫負担金へ計上するためには、債権管理の基準がありますが、平成26年度から令和5年までの債権管理は、この計上基準を満たしていないものであったため計上しませんでした。
債権管理の何が不十分だったのか	債務者の転出先の居住地の調査や、債務者の死亡後の相続人等に対する調査、納付指導等の記録が不十分でした。
債権管理の基準とは	適正な債権管理事務とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告など定期的な納付指導を行い記録する ・転出した場合、転出先を調査し納付指導をする ・債務者が死亡した場合、相続人調査をする ・時効の更新をする (債務承認、分納誓約、一部納付など)
債権管理状況はどうだったのか	<ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告、納付指導をしていたと思われるが、その対応経過の記録が十分ではなかった。 ・債務者が転出した場合の居住地調査や、死亡した場合の相続人の調査が十分ではなかった。
どうして不十分になったのか	当時の経理担当者が、多忙であり債権管理事務が十分に行えなかったが、管理職は、組織として改善する行動を起こさず、不納欠損額を国庫負担金へは計上できないことを認識していた。
不能欠損とは	<p>不納欠損処分とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続で、決算上の不納欠損額として処理計上される。</p> <p>未納となっている市の債権のうち、徴収の見通しがたたないなどの理由で未収金から除くこと。</p>
国庫負担金の算定方法	<p>①生活保護の扶助費－返還金＋不納欠損額＝基本額 100,000千円－10,000千円＋1,000千円＝91,000千円</p> <p>②基本額×3/4＝国庫負担金 91,000千円×3/4＝68,250千円</p>

<p>年度別の生活保護費に係る返還金等のうち、不能欠損した額及び生活扶助費等国庫負担金未計上額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>不納欠損額</th> <th>対象人数</th> <th>国庫負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,466,821円</td> <td>15名</td> <td>1,850,116</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>654,013円</td> <td>9名</td> <td>490,510</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,381,134円</td> <td>20名</td> <td>1,035,851</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,240,521円</td> <td>23名</td> <td>930,391</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,275,143円</td> <td>23名</td> <td>956,357</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,362,412円</td> <td>7名</td> <td>1,021,809</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,213,486円</td> <td>4名</td> <td>910,115</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,396,242円</td> <td>18名</td> <td>1,797,182</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,611,605円</td> <td>9名</td> <td>1,958,704</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>9,013,058円</td> <td>46名</td> <td>6,759,794</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,614,435円</td> <td>174名</td> <td>17,710,826円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	不納欠損額	対象人数	国庫負担金額	平成26年度	2,466,821円	15名	1,850,116	平成27年度	654,013円	9名	490,510	平成28年度	1,381,134円	20名	1,035,851	平成29年度	1,240,521円	23名	930,391	平成30年度	1,275,143円	23名	956,357	令和元年度	1,362,412円	7名	1,021,809	令和2年度	1,213,486円	4名	910,115	令和3年度	2,396,242円	18名	1,797,182	令和4年度	2,611,605円	9名	1,958,704	令和5年度	9,013,058円	46名	6,759,794	合計	23,614,435円	174名	17,710,826円
	年度	不納欠損額	対象人数	国庫負担金額																																													
	平成26年度	2,466,821円	15名	1,850,116																																													
	平成27年度	654,013円	9名	490,510																																													
	平成28年度	1,381,134円	20名	1,035,851																																													
	平成29年度	1,240,521円	23名	930,391																																													
	平成30年度	1,275,143円	23名	956,357																																													
	令和元年度	1,362,412円	7名	1,021,809																																													
	令和2年度	1,213,486円	4名	910,115																																													
	令和3年度	2,396,242円	18名	1,797,182																																													
	令和4年度	2,611,605円	9名	1,958,704																																													
	令和5年度	9,013,058円	46名	6,759,794																																													
合計	23,614,435円	174名	17,710,826円																																														
<p>生活保護費の負担割合は</p>	<p>国が 3/4、市が 1/4</p>																																																
<p>過支給（返還金）になる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護開始時点では資力が無かったが、後日、交通事故保険金・年金・失業保険・生命保険等の給付金により遡って資力が生じたような場合に、収入が判明した段階で、被保護者に返還請求を行う債権（生活保護法第 63 条） ・ 給与、年金、保険金等により収入があるにもかかわらず、これを隠匿して不正に保護を受給したこと等が判明した場合に、被保護者に返還請求を行う債権（生活保護法第 78 条） 																																																
<p>各種算定誤りについての返還額の事務現状</p>	<p>誤支給 32 件のうち、返還決定済みと近々決定予定の件数は 27 件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に決定した件数 25 件 ・ 近々決定予定 2 件 <p>残り 5 件についても対応していますが、茨城県へ照会中が 2 件、と死亡や転出で生活保護が廃止となっている方で難航しているケースが 3 件です。</p> <p>死亡で生活保護を廃止した方で、親族への説明ややり取りをして難航しているケースが 1 件、対象者が入院中のため難航しているケースが 1 件、転出した精神病を抱える方で、連絡調整が一進一退で難航しているケースが 1 件あります</p>																																																

令和7年7月記者会見

想定問答（福祉部社会福祉課）

想定質問	回答要旨
1 この報告書について、市長が説明を受けたのはいつか。	<p>（最終の報告日は）6月20日（金）に報告内容について市長へ説明し、公表の承認を得ました。 （公表は6月23日（月））</p>
2 この報告書を受けて、市長の思いを教えてください。	<p>社会福祉課の生活保護業務等については、職員からの指摘等により不適切な事務があったことを把握したことから、徹底的な調査を指示し、この度、福祉部が調査した結果がまとまりました。</p> <p>これにより、管理職の対応や生活保護制度の事務執行上において様々な不適切な対応があり、極めて不正常な業務状況に陥っていたことが改めて明らかになりました。</p> <p>このような事態に対して、市民をはじめ関係機関の皆様にも、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>この調査結果等を踏まえ、職員の処分等を検討するとともに、これまで以上に事務の適正な執行を徹底するよう強く指導し、市長である私が先頭に立ち、職員一丸となって生活保護行政の一層の改善を進めることで、一日でも早く市政に対する市民の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。</p>
3 この報告書を受けて、部長の思いを教えてください。	<p>令和5年度までの社会福祉課における不適切な事務については、事案が発覚した際の対応が不適切であり、改善がされませんでした。</p> <p>現在は報告書にも記載がありますが、社会福祉課における不適切な事務については、その要因を調査し、改善を進めてきました。勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制をつくっており、今後も働きやすい職場環境を整えていきます。</p>

<p>4 第三者の検証、報告は必要ではないか</p>	<p>社会福祉課の不適切な行政事務に関する調査報告は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点をもちながら、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを明確にして、調査を徹底的に行ったことから十分に調査できたと考えています。今回の調査は客観性と公平性を重視して実施しています。</p> <p>また、この件については、公益通報、議会への請願、住民監査請求等もあり、それぞれの委員会等でも審議されており、第三者の検証は不要と考えています。</p>
<p>5 今回の福祉部報告以外の職員からの証言等の資料の取り扱いについて</p>	<p>職員からの証言等の資料については、総務部へ提出しており、職員への処分等の際に加味されることになると考えています。</p>
<p>6 令和6年8月21日のプレスの際、令和5年度の管理職は、債権管理について、認識できなかったとの部長からの発言がありました。福祉部報告では記載がないのはなぜか。</p>	<p>P32で、「令和5年度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいましたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し、状況改善を試みず」と記載してあります。</p>
<p>7 今後の予定として、職員の処分はいつされるのか。</p>	<p>職員の処分等については、総務部が中心となって今後この報告書や他の調査を基に検討していきます。また、組織の在り方についても協議していく予定です。</p>
<p>8 茨城県の生活保護施行事務監査結果についてはHPに公表しないのか。</p>	<p>茨城県の特別監査で指摘され報告を求められた内容については、福祉部報告書内にその内容や改善状況について記載しているため、掲載する予定はありません。</p> <p>特別監査で報告を求められた内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般監査での虚偽報告について 2 誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について 3 生活保護費返還金等の不適切な債権管理について

<p>9 損害額は確定したのか。</p>	<p>損害額については、どの部分が損害になるかを今後、法務部門や顧問弁護士とも協議して判断します。</p> <p>生活保護に係る扶助費の誤支給について返還事務が終了しました。</p> <p>7月のプレスリリース後、調査を継続し、件数や誤支給額が一部変わっています。各項目の最後のページに金額を掲載しています。</p> <p>生活保護に係る扶助費の誤支給の件数は44件で、過支給総額は20,446,721円、そのうちの時効成立分は7,255,226円、自立更生のために当てられる費用等の控除額は、8,991,749円、返還決定額は4,199,746円です。</p> <p>不適切な債権管理による不能欠損額の合計は、8月のプレスリリース後の再点検の結果、171件、23,451,635円となります。</p>
<p>10 ここまで報告が遅れたのはなぜか</p>	<p>障害者加算の返還金事務の対応や、報告書の内容について、再度調査が必要となったこと等があり、時間を要しました。</p>
<p>11 報告書の目的</p>	<p>この報告書の目的については、これまでの生活保護業務に係る実態調査を行い、不適切な事務の原因を究明するとともに、再発防止の方策や業務改善などに活かしていくことを目的としています。</p>
<p>12 報告書の概要</p>	<p>昨年度プレスリリースし問題となった、時間外勤務手当と特殊勤務手当の未払い、障害者加算等の扶助費の誤支給、不適切な債権管理による国庫負担金の過少請求や、茨城県生活保護施行事務監査、住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務を洗い出し、職員への聞き取り調査や書面調査を行い、資料等を収集して調査し事実確認を行いました。また現在の改善状況等も確認しました。</p>
<p>13 不適切な事務の原因は</p>	<p>不適切な事務の要因は、管理職の対応に問題があったことや管理職を含む職員の法令等の根拠の確認不足などが原因と考えています。</p>

<p>14 調査の結果は生活保護業務にどのように生かしていくのか</p>	<p>調査の結果については、社会福祉課における不適切な事務の原因の究明と、再発防止の方策や業務改善などに活かしています。</p>
<p>15 再発防止の方策や業務改善などとは</p>	<p>勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制づくり、働きやすい職場環境を整えていきます。</p>
<p>16 職員へこの報告書は共有したのか</p>	<p>この報告書の作成には、社会福祉課に在籍していた職員に書面調査や聞き取り調査に協力いただきました。この報告書を共有し、報告書内の不適切な事務について職員全体で業務改善に取り組んでいます。</p>
<p>17 現在の事務の改善状況の詳細</p>	<p>運営管理体制については、管理職による勤怠管理の徹底や、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する会計年度職員の増員、現業員の訪問体制の見直しなどを図り改善を進めています。</p> <p>扶助費の誤支給については、生活保護法に基づき返還手続きを進めています。</p> <p>算定誤りの防止については、法令等や実施要領を再確認し、チェックシート兼フローチャートを作成しており、支給要件の確認体制も強化しています。また、債権管理事務についても、マニュアルの見直しを行い、債権管理の適切な処理を進めています。</p> <p>生活保護費支給についても、適正な取り扱いを徹底し、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを県へ報告しています。</p>
<p>18 今年度の監査はいつか</p>	<p>令和7年度の茨城県生活保護施行事務監査（一般監査）は、7月8日から11日の予定です。</p>
<p>19 今後、福祉部報告が誤っていた場合は、修正するのか</p>	<p>情報について精査し、必要があれば修正することも検討していきます。</p>

令和7年8月記者会見

想定問答（福祉部社会福祉課）

想定質問	回答要旨
1 この報告書について、市長が説明を受けたのはいつか。	<p>（最終の報告日は）6月20日（金）に報告内容について市長へ説明し、公表の承認を得ました。 （公表は6月23日（月））</p>
2 この報告書を受けて、市長の思いを教えてください。	<p>社会福祉課の生活保護業務等については、職員からの指摘等により不適切な事務があったことを把握したことから、徹底的な調査を指示し、この度、福祉部が調査した結果がまとまりました。</p> <p>これにより、管理職の対応や生活保護制度の事務執行上において様々な不適切な対応があり、極めて不正常的な業務状況に陥っていたことが改めて明らかになりました。</p> <p>このような事態に対して、市民をはじめ関係機関の皆様へ、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>この調査結果等を踏まえ、職員の処分等を検討するとともに、これまで以上に事務の適正な執行を徹底するよう強く指導し、市長である私が先頭に立ち、職員一丸となって生活保護行政の一層の改善を進めることで、一日でも早く市政に対する市民の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。</p>
3 この報告書を受けて、部長の思いを教えてください。	<p>令和5年度までの社会福祉課における不適切な事務については、事案が発覚した際の対応が不適切であり、改善がされませんでした。</p> <p>現在は報告書にも記載がありますが、社会福祉課における不適切な事務については、その要因を調査し、改善を進めてきました。勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制をつくっており、今後も働きやすい職場環境を整えていきます。</p>

<p>4 第三者の検証、報告は必要ではないか</p>	<p>社会福祉課の不適切な行政事務に関する調査報告は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点を持ちながら、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを明確にして、調査を徹底的に行ったことから十分に調査できたと考えています。今回の調査は客観性と公平性を重視して実施しています。</p> <p>また、この件については、公益通報、議会への請願、住民監査請求等もあり、それぞれの委員会等でも審議されており、第三者の検証は不要と考えています。</p>
<p>5 今回の福祉部報告以外の職員からの証言等の資料の取り扱いについて</p>	<p>職員からの証言等の資料については、総務部へ提出しており、職員への処分等の際に加味されることになると考えています。</p>
<p>6 令和6年8月21日のプレスの際、令和5年度の管理職は、債権管理について、認識できなかったとの部長からの発言がありました。福祉部報告では記載がないのはなぜか。</p>	<p>P32で、「令和5年度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいましたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し、状況改善を試みず」と記載してあります。</p>
<p>7 今後の予定として、職員の処分はいつされるのか。</p>	<p>職員の処分等については、総務部が中心となって今後この報告書や他の調査を基に検討していきます。また、組織の在り方についても協議していく予定です。</p>
<p>8 茨城県の生活保護施行事務監査結果についてはHPに公表しないのか。</p>	<p>茨城県の特別監査で指摘され報告を求められた内容については、福祉部報告書内にその内容や改善状況について記載しているため、掲載する予定はありません。</p> <p>特別監査で報告を求められた内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般監査での虚偽報告について 2 誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について 3 生活保護費返還金等の不適切な債権管理について

<p>9 損害額は確定したのか。</p>	<p>損害額については、どの部分が損害になるかを今後、法務部門や顧問弁護士とも協議して判断します。</p> <p>生活保護に係る扶助費の誤支給について返還事務が終了しました。</p> <p>7月のプレスリリース後、調査を継続し、件数や誤支給額が一部変わっています。各項目の最後のページに金額を掲載しています。</p> <p>生活保護に係る扶助費の誤支給の件数は44件で、過支給総額は20,446,721円、そのうちの時効成立分は7,255,226円、自立更生のために当てられる費用等の控除額は、8,991,749円、返還決定額は4,199,746円です。</p> <p>不適切な債権管理による不能欠損額の合計は、8月のプレスリリース後の再点検の結果、171件、23,451,635円となります。</p>
<p>10 ここまで報告が遅れたのはなぜか</p>	<p>障害者加算の返還金事務の対応や、報告書の内容について、再度調査が必要となったこと等があり、時間を要しました。</p>
<p>11 報告書の目的</p>	<p>この報告書の目的については、これまでの生活保護業務に係る実態調査を行い、不適切な事務の原因を究明するとともに、再発防止の方策や業務改善などに活かしていくことを目的としています。</p>
<p>12 報告書の概要</p>	<p>昨年度プレスリリースし問題となった、時間外勤務手当と特殊勤務手当の未払い、障害者加算等の扶助費の誤支給、不適切な債権管理による国庫負担金の過少請求や、茨城県生活保護施行事務監査、住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務を洗い出し、職員への聞き取り調査や書面調査を行い、資料等を収集して調査し事実確認を行いました。また現在の改善状況等も確認しました。</p>
<p>13 不適切な事務の原因は</p>	<p>不適切な事務の要因は、管理職の対応に問題があったことや管理職を含む職員の法令等の根拠の確認不足などが原因と考えています。</p>

<p>14 調査の結果は生活保護業務にどのように生かしていくのか</p>	<p>調査の結果については、社会福祉課における不適切な事務の原因の究明と、再発防止の方策や業務改善などに活かしています。</p>
<p>15 再発防止の方策や業務改善などとは</p>	<p>勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制づくり、働きやすい職場環境を整えていきます。</p>
<p>16 職員へこの報告書は共有したのか</p>	<p>この報告書の作成には、社会福祉課に在籍していた職員に書面調査や聞き取り調査に協力いただきました。この報告書を共有し、報告書内の不適切な事務について職員全体で業務改善に取り組んでいます。</p>
<p>17 現在の事務の改善状況の詳細</p>	<p>運営管理体制については、管理職による勤怠管理の徹底や、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する会計年度職員の増員、現業員の訪問体制の見直しなどを図り改善を進めています。</p> <p>扶助費の誤支給については、生活保護法に基づき返還手続きを進めています。</p> <p>算定誤りの防止については、法令等や実施要領を再確認し、チェックシート兼フローチャートを作成しており、支給要件の確認体制も強化しています。また、債権管理事務についても、マニュアルの見直しを行い、債権管理の適切な処理を進めています。</p> <p>生活保護費支給についても、適正な取り扱いを徹底し、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを県へ報告しています。</p>
<p>18 今年度の監査はいつか</p>	<p>令和7年度の茨城県生活保護施行事務監査（一般監査）は、7月8日から11日の予定です。</p>
<p>19 今後、福祉部報告が誤っていた場合は、修正するのか</p>	<p>情報について精査し、必要があれば修正することも検討していきます。</p>

令和7年9月記者会見

想定問答（福祉部社会福祉課）

想定質問	回答要旨
1 請願の趣旨は	つくば市生活保護業務等の不適切な事務処理の原因究明を説明し、第三者による調査を求めるものと理解しています。
2 この請願では、報告書では調査や記載の不備や不足しているとされているが、どう考えるか。	報告書の記載において、指摘の不備や不足もありますが、福祉部としては、できる限りの調査を行っており、原因を究明して、社会福祉課職員全員で改善を進めている状況です。
3 第三者による調査を行う予定はあるか。	現時点で、第三者による調査が必要とは考えていません。
市報告書で記載されていない問題	
ケース記録が不完全なこと	過去に訪問記録が記載されていないものがあったことから、令和6年度以降は、査察指導員及び管理職が、ケースワーカーの訪問計画に基づき訪問記録が適切に書かれているか確認しており改善されている。
扶養義務者（戸籍）調査が不完全なこと	扶養義務者（戸籍）調査が不完全なものがあることから、新規ケースの場合には、この調査が終了した場合には、保護台帳の背表紙にシールを貼り明確に確認できるようにした。また、以前のケースに関しては、会計年度職員を雇用し、調査を行っている。

<p>扶養義務者（管外） 調査が過剰なこと</p>	<p>管外調査については、相当の扶養能力があること等が認められる場合には、できれば実地において調査をするべきであることから、その必要性等を検討して実施を検討していく。</p>
<p>令和5年9月7日生活保護訪問業務中の暴行（公務執行妨害）事件</p>	<p>訪問業務については、以前から問題のあるケース等、援助困難ケースは、査察指導員が同行訪問することとしていた。令和6年1月16日以降は、訪問に対する心理的負担の軽減、スキルの平準化、身体的安全対策などを目的に、原則、複数人訪問を実施しており、現在も継続して行っている。</p>
<p>誤配送等問題・カラ訪問（あるいはつくば市の「再発防止策」）について</p>	<p>カラ訪問は、平成30年度に発覚し、その後再発防止策がとられたが、実効性のあるものではなかった。令和6年1月16日以降は、原則、複数人訪問を実施しており、再発防止を図っている。なお、誤配送等の問題についても、会計年度職員がダブルチェックを行い、再発防止に努めている。</p>
<p>第三者求償事務の事務懈怠問題</p>	<p>令和4年度のケースにおいて、当時、親族や保険会社との対応や調整に苦慮したが、時効成立前に請求処理をしていたことから、求償割合が算定され、令和6年度に損害賠償金の入金されている。</p>
<p>戻入と歳出についての事務ミス 国庫負担金の精算（実績報告）</p>	<p>生活保護費等国庫負担金は、生活保護法施行令及び交付要綱に沿って、市が生活保護法の規定により支弁した費用の額から、法第63条の規定による返還金、法第78条の規定による徴収金、その他の収入の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額が国庫負担金の交付額とされている。</p> <p>生活扶助費等負担金の算定に当たり、その年度中に発生した、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち、当年度中に返納されなかった額については、翌年度に調定した額を事業実績報告書に計上することとされているが、令和3年度分の事業実績報告（令和4年度提出分）までは、当年度中の誤払い又は過渡し分も計上されていた。</p>

	<p>令和5年度中に、県から国庫負担金の取り扱いについて連絡があり、誤りに気が付いたため、県へ相談し、既に国へ報告した令和4年度国庫負担金の事業実績報告を修正した。また、令和3年度分までの誤った実績報告については、茨城県を通じて国へ確認しており、算定する年度の違いだけで金額の誤りはなかったことから、遡っての修正等の必要はないことを確認している。</p> <p>そのため、令和5年度の国庫負担金の算定以降は、正しい取扱いに改善している。</p>
社会福祉課の「印鑑コレクション」	電子化や押印廃止に伴い令和5年度末に処分され、現在は所在していない。
「逆ハラスメント」(あるいはつくば市における公益通報者保護)について	その事実は把握していない。
【福祉部報告】	
誰が調査し、誰が報告書を作成したのか	<p>令和5年度以降の福祉部の管理職及び現在の福祉部長が、平成26年度以降に福祉部と社会福祉課に在籍した職員に対し、調査内容に応じて調査を実施しました。</p> <p>報告書の作成は、令和6年度の社会福祉課管理職及び福祉部管理職が作成しました。</p>
第三者による調査を行うのか。	福祉部報告で報告したとおり、原因の究明と再発防止のための検討を行い、組織体制や業務改善を進めていることから、現時点での第三者による調査を行う予定はありません、
第三者の検証、報告は必要ではないか	社会福祉課の不適切な行政事務に関する調査報告は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点をもちながら、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを明確にして、調査を徹底的に行ったことから十分に調査できたと考えていま

	<p>す。また、現在は職員全員で改善を進めているところ です。</p> <p>この件については、公益通報、議会への請願、住 民監査請求等もあり、それぞれの委員会等でも審議 されており、第三者の検証は不要と考えています。</p>
今後、福祉部報告が誤っていた場合は、修正するのか	<p>情報について精査し、必要があれば修正すること も検討していきます。</p>
現金の取り扱いについて	<p>保護金品等の支給については、国の通知（※）に より、現業員等による生活保護費の詐取等の不正防 止のため、保護担当と経理担当の事務の分離や、生 活保護費の窓口支給において、現業員は関与しない ようにすることが求められている。</p> <p>生活保護法施行事務監査では、保護金品等の支給 について「窓口支給において現業員は関与しないよ うにしているか。関与がある場合、その範囲は適正 に定められているか。」との確認項目があり、令和 5年度の監査において、現業員が現金の取扱いをし ていたにも関わらず、関与していないと、実態とは 異なる報告をしたため、茨城県から指摘を受けた。</p> <p>●国の通知においては、「窓口支給において、現業 員の関与がある場合、その範囲は適正に定められて いるか。」とされており、取扱いを適正に定めるこ とで、現業員が窓口支給に関与することも可能と解 されるが、茨城県では、「窓口支給において現業員 は関与しない体制」を指導している。</p> <p>※「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止 等について」（平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）</p>
今回の福祉部報告以外の職員からの証言等の資料の取り扱いについて	<p>職員からの証言等の資料については、総務部へ提 出しており、職員への処分等の際に加味されること になると考えています。</p>

<p>令和6年8月21日のプレスの際、令和5年度の管理職は、債権管理について、認識できなかったとの部長からの発言がありました。が、福祉部報告では記載がないのはなぜか。</p>	<p>P32で、「令和5年度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいましたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し、状況改善を試みず」と記載してあります。</p>
<p>今後の予定として、職員の処分はいつされるのか。</p>	<p>職員の処分等については、総務部が中心となって今後この報告書や他の調査を基に検討していきます。また、組織の在り方についても協議していく予定です。</p>
<p>茨城県の生活保護施行事務監査結果についてはHPに公表しないのか。</p>	<p>茨城県の特別監査で指摘され報告を求められた内容については、福祉部報告書内にその内容や改善状況について記載しているため、掲載する予定はありません。</p> <p>特別監査で報告を求められた内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般監査での虚偽報告について 2 誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について 3 生活保護費返還金等の不適切な債権管理について
<p>ここまで報告が遅れたのはなぜか</p>	<p>障害者加算の返還金事務の対応や、報告書の内容について、再度調査が必要となったこと等があり、時間を要しました。</p>
<p>報告書の目的</p>	<p>この報告書の目的については、これまでの生活保護業務に係る実態調査を行い、不適切な事務の原因を究明するとともに、再発防止の方策や業務改善などに活かしていくことを目的としています。</p>
<p>報告書の概要</p>	<p>昨年度プレスリリースし問題となった、時間外勤務手当と特殊勤務手当の未払い、障害者加算等の扶助費の誤支給、不適切な債権管理による国庫負担金の過少請求や、茨城県生活保護施行事務監査、住民監査請求、請願などにより表面化した不適切な事務を洗い出し、職員への聞き取り調査や書面調査を行い、資料等を収集して調査し事実確認を行いました。また現在の改善状況等も確認しました。</p>

<p>不適切な事務の原因は</p>	<p>不適切な事務の要因は、管理職の対応に問題があったことや管理職を含む職員の法令等の根拠の確認不足などが原因と考えています。</p>
<p>調査の結果は生活保護業務にどのように生かしていくのか</p>	<p>調査の結果については、社会福祉課における不適切な事務の原因の究明と、再発防止の方策や業務改善などに活かしています。</p>
<p>再発防止の方策や業務改善などとは</p>	<p>勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、法令等を遵守する体制や、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制づくり、働きやすい職場環境を整えていきます。</p>
<p>職員へこの報告書は共有したのか</p>	<p>この報告書の作成には、社会福祉課に在籍していた職員に書面調査や聞き取り調査に協力いただきました。この報告書を共有し、報告書内の不適切な事務について職員全体で業務改善に取り組んでいます。</p>
<p>現在の事務の改善状況の詳細</p>	<p>運営管理体制については、管理職による勤怠管理の徹底や、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する会計年度職員の増員、現業員の訪問体制の見直しなどを図り改善を進めています。</p> <p>扶助費の誤支給については、生活保護法に基づき返還手続きを進めています。</p> <p>算定誤りの防止については、法令等や実施要領を再確認し、チェックシート兼フローチャートを作成しており、支給要件の確認体制も強化しています。また、債権管理事務についても、マニュアルの見直しを行い、債権管理の適切な処理を進めています。</p> <p>生活保護費支給についても、適正な取り扱いを徹底し、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを県へ報告しています。</p>

<p>今年度の監査はいつか</p>	<p>令和7年度の茨城県生活保護施行事務監査（一般監査）は、7月8日から11日の予定です。</p>
<p>茨城県の今年度の監査結果はどうだったのか</p>	<p>令和7年8月29日付けで結果通知がされましたが、内容について、県に確認している部分がありますので、現時点では回答を控えさせていただきます。</p>
<p>県が「新たに発見された」としている障害者加算等の誤認定とは、具体的には何をさしているのか。</p>	<p>福祉部報告の3障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務についてP15で訂正した内容と4障害者加算の誤認定についてP23で訂正した内容です。</p>
<p>「令和元年度以降の事例が500件を超過していた」というのは、福祉部報告書でいえばどの記載部分なのか。</p>	<p>福祉部報告のP12の障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について記載している内容で、保護の実施要領及び別冊問答集、医療扶助運営要領に記載されていない運用を行っていたものです。</p>
<p>「令和6年度に行われた調査が不十分である」とは、何を根拠としているのか。</p>	<p>福祉部報告の3障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務についてP15で訂正した内容についてで、当初は障害認定にかかるもの6,090円のみを調査していたが、その後、その他の文書料の上限額4,720円、3,000円について調査した結果、誤りがあったことから訂正しました。</p>
<p>「改めて適正な調査を行う」ことが指示されているが、福祉部報告書で行った内容以上に行える調査があるのか、あるとしたらなにか。</p>	<p>県にも相談して検討していきます。</p>
<p>保護費返還にかかる事務の進捗状況は。</p>	<p>令和6年6月20日までに、過支給となっている保護費全ての返還決定を行いました。対象者については返還決定通知を発送し、一部返還がされている状況です。</p>

<p>現在は指摘にある「関係通知に基づかない文書料の支給」という事務はしていないのか(完全に改善されたのか)</p>	<p>令和6年1月16日から、保護の実施要領及び生活保護手帳別冊問答集に基づいた検診命令による運用を徹底しています。また、障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務についても、令和7年1月から正しい運用を徹底しています。</p>
<p>今回県に指摘された「500件を超える」ということを、報告書に記載しなかった理由はなにか。</p>	<p>これまで、県へも誤支給分の件数や金額を報告しており、報告書においても、その件数、金額を記載していました。事務の運用に誤りがあった件数は500件を超えていますが、記載した件数、金額以外には誤支給はありませんでした。</p>
<p>不適切な事務の件数が「500件を超え」ていたことは福祉部では把握していたのか</p>	<p>令和6年1月9日に県から状況確認があり、調査した結果、7月19日にプレスリリースしましたが、その時点で、事務の運用に誤りがあったことは把握していましたが、誤支給した件数や金額を公表していませんでした。</p>
<p>不適切な取り扱い500件超のうち12件が誤支給になったということだが、12件以外について誤支給にならなかった理由はなぜか(なぜ12件だけが誤支給になったのか)</p>	<p>12件以外は、文書料の上限額を超えていなかったことから誤支給にはなりませんでした。</p>

添付資料 4

令和 7年 9月 25日 請願審査特別委員会-09月25日-01号

閉じる

文字の大きさ: [標準](#) [大きく](#) [小さく](#) [2画面表示へ](#) [1発言表示へ](#)

[前日程](#) [次日程](#)

ダウンロード・印刷

形式: テキスト Word

ダウンロード・印刷

発言一覧

ヒット発言のみ表示

- 議 (名簿) (P.1)
- 委員長 () (P.2)
- 委員長 () (P.2)
- 委員長 () (P.2)
- ◆ 紹介議員 () (P.2)
- 委員長 () (P.3)
- ◆ 委員 () (P.3)
- 委員長 () (P.3)
- ◆ 紹介議員 () (P.3)
- 委員長 () (P.3)
- ◆ 委員 () (P.3)
- ◆ 紹介議員 () (P.4)
- 委員長 () (P.4)
- ◆ 委員 () (P.4)
- 委員長 () (P.4)
- ◆ 紹介議員 () (P.4)
- 委員長 () (P.4)
- ◆ 委員 () (P.4)
- 委員長 () (P.4)
- ◆ 紹介議員 () (P.4)

次に、社会福祉課の「印鑑コレクション」について。これは、電子化や押印廃止に伴い、令和5年度末に処分され、現在は所在していません。

それから、なぜ、報告書に含めない不適正事案があるのかということについてですが、福祉部報告に入っていない事案については、昨年度から順次改善を進めているものです。

なお、それらに関する職員からのメールや資料、音声データなどは総務部に送付しておりまして、総務部においても今後確認される予定です。

○ 委員長 委員。

◆ 委員 すみません、最後の点の報告書に載せなかった理由というのは、昨年度の時点において対応していたから、もう今年6月の報告書には不要と判断されたという理解でよろしいですか。

○ 委員長 社会福祉課長。

◎ 社会福祉課長 委員のおっしゃるとおりです。

令和 7 年 10 月記者会見想定問答（福祉部社会福祉課）

想 定 質 問	回 答 要 旨
1 請願の趣旨は	つくば市生活保護業務における一連の問題の真の原因究明のため、令和 7 年 6 月 23 日に福祉部が発表した「生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告書」の問題点を個別具体的に説明し、改めて公平かつ公正な第三者による調査を求める内容。
2 調査や記載の不備や不足している とされているが、 どう考えるか。 第三者の検証、報告は必要ではないか	<p>福祉部報告書の作成は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点を持ちながら、資料やデータ、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等の事実確認調査を実施し、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを行い、その結果を報告書に記載しています。</p> <p>必要な調査は、十分行い、報告しています。なお現在は職員全員で改善を進めているところです。</p> <p>また、生活保護業務等の不適切な事務処理については、茨城県の生活保護法施行事務監査の一般監査及び特別監査、行政措置要求、公益通報、議会への請願、住民監査請求等もあり、茨城県やそれぞれの委員会等でも審議されています。また、総務部へは、福祉部報告書に加え、報告書の基礎資料とした、職員から提供された資料や聞き取りした内容、社会福祉課に所在する不適切な事務処理に関する資料、茨城県監査資料及びその結果、住民監査請求の概要、請願に関する資料を総務部へ提出しています。</p> <p>今後は、総務部においても確認され、職員への求償や処分等が実施される予定です。</p>
3 第三者による調査を行う予定は。	今後は、総務部において、資料等も確認されるため、現時点で、第三者による調査が必要とは考えていません。
4 茨城県の（一般監査）内容はどんなものか。 （一般監査）	県が実施する生活保護法施行事務監査（一般監査）は、生活保護法の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指

	<p>導・援助がされるものです。</p> <p>一般監査は、年間の計画に基づき、年1回実地で行われ、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別援助の適否の検討を行うものとされていますが、これらの取り扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる事項について、十分に検討されます。</p> <p>なお、監査は、生活保護法施行事務監査事項に基づき、関係書類を閲覧し、関係者、ケースワーカー、査察指導員、課長補佐、課長からの聴取により行われます。</p> <p>監査事項については、実施機関の組織として、職員の配置状況や、実施方針及び事業計画の状況、自主的内部点検の状況、業務の進行管理等査察指導の状況、保護の決定等事務処理の状況、訪問調査活動及び援助方針の状況、面接相談の体制や保護の開始、廃止の状況、経理事務の処理状況、課税調査の状況、返還金、徴収金等の状況、ケース診断会議等の状況、各種調査の状況、扶養能力調査の状況、自動車保有の状況、医療扶助の状況、介護扶助の状況、不動産保有の状況などや、指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況などです。</p> <p>また、ケース検討においては、全般的傾向が把握できるケースが選定され、全ケース数の概ね1割を目途として行われ、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースが選別され監査が実施されます。</p>
<p>5 茨城県の（特別監査）内容はどんなものか。</p> <p>（特別監査）</p>	<p>生活保護法施行事務監査の特別監査は、一般監査で「特定の事項に問題があるなど」とされた福祉事務所に対して、一般監査とは別に行われる特別な監査です。</p> <p>（重点的に指導を要する福祉事務所に対し、必要な援助、指導等を随時必要の都度行う。）</p>
<p>6 これまで行われてきた調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度茨城県の生活保護法施行事務監査（令和6年7/9、7/10） ・ 住民監査請求（令和6年7/29、9/6→棄却、令和7年3/31→却下、

	<p>令和 7 年 6/11→却下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度茨城県生活保護法施行事務監査特別監査 (令和 6 年 8/28、11/6、11/7) ・ 令和 7 年度の茨城県の生活保護法施行事務監査 (令和 7 年 7/8~7/11) ・ 公益通報 ・ 福祉部報告における (書面調査、聞き取り調査) ・ 請願 (令和 6 年 8/22、12/4、令和 7 年 2/18、8/27) に関する調査
7 茨城県の特別監査とは他の監査と違うのか	<p>生活保護法施行事務監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査は、年間の計画に基づき、全ての福祉事務所に年 1 回実施されるものです。</p> <p>特別監査は、一般監査で「特定の事項に問題があるなど」とされた福祉事務所に対して、一般監査とは別に行われる特別な監査です。</p>
8 茨城県の監査は、第三者からの監査と考えるか	<p>茨城県の監査は、国の通知に基づき、県内の福祉事務所における、生活保護法の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱い指針等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものです。</p>
9 職員への求償について	<p>職員への求償については、法務部門や顧問弁護士とも協議し、市として進めていきます。</p>
10 今年度の県監査の結果はどんなものか	<p>令和 7 年 8/28 付けで結果通知が送付されましたが、現在一部茨城県と調整している内容があります。</p> <p>指摘は 4 点あり、</p> <p>1 点目としては、扶養能力調査の適正な実施について、文書照会に対する未回答者への再照会などが適切に実施されていないものがあったことが指摘されました。</p>

	<p>2点目としては、課税調査の適正実施について、令和6年度の課税調査の実施状況について、調査後に未申告の収入が判明した場合は、8月の保護費に反映させる必要があるところ、一部、課税調査の完了が9月になっていたものがあり指摘を受けました。</p> <p>3点目として、法第63条及び法第78条の適切な適用について、「返還額または徴収額の対象となる収入と支給済み保護費との対比が行われている資料」の添付や、「自立厚生費の検討過程について記録が不十分な事例」等があったことが指摘されました。</p> <p>なお、4点目として、実施機関の瑕疵における扶助費の算定誤りの防止についての内容については、現在、県と調整しています。</p> <p>通知には、「特に、局長通知第11の4の(5)等の関係通知に基づかない文書料の支給については、令和元年度以降の事例が500件を超過していたことが新たに認められ、令和6年度に行われた調査が不十分であると言わざるを得ないものであった。」とありましたが、令和6年8月に実施された茨城県の特別監査で、前年度(令和5年度)の一時扶助による文書料の支給状況についての資料の提出を求められ提出しました。また、ヒアリングにおいて、関係通知に基づかない文書料の支給であったことを口頭で確認されました。</p> <p>特別監査以降、障害年金の診断書料以外の文書料(自立支援医療、難病の診断書)については、一時扶助による支給の運用の是正を、茨城県福祉人材・指導課から指導いただきながら進めており、令和6年度中に取扱いを是正しました。</p> <p>今年度においても、一般監査以前から文書料の調査過程や結果について報告しており、「500件の超過が新たに認められ」という部分については、昨年度からの経緯から、当市の認識とは異なるため、茨城県へ該当箇所の修正について依頼しています。</p>
<p>11 今後、P80以降の部分について、追加で福祉部報告を出す予定はあるか</p>	<p>全て現時点で改善を進めていますが、今後公表が必要なものがあれば、公表をしていく予定です。</p> <p>また、追加で福祉部で報告書を出す予定はありません。</p>

<p>12 全体を通して、これは請願内容とは違うと言える所はあるか</p>	<p>福祉部報告書の作成は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点を持ちながら、課内の資料やデータ、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等の事実確認調査を実施し、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを行い、その結果を記載しています。</p> <p>また、必要な調査は、十分に行い報告しています。</p> <p>なお、現在は職員全員で改善を進めているところです。</p> <p>また、生活保護業務等の不適切な事務処理については、茨城県の生活保護法施行事務監査の一般監査及び特別監査、行政措置要求、公益通報、議会への請願、住民監査請求等もあり、それぞれの委員会等でも審議されており、総務部へは、福祉部報告書に加え、職員から提供された資料や聞き取りした内容、社会福祉課に所在する不適切な事務処理に関する資料、茨城県監査資料及びその結果、住民監査請求の概要、請願に関する資料を提出しています。</p> <p>今後は、総務部においても確認され、職員への求償や処分等が実施される予定です。</p>
<p>13 福祉部報告の7項目とはどうやって決めたの</p>	<p>福祉部報告には、令和6年度中に公表したものと令和6年度の茨城県の特別監査で指摘を受けたものを記載しています。</p>
<p>14 なぜ報告書に含めない不適正な事案があるのか？</p>	<p>福祉部報告に入っていない事案については、昨年度から順次改善を進めているものです。</p> <p>なお、それらに関する職員からのメールや資料、音声データなどは、総務部へ送付しており、総務部においても確認される予定です。</p>

<p>15 新たな事実があるのか。</p>	<p>生活保護業務等の不適切な事務処理については、これまで、公表してきたものや県から指摘を受けたもの以外にも、住民監査請求や請願などで表面化していますので、新たな事実はありません。</p>
<p>15 職員ヒアリングで、遺留金の件は聞いていないのか？</p>	<p>福祉部報告における職員ヒアリングでは、この件について聞いていませんが、職員から情報提供があったため、その資料は総務部へ提出しています。</p>
<p>16 ヒアリングの対象はどう決めたのか？</p>	<p>福祉部報告におけるヒアリングの対象者は、その内容に応じて、対象となる期間に社会福祉課に在籍した職員に対して実施しました。</p> <p>内容に応じて、ほぼ全職員の場合や、全職員を対象としなくても、その事実や状況が確認できれば足りるため、必要な対象者にヒアリングを実施しました。</p> <p>そのため、不適切な事務処理が行われた期間に社会福祉課に所属していた査察指導員や係員、管理職の一部の場合がありますが、職員全員に行わなくても十分な調査結果が得られたと考えています。</p>
<p>17 「つくば市が既に公表した不適正事案以外にも、不適切な事務処理が判明した」とは</p>	<p><u>つくば市が既に公表したとは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 5. 9 付け、社会福祉課における特殊勤務手当及び時間外手当の PR ・ R6. 7. 19 付け、障害者加算等の「生活保護にかかる扶助費の誤った支給について」の PR ・ R6. 8. 21 付け、「生活保護の返還金等にかかる不適切な事務による国負担金の過少請求について <p><u>不適切な事務が判明とは</u></p> <p>茨城県から指摘を受けた CW による現金の取扱い及び県監査への虚偽報告などです。(扶養義務調査や戸籍調査、ケース記録の怠り、職場環境の改善に取り組まないなど)</p>

18 問題発覚の時期が、報告書とずれているのはなぜか？	報告書に記載の問題発覚の経緯や時期については、資料や聞き取り等により把握した時期を記載しています。
19 なぜ、「このような事態になったのか」	不適切な事務の要因は、管理職の対応に問題があったことや管理職を含む職員の法令等の根拠の確認不足などが原因と考えています。
P5 調査への不備はあったか？	<p>福祉部報告におけるヒアリングや書面調査の対象は、その内容に応じて、対象となる期間に社会福祉課に在籍する職員に対して実施しました。</p> <p>内容に応じて、ほぼ全職員の場合や、全職員を対象としなくても、その事実や状況が確認できれば足りるため、必要な対象者にヒアリングを実施したため、不適切な事務処理が行われた期間に社会福祉課に所属していた査察指導員や係員、管理職の一部の場合がありますが、職員全員に行わなくても十分な調査結果が得られたと考えています。</p>
20 「これまでの資料やデータの事実確認調査」	<p>障害者加算、重度障害者加算、文書料等の扶助費の誤りについては、廃止も含めて過去5年の期間（請求の時効、文書保存期間）に保護を受けていた世帯を確認しています。</p> <p>不能欠損については、平成26年度から令和5年度（文書保存期間10年）の不能欠損の状況を確認しています。</p>
21 「職員への書面調査や聞き取り調査等」の問題点	<p>職員への書面調査については、「社会福祉課の不適正な事務処理について、福祉部において問題点の調査を行っていること」を明記し調査を行いました。</p> <p>（※詳細が福祉部報告書内に記載される一部の職員については、記載される旨の確認をしています）</p>
22 調査の概要 時効の5年間の生活保護を受けていた全てのケースを対象にしないのはなぜか	廃止も含め5年間に生活保護を受けていた全てのケースを対象に調査しています。
23 令和6年2月21日の支払いについて、プレスリリースしなかったのはなぜ	令和6年2月21日の支払いは、当年度分の時間外手当について、支払いが遅れていた手当分を支給したためです。

24 時間外手当 PR について、Aに確認しなかったのはなぜか	複数の職員からの聞き取りにより、当時の状況が確認できたためです。
25 どのような認識でそのような指示をしていたか、調査をしていないのか	元課長職の発言について、複数の職員からの証言があり、「他の職員と比べて残業が多いこと」の認識から不適切な指示があったと確認できたためです。
26 なぜ、Cについて記載がないのか	確かに記載はないが、そうした内容が書かれている資料については、福祉部報告と一緒に総務部へ提出しており、今後職員の処分等の参考とされるところと考えています。
27 なぜ令和6年1月を時効承認としたのか なぜ令和5年11月が時効承認時期とならないのか	人事課
28 組織体制	組織体制については、福祉部報告に記載のとおりで、令和6年度から2係から3係体制としました。係の増設、分離については、令和5年度当初からケースワーカーの働き方の改善や適性な事務の執行のために必要であると話し合ってきており、それが実現したのが令和6年度からです。そうした組織体制の整備に加えて、専門的知識を有する会計年度職員の増員やシステム活用等の業務改善を進め、ケースワーカーの業務の軽減を図っています。
29 時間外手当令和6年度以降も改善されていない	令和6年度以降は、出退勤記録を必ず残すことを徹底しており、残さないで出勤している場合には、時間外勤務の申請をするよう注意しています。
30 令和5年6月29日係員会議でも言及している	会議録では確認できなかったため令和6年2月とされています。
31 令和6年1月が時効承認時期となるのはなぜか	人事課

<p>31 パワハラで職員が退職したり、療養休暇となったことが記載されていないのはなぜ</p>	<p>報告書は、生活保護業務にかかる実態調査を行い、原因を究明するとともに、再発防止のための方策について検討を行うために必要な、これまでの資料やデータの事実確認調査、書面調査、聞き取り調査を行いまとめています。退職や療養休暇などの情報は記載していません。</p>
<p>32 課長ごとに指示が違っていた、決裁がいい加減だったことが記載されていないのはなぜ</p>	<p>考察、結論に、 「課長により解釈が異なっていたこと、各職員に申請の判断をゆだねており、積極的に申請を促すことをしてこなかったため、職員が適切に手当を受給できなかった。」とその点について記載している。</p>
<p>33 令和6年2月に指摘があったはずなのに、令和6年1月に事項承認ができた不思議</p>	<p>人事課</p>
<p>34 プレスリリース以降の金額の乖離がひどい</p>	<p>プレスリリースは、いち早く第一報を伝えるために、その時点で確認できた金額で公表しており、プレスリリース後、調査を行った結果を福祉部報告で再度、公表しています。</p>
<p>35 文書料 令和元年度から不適切な取扱いをおこなっていたと唐突にでてくるのはなぜ</p>	<p>事務の誤りについて、5年間さかのぼって調査した結果、令和元年度から事務に誤りがあったことが発覚したためです。</p>
<p>36 法第63条に基づき返還請求できないはず</p>	<p>この件については、県にも確認し、現時点では、事務処理全てをやり直す対応ではなく、誤ったケースについて一覧を作成し、関係通知に基づく支出根拠を明確にして県へ提出(8/5済)することを確認しています。</p>
<p>37 国庫負担金の過剰請求になっているということになるが</p>	<p>文書料の誤支給について、令和6年度中に返還決定したケースについては、令和6年度国庫負担金の事業実績報告書に計上し提出しており、今後は、県の指導の下に対応していきます。</p>

<p>38 生活保護法に基づかない「一時扶助」を生活保護法第 63 条に基づき返還を求めて問題はないか？</p>	<p>返還等の取り扱いについては、県の指導の下に対応していきます。</p>
<p>39 家族介護料について</p>	<p>令和 6 年度中に過去の廃止者も含めて、対象者について調査したが、該当者はいませんでした。 (家族介護料は、重度の障害により日常生活の全てについて介護を必要とする方を、その方と同一世帯に属する方が介護する場合に算定するもので、月額 13,150 円の加算となる。)</p>
<p>40 納付書を発送していたとはどういうことか。</p>	<p>毎年、年度当初に行う調定票の起票の際に、納付書の発送をしていた職員、又はそれを補助していた職員からの聞き取りにより、発送していたと考えられるためこの記載となっているが、いずれにしても、記録がない限りは、国庫負担金の算定はできないものであることには変わりはありません。 令和 5 年度の途中から改善をはじめています。 不能欠損額を国庫負担金に算定するために必要な事務 ○債務者に対して、年 1 回以上催告・納付指導、債務確認書の送付がされていること、 ○債務者が死亡した場合、全相続人への通知や、相続放棄を確認したこと の記録がないことを報告しています。</p>
<p>41 虚偽報告の時系列 (現金の取扱い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6. 1. 9 県から現金の取扱いについて確認について → 所長に報告 ・ R6. 1. 16 から取扱いを是正 ・ R6. 5. 24 「現金等取扱い基準」を改定、取扱者増員 ・ . . . 聞き取り調査や資料の調査を進めた . . . ・ P6. 12. 25 特別監査の結果通知で、一般監査での虚偽報告(現金の取扱い)について言及され、県から更に詳細な報告を求められた ・ R7. 1 資料調査や聞き取り調査を再実施 ・ R7. 5 詳細な資料調査や書面調査を再実施

<p>42 現金取扱、虚偽報告の調査</p>	<p>県からの確認があった以降、課内では、職員に聞き取りを実施していました。</p> <p>令和6年1月～現金取扱（聞き取り） 令和7年1月～虚偽報告（聞き取り） 令和7年5月～虚偽報告（書面、聞き取り）</p> <p>※特別監査の報告書の訂正はいらないと県に確認済</p>
<p>43 虚偽報告の調査対象者はなぜ少ない</p>	<p>各年度における管理職、査察指導員、係員を対象に実施しました。各年度2人以上の職員に調査し、十分な内容の結果を得られたためです。</p>
<p>44 CWが、社会福祉協議会貸付金、納付書、返還金を扱った</p>	<p>調査はしていないため不明だが、令和5年度中の令和6年1月16日以降は、CWは現金を取り扱わないことを徹底している。</p>
<p>45 管理職が指示していたと考えられるとは？</p>	<p>管理職からの明確な回答や証言は得られなかったため、査察指導員や係員の回答や証言から、管理職が指示していたと考えられたことから、このように表現した。</p>
<p>46 調査内容6の債権管理に関する項目でも実態と異なる虚偽の報告を行っているはずだ</p>	<p>把握できない</p>
<p>47 令和5年度生活保護法施行事務監査について</p>	<p>○令和5年度生活保護法施行事務監査は、令和5年11月16日及び17日の2日間に実施されました。 ○監査対象は令和4年度の生活保護事務の実施状況について</p>
<p>48 監査資料 14. 経理事務の状況 (4) 生活保護費の支給等事務処理の適正化について</p>	<p>経理状況について報告する項目で、令和4年度中の、保護金品等の支給について回答しています。</p> <p>現業員の現金の取扱いについては、令和6年度の茨城県特別監査で「一般監査での虚偽報告について」として、指摘を受けている事項です。</p>

<p>(i) 保護金品等の支給について</p>	<p>現金取り扱いについては、令和5年度中の令和6年1月16日以降は、CWは現金を取り扱わないことを徹底しています。</p> <p>(ア) 現業員等の事務範囲や決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。また、電算システム導入後には改正している等、実態とあったものを定めているか。 回答：【している】</p> <p>(カ) 保護費支給の際、複数職員が確認して支出する体制となっているか。 回答：【している】</p> <p>(ク) 窓口支給において現業員は関与しないようにしているか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。【している】</p>
<p>49 (ii) 返還金・徴収金について</p>	<p>返還金・徴収金について</p> <p>現金取り扱いについては、令和5年度中の令和6年1月16日以降は、CWは現金を取り扱わないことを徹底している。</p> <p>(ウ) 現業員が現金で徴収することがないようにしているか。【している】</p> <p>(エ) 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりは行わないようにしているか。【している】</p> <p>(カ) 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。(後略)【している】</p>
<p>50 (iii) 遺留金品の取扱いについて</p>	<p>遺留金の取扱いについて</p> <p>現金取り扱いについては、令和5年度中の令和6年1月16日以降は、CWは現金を取り扱わないことを徹底している。</p> <p>(ウ) 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。(後略)【している】</p>
<p>51 返還金、徴収金の状況 (4) 債権管理の状況について</p>	<p>債権管理の状況について、令和4年度中の状況について回答したものです。</p> <p>債権管理について十分でないでないものについて、令和5年度の途中から改善をはじめています。</p> <p>(2) 償権について(中略)適切に債権管理しているか。【している】</p>

	<p>(4)被保護者であつた債務者について債権管理を実施しているか【している】</p> <p>(ア)転出(中略)債務者について居住地を把握しているか。【している】</p> <p>(イ X 前略)居住地調査を実施しているか。【している】</p> <p>(ウ)調査の結果は記録に残すようにしているか。【している】</p> <p>(エ X 前略)相続人に対しての債権管理を実施しているか。【している】</p> <p>(オ)(前略)相続放棄の事実確認を実施しているか。【している】</p> <p>(カ X 前略)相続人調査を実施しているか。【している】</p> <p>(キ)確認の結果は記録に残すようにしているか。【している】</p>
<p>52 (6)不納欠損と判断する際の基準</p>	<p>国庫負担金の精算に計上する際の不納欠損の判断基準として回答をしていました。</p> <p>※会計事務上の不納欠損については、5年の時効により不納欠損処理をしています。</p> <p>債権について、適切に納入の指導や時効中断措置等が行われ、適切な処理を経ているかを不納欠損の処理をする判断基準としているか。【している】</p>
<p>53 その他 9. 保護の決定実施の状況</p>	<p>保護費の支給決定時のチェック体制について回答したものです。現在は、障害者加算の算定誤りを防止するためのチェックシートの運用を開始し、起案者、決裁者が確認しながら、実施しています。</p> <p>(2)扶助費算定誤り(処理漏れを含む)を未然防止・早期発見するための組織的な取組状況</p> <p>【CWが保護決定入力後、決裁回付前に経験年数の長いCW及びSVによる事前のダブルチェックを行い、算定誤りの未然防止、早期発見の取り組みをしている。】</p>

市報告書で記載されていない問題	
<p>(1) ケース記録が不完全なこと</p>	<p>過去に訪問記録が記載されていないものがあったことから、令和6年度の茨城県の特別監査において、今後は「計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。」との指摘を受けた。</p> <p>令和6年度以降は、査察指導員及び管理職が、ケースワーカーの訪問計画に基づき、訪問が計画どおりに実施されているか、訪問記録が適切に書かれているか確認しており改善がされている。</p>
<p>(2) 扶養義務者（戸籍）調査が不完全なこと</p>	<p>扶養義務者を把握するための戸籍調査が未完了のケースがあったことから、現在は、保護開始時の戸籍調査においては、係長が完了までの進捗管理をしている。</p> <p>戸籍調査はケースワーカーが担当しているが、調査事務の補助として、会計年度任用職員を雇用し、実施体制を強化し調査を進めている。</p>
<p>(3) 扶養義務者（管外）調査が過剰なこと</p>	<p>管外調査については、国の通知により、相当の扶養能力があること等が認められる場合には、できれば実地において調査をするべきである、とされていることから、その必要性等を検討して実施すべきかどうかを十分検討して実施していく。</p>
<p>(4) 令和5年9月7日生活保護訪問業務中の暴行（公務執行妨害）事件</p>	<p>訪問業務については、以前から問題のあるケース等、援助困難ケースは、査察指導員が同行訪問することとしていた。令和6年1月16日以降は、訪問に対する心理的負担の軽減、スキルの平準化、身体的安全対策などを目的に、原則、複数人訪問を実施しており、現在も継続して行っている。</p> <p>※引きこもりや健康管理支援においては、保健師</p>

	<p>や、看護師が、その他、専門職として雇用している会計年度職員（就労支援員や特別指導担当職員、面接相談員）が同行して複数人訪問を実施しています。</p>
<p>（５）誤配送等問題・カラ訪問（あるいはつくば市の「再発防止策」）について</p>	<p>カラ訪問は、平成 30 年度に発覚し、その後再発防止策がとられたが、実効性のあるものではなかった。令和 6 年 1 月 16 日以降は、原則、複数人訪問を実施しており、再発防止を図っている。なお、誤配送等の問題についても、発送前に、会計年度職員がダブルチェックを行い、再発防止に努めている。</p>
<p>（６）第三者求償事務の事務懈怠問題</p>	<p>令和 4 年度のケースにおいて、当時、親族や保険会社との対応や調整に苦慮したが、時効成立前に請求処理をしていたことから、求償割合が算定され、令和 6 年度に損害賠償金が入金されている。</p>
<p>（７）戻入と歳出についての事務ミス 国庫負担金の精算（実績報告）</p>	<p>生活保護費等国庫負担金は、生活保護法施行令及び交付要綱に沿って、市が生活保護法の規定により支弁した費用の額から、法第 63 条の規定による返還金、法第 78 条の規定による徴収金、その他の収入の額を控除した額に 4 分の 3 を乗じて得た額が国庫負担金の交付額とされている。</p> <p>生活扶助費等負担金の算定に当たり、その年度中に発生した、誤払い又は過渡しとなった保護費のうち、当年度中に返納されなかった額については、翌年度に調定した額を事業実績報告書に計上することとされているが、令和 3 年度分の事業実績報告（令和 4 年度提出分）までは、当年度中の誤払い又は過渡し分も計上されていた。</p> <p>令和 5 年度中に、県から国庫負担金の取り扱いについて連絡があり、誤りに気が付いたため、県へ相</p>

	<p>談し、既に国へ報告した令和4年度国庫負担金の事業実績報告を修正した。また、令和3年度分までの誤った実績報告については、茨城県を通じて国へ確認しており、算定する年度の違いだけで金額の誤りはなかったことから、遡っての修正等の必要はないことを確認している。</p> <p>そのため、令和5年度の国庫負担金の算定以降は、正しい取扱いに改善している。</p>
(8) 社会福祉課の「印鑑コレクション」	電子化や押印廃止に伴い令和5年度末に処分され、現在は所在していない。
(9) 逆ハラスメント	人事課（あるいはつくば市における公益通報者保護）について
(10) 人事評価制度	人事課 人事評価制度の見直し・公平委員会勧告・職員の処分について
(11) 家族介護料	家族介護料は、重度の障害により日常生活の全てについて介護を必要とする方を、その方と同一世帯に属する方が介護する場合に算定するもので、月額13,150円の加算となる。令和6年度中に保護廃止者も含め対象者について調査したが、該当者はいなかった。
【福祉部報告】	
1 誰が調査し、誰が報告書を作成したのか	<p>令和5年度以降の社会福祉課の管理職及び福祉部長が、平成26年度以降に福祉部と社会福祉課に在籍した職員に対し、調査内容に応じて調査を実施しました。</p> <p>報告書の作成は、令和6年度の社会福祉課管理職及び福祉部管理職が作成しました。</p>

<p>2 今後、福祉部報告が誤っていた場合は、修正するのか</p>	<p>情報について精査し、必要があれば修正することも検討していきます。</p>
<p>3 第三者による調査を行うのか。</p>	<p>福祉部報告書における、不適切な事務について、原因究明や改善、再発防止に必要な調査として、資料やデータ、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等の事実確認調査を実施し、その結果を記載しています。</p> <p>また、福祉部報告書に加え、職員から提供された資料や聞き取りした内容、社会福祉課に所在する不適切な事務処理に関する資料、茨城県監査資料、住民監査請求の概要、請願に関する資料を総務部へ提出しており、今後は、総務部においても確認され、職員への求償や処分等が実施される予定ですので、現時点で、第三者による調査が必要とは考えていません。</p>
<p>4 第三者の検証、報告は必要ではないか</p>	<p>福祉部報告書は、同じ福祉部内で行われましたが、複数人で多角的な視点を持ちながら、資料やデータ、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等の事実確認調査を実施し、問題点の特定、原因究明、再発防止策の検討などを行い、その結果を記載しています。</p> <p>必要な調査は、十分にできたと考えています。また、現在は職員全員で改善を進めているところです。</p> <p>また、生活保護業務等の不適切な事務処理については、茨城県の生活保護法施行事務監査の一般監査及び特別監査、行政措置要求、公益通報、議会への請願、住民監査請求等もあり、茨城県やそれぞれの委員会等でも審議されており、総務部へは、福祉部報告書に加え、職員から提供された資料や聞き取りした内容、社会福祉課に所在する不適切な事務処理に関する資料、茨城県監査資料及びその結果、住民監査請求の概要、請願に関する資料を総務部へ提出しています。</p>

	<p>今後は、総務部においても確認され、職員への求償や処分等が実施される予定ですので、現時点で、第三者による調査が必要とは考えていません。</p>
<p>5 今後の予定として、職員の処分はいつされるのか。 (総務部)</p>	<p>職員の処分等については、総務部が中心となって今後この報告書や他の調査や資料等を基に検討していきます。また、組織の在り方についても協議していく予定です。</p>
<p>6 茨城県の生活保護 施行事務監査結果に ついては HP に公表し ないのか。</p>	<p>茨城県の特別監査で指摘され報告を求められた内容については、福祉部報告書内にその内容や改善状況について記載しているため、掲載する予定はありません。</p> <p>特別監査で報告を求められた内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般監査での虚偽報告について 2 誤支給に伴う保護費返還決定事務の遅延について 3 生活保護費返還金等の不適切な債権管理について
<p>7 不適切な事務の原 因は</p>	<p>不適切な事務の要因は、管理職の対応に問題があったことや管理職を含む職員の法令等の根拠の確認不足などが原因と考えています。</p>
<p>8 調査の結果は生活 保護業務にどのよう に生かしていくのか</p>	<p>調査の結果については、社会福祉課における不適切な事務の原因の究明と、再発防止の方策や業務改善などに活かしています。</p>
<p>9 再発防止の方策や 業務改善などとは</p>	<p>勤怠管理の徹底や、職員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、法令等を遵守する体制や、チェックシートやフローチャート、マニュアルの整備やチェック体制の強化など正しい事務処理ができる体制づくり、働きやすい職場環境を整えていきます</p>
<p>10 職員へこの報告書 は共有したのか</p>	<p>この報告書の作成には、社会福祉課に在籍していた職員に書面調査や聞き取り調査に協力いただきました。この報告書を共有し報告書内の不適切な事務について職員全体で業務改善に取り組んでいます。</p>

<p>13 現在の事務の改善状況の詳細</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理体制については、管理職による勤怠管理の徹底や、係の増設や業務分担の見直し、専門的知見を有する会計年度職員の増員、現業員の訪問体制の見直しなどを図り改善を進めています。 ・扶助費の誤支給については、生活保護法に基づき返還手続きを進めています。 ・算定誤りの防止については、法令等や実施要領を再確認し、チェックシート兼フローチャートを作成して支給要件の確認体制も強化しています。また債権管理事務についても、マニュアルの見直しを行い債権管理の適切な処理を進めています。 ・生活保護費支給についても、適正な取り扱いを徹底し、監査において二度と虚偽報告を繰り返さないことを県へ報告しています。
<p>14 今年度の監査はいつか</p>	<p>令和7年度の茨城県生活保護施行事務監査（一般監査）は、7月8日から11日の4日間実施されました。</p>

15 茨城県の今年度の
監査結果はどうだった
のか

令和7年 8/28 付けで結果通知が送付されましたが、現在一部茨城県と調整している内容があります。
指摘は4点あり、

1点目としては、扶養能力調査の適正な実施について、文書照会に対する未回答者への再照会などが適切に実施されていないものがあったことが指摘されました。

2点目としては、課税調査の適正実施について、令和6年度の課税調査の実施状況について、調査後に未申告の収入が判明した場合は、8月の保護費に反映させる必要があるところ、一部、課税調査の完了が9月になっていたものがあり指摘を受けました。

3点目として、法第63条及び法第78条の適切な適用について、「返還額または徴収額の対象となる収入と支給済み保護費との対比が行われている資料」の添付や、「自立厚生費の検討過程について記録が不十分な事例」等があったことが指摘されました。

なお、4点目として、実施機関の瑕疵における扶助費の算定誤りの防止についての内容については、現在、県と調整しています。

通知には、「特に、局長通知第11の4の(5)等の関係通知に基づかない文書料の支給については、令和元年度以降の事例が500件を超過していたことが新たに認められ、令和6年度に行われた調査が不十分であると言わざるを得ないものであった。」とありましたが、令和6年8月に実施された茨城県の特別監査で、前年度(令和5年度)の一時扶助による文書料の支給状況についての資料の提出を求められ提出しました。また、ヒアリングにおいて、関係通知に基づかない文書料の支給であったことを口頭で確認されました。

特別監査以降、障害年金の診断書料以外の文書料(自立支援医療、難病の診断書)については、一時扶助による支給の運用の是正を、茨城県福祉人材・指導課から指導いただきながら進めており、令和6年度中に取扱いを是正しました。

今年度においても、一般監査以前から文書料の調査過程や結果について報告しており、「500件を超

	<p>過していたことが新たに認められ」という部分については、昨年度からの経緯から、当市の認識とは異なるため、茨城県へ該当箇所の修正について依頼しています。</p>
<p>16 2段落目 県が「新たに発見された」としている障害者加算等の誤認定とは、具体的には何をさしているのか。</p>	<p>福祉部報告の3障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について P15 で訂正した内容と4障害者加算の誤認定について P23 で訂正した内容です。</p>
<p>17 「令和元年度以降の事例が500件を超過していた」というのは、福祉部報告書でいえばどの記載部分なのか。</p>	<p>福祉部報告の P12 の障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について記載している内容で、保護の実施要領及び別冊問答集、医療扶助運営要領に記載されていない運用を行っていたものです。なお、市の認識とは異なるため、茨城県へ該当箇所の修正について依頼しています。</p>
<p>18 「令和6年度に行われた調査が不十分である」とは、何を根拠としているのか。</p>	<p>福祉部報告の3障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について P15 で訂正した内容についてで、当初は障害認定にかかるもの基準額6,090円を超えて支給したケースのみを調査していたが、その後、その他の文書料の上限額4,720円、3,000円について調査した結果、誤りがあったことから訂正しました。</p>
<p>19 「改めて適正な調査を行う」ことが指示されているが、福祉部報告書で行った内容以上に行える調査があるのか、あるとしたらなにか。</p>	<p>文書料の支給について、茨城県への結果報告後、誤認定の件数が増加する事例があったことから、今後、新たに誤認定が判明することのないように、改めて調査をすることと指導がありました。</p> <p>茨城県からの指導に基づき、再度結果確認を実施し、新たな誤りの判明はありませんでした。</p>
<p>20 保護費返還にかかる事務の進捗状況は。</p>	<p>令和6年6月20日までに、過支給となっている保護費全ての返還決定を行いました。対象者については返還決定通知を発送し、一部返還がされている状況です。</p>

<p>21 現在は指摘にある「関係通知に基づかない文書料の支給」という事務はしていないのか（完全に改善されたのか）</p>	<p>令和5年度中の令和6年1月16日から、保護の実施要領及び生活保護手帳別冊問答集に基づいた検診命令による運用を徹底しています。また、障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務についても、令和6年度中の令和7年1月から正しい運用を徹底しています。</p>
<p>22 今回県に指摘された「500件を超える」ということを、報告書に記載しなかった理由はなにか。</p>	<p>令和7年度の茨城県生活保護施行事務監査以前に、これまで、県へも誤支給分の件数や金額を報告しており、報告書においても、その件数、金額を記載していました。</p> <p>事務の運用に誤りがあった件数は500件を超えていますが、記載した件数、金額以外には誤支給はありませんでした。なお、市の認識とは異なるため、茨城県へ該当箇所の修正について依頼しています。</p>
<p>23 不適切な事務の件数が「500件を超え」ていたことは福祉部では把握していたのか</p>	<p>令和6年1月9日に県から状況確認があり、調査した結果、7月19日にプレスリリースしましたが、その時点で、事務の運用に誤りがあったことは把握していましたが、基準の上限額を超えて誤支給した件数や金額を公表していました。</p>
<p>24 不適切な取り扱い12件以外について誤支給にならなかった理由はなぜか</p>	<p>12件以外は、国の通知等に基づかない支給ではありませんでしたが、文書料の上限額を超えていなかったことから誤支給にはなりませんでした。</p>

添付資料 6

(様式 1)



平成 29 年 11 月 8 日

つくば市記者会 御中

つくば市保健福祉部社会福祉課

タイトル

平成 28 年度会計実地検査の指摘について (生活保護関係)

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼 イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼 参加者募集の告知依頼

その他 (

全 1 枚 (本紙含)

<概要>

平成 29 年 11 月 8 日 (水) 会計検査院が平成 28 年度会計検査院検査報告を発表しました。その報告において、平成 28 年 5 月 9 日 (月) につくば市が会計実地検査を受検した結果が公表され、つくば市は、平成 25 年度の生活保護法第 63 条の適用について、被保護者がつくば市に納付すべき返還金を過少に決定していたとして、返還金の算定誤り 2 件の指摘を受けました。指摘の内容は、以下のとおりです。

① 土地の売却費用の収入があったケース

本来、控除することが認められていない、生活保護開始前の債務の返済に要する費用を誤って返還対象額から控除したため、過少な返還金となった。

追加決定すべき被保護者からの返還金 1,000,000 円

(うち 国庫負担金 3/4 750,000 円)

② 交通事故の損害賠償金の収入があったケース

返還金を決定するにあたり、医療扶助費と介護扶助費が未確定であったため、それらについては、金額が確定後に返還決定を行う予定でしたが、追加の返還決定を忘れてしまったため、過少な返還金となった。

追加決定すべき被保護者からの返還金 1,371,289 円

(うち 国庫負担金 3/4 1,028,466 円)

● 今後の対応

- ・ 国への返還金・・・国・県と事務処理方法について協議した上で行います。
- ・ 該当ケースへの被保護者からの追加の返還金決定・・・当該被保護者に対しては、丁寧な説明を行い、納付についてご理解を求めてまいります。

● 再発防止 被保護者からの返還金については、福祉事務所内で行っているケース診断会議に諮り、金額を決定しています。今後は、国・県との情報共有を強化し制度理解をさらに深めることで会議の資質向上を図り、返還漏れがないよう、ケースごとに進捗管理を行い再発防止に努めてまいります。

生活保護法第 63 条とは・・・被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けるときは保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

つくば市記者会 御中

添付資料7

発信日：令和2年（2020年）11月10日（火）

発信元：つくば市 保健福祉部 障害福祉課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

「障害者自立支援給付費負担金」の過大交付に基づく 国、県への交付金返還について

令和2年（2020年）11月10日（火）、会計検査院が「令和元年度 会計検査院検査報告」を公表し、当市は、「平成30年度障害者自立支援給付費負担金」について、過大交付であったとの指摘を受けました。

過大に交付を受けた負担金は、国・県と事務処理方法について協議した上で返還を行います。

なお、今後は、実績報告書等の審査及び確認を徹底するとともに、関係機関とより緊密に連携し、再発の防止に努めます。

◆受検日

令和2年（2020年）1月27日（月）

◆指摘内容

国庫負担対象事業費 約21億9,168万円（国庫負担金交付額 約10億9,584万円）のうち、約2,945万円が過大に算定されており、これに係る国庫負担金 約1,472万円及び県負担金 約736万円が過大に交付されている。

◆返還額

国 14,725,904円

県 7,362,952円

◆原因

当市における基準額の算定に当たり、当市の重度率※が、5/100以上であり、かつ、平成29年度の財政力指数が1以上であることから、重度率等に応じた嵩上げ率を105/100とすべきところを、平成28年度の財政力指数（1未満）に基づき重度率等に応じた嵩上げ率を120/100としていた。

※重度率とは…居宅介護等のサービスに係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の人数に占める、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の割合

2025/6/19 (木)

添付資料 9

社会福祉課の一連の事案に関する報告用のグループを作成しました。
本件について特別職への報告等用にご使用ください。

全員既読
16:39

がトーク名「社会福祉課の一連の事案に関する報告用」を設定しました。

がを追加しました。
追加されたメンバーも参加前のメッセージを見られます。

- @さん
- @さん
- @さん

福祉部報告書について

6月23日午前中に福祉部報告書を市HPにあげた後プレスリリースし、午後に記者レクをする予定です。プレスリリース、市HPへ掲載する市長コメントと、記者レクの際の想定問答を作成しましたので、御確認願います。

★★市長コメント.pdf

★報告書想定.pdf

全員既読
17:37

- @さん
- @さん
- @さん

総務部です。

6月23日記者レクの想定について添付のとおり作成しましたのでご確認をお願いします。

R7.6.23記者会見想定【社会福祉課一連】.pdf

全員既読
17:40

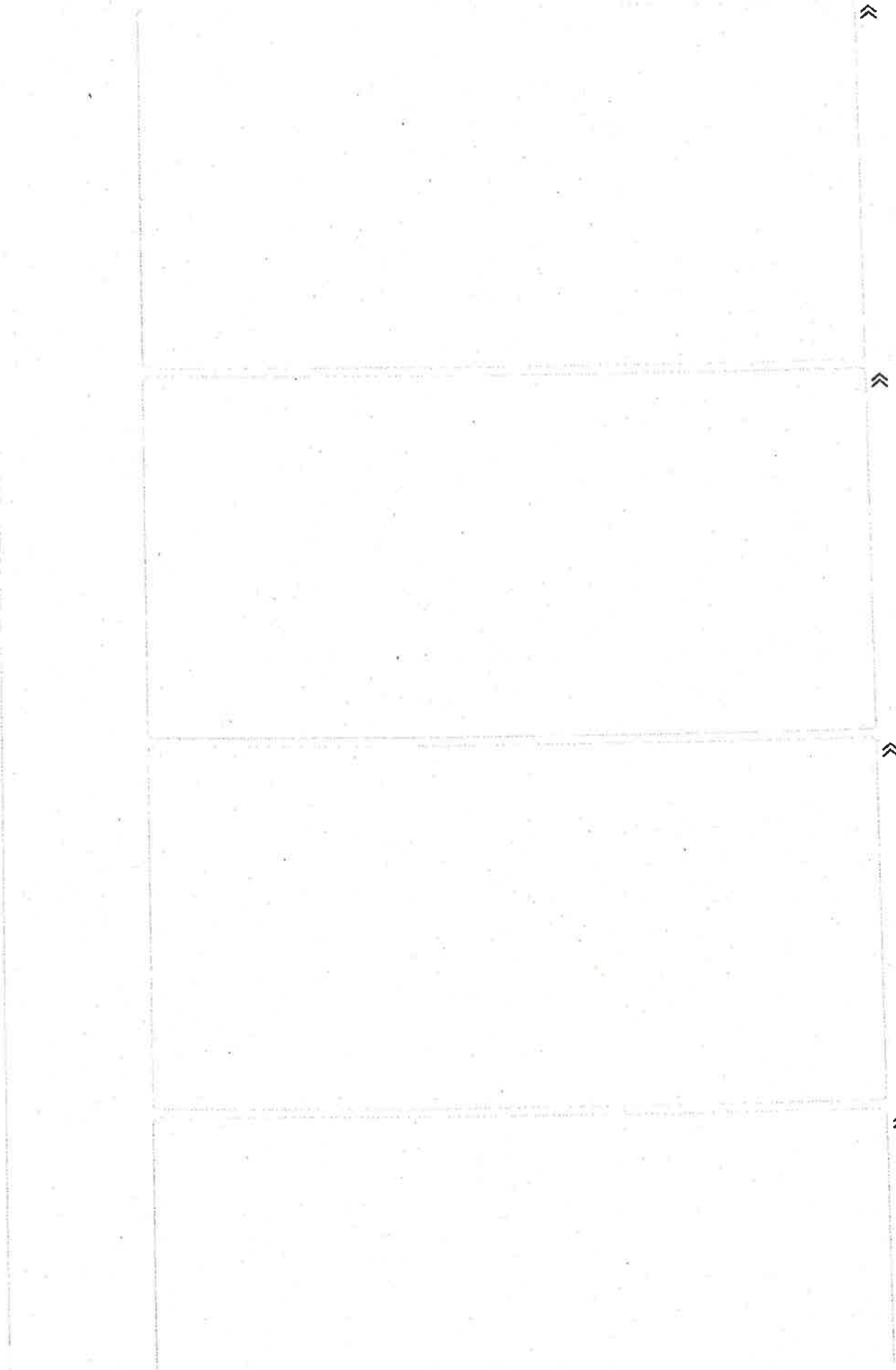
市長コメントは報告書に書いてある内容にまで触れますかね？ ちょっとしつこい感じかもしれませんが。

それより、今回の調査により管理職の認識の甘さや虚偽等を指示していたことがわかったので、今後処分を検討していく旨は入れないといけないですね。

全員既読
17:56



全員既読
18:01



○ [REDACTED]
@ [REDACTED] さん

ご確認いただきありがとうございます。数字について以下回答します。

●57件：アンケート調査に「不適切な労務管理ありと」回答した人数。（未払いのあるなしにかかわらず不適切な労務管理について意見があった件数）

↓

●その後人事課でヒアリングを行い内容を精査

↓

●68名：ヒアリングの結果、

①不適切な労務管理によって時間外の未払いが生じている可能性のある課に所属していた職員（アンケートで意見がなかったとしても、当時その課に所属していた職員全員を対象としている）

②またはヒアリングの結果、組織単位ではなく個人として未払いのある可能性のある職員の人数。

これらについて今後調査を進めていきます。

○ [REDACTED]

@ [redacted] さん

ご確認ありがとうございました。想定問答についてです。

1、2、5、6について修正します。

3の、「福祉部報告以外の～」については、

[redacted] から、[redacted] に関連した音声データが複数、[redacted] については音声データはないものの、複数回の面談記録等が福祉部長（一部は、人事課あてにも）に提出されており、彼の要望としては、福祉部報告に生かしてくださいとのことでした。

また、職員から聞き取りをした書面調査も、[redacted] の分は数ページにも渡っており、ほかの職員の証言も、すべて載せてはいません。

ここで想定しているのは、そのような内容となります。

4の「福祉部報告では記載がない」の部分ですが、

昨年8/21の福祉部の記者対応（不能欠損分を適切な債権管理をしていなかった件）の際、職員が福祉部長に申し出たとあるが、それ以前に課で申し出ていないのかと質問があり、「課内で申し出たことがあると聞いています。その際は管理職の認識不足で、問題視されなかったと聞いています。」と答えました。このことは5年度の管理職に確認したうえで、答えたものですが、

その後、[redacted] が5年度にこのことに関して管理職に申し出た際の録音データの文字起こしを公表（[redacted] が代理で行った住民監査請求の添付資料）していき、その中で、[redacted] がきちんと理解している様子が伺えました。[redacted] は、このことを問題視していて、福祉部長が詳細な事務についてわからないことをいいことに、誤ったことを記者会見で発信してしまったと言っています。

最近も、このことを福祉部長に個人メールで申し出ています。

福祉部報告では「令和5年度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいたが、問題意識の欠如により安易に～」と記載していることから、[redacted] もこの中に含まれるため、それ以上のことについては触れていません。

全員既読
18:32

[redacted]
両部ともわかりました。

福祉部と総務部の修正したものは、明日紙で良く確認しますので、修正版を政策員に届けてください。

明日で大丈夫ですので、よろしくお願いします。

全員既読
18:35

@ [redacted] さん

承知しました。

全員既読
18:38

[redacted]
承知しました。

ありがとうございます。

全員既読
18:39

2025/6/20 (金) ▾

市長コメントだけ先に修正を送ります。



全員既読
10:47

総務部の想定の時間外の金額については、この間の市長定例記者会見で発表した時の数字と同じと置いていいですよね？

全員既読
10:48



全員既読
10:50

@ [redacted] さん

総務部の想定の時間外の金額については、この間の市長定例記者会見で発表した時の数字と同じと置いていいですよね？

ご確認ありがとうございます。
記者会見の際と同じものです。

全員既読
10:50



@ [redacted] さん

@ [redacted] さん

> 総務部の想定の時間外の金額については、この間の市長定例記者会見で
発表した時の数字と同じとっていいですね？

ご確認ありがとうございます。

記者会見の際と同じものです。

全員既読
10:51

[redacted]

「特別職→市長」、これも修正して下さい。



全員既読
10:53

副市長の修正部分と5番の「損害額はかかっていたのか」の部分について修正しました
のでご確認ください。



★6.19修正 市長コメント.pdf

★報告書想定.pdf

全員既読
11:41

[redacted]

市長コメント [redacted] さんの修正終わったら確認するのでここにワードでください

全員既読
12:01

[redacted]

もう一度修正したもので市長に見てもらって下さい。
プレスリリースに入れるコメントとのことなので、更に修正しました。

⤴

全員既読
12:02

想定ですが、損害とこちらで言わないといけないのでしょうかね？
損失とかではだめ？法務監ともう一度相談してみて。

全員既読
12:04

法務監に相談してみます。

全員既読
12:05

あと、4番の求償って何だっけ？
処分は総務部で検討だけ。

全員既読
12:06

@ [redacted] さん

市長コメントについて、[redacted] 副市長の修正終わりましたので、ご確認ください。

⤴

全員既読
12:09

★6.19修正 市長コメント.docx

プレスリリースの案についても確認したいので、ここにアップして下さい。市長コメントは
仮で入ってればいいです。

全員既読
12:11

報告書の修正もお願いします。最初のページです。



全員既読
12:17

■■■■■

想定も修正だね。求償するかどうかは、こちらが言うことではないのでは？



全員既読
12:22

■■■■■

@■■■■■さん
プレス案を添付します

★No.37_250623【生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告について】社会...
(削除済み)



全員既読
12:27

@ [redacted] さん

修正しましたので、ご確認ください。

⌞

★報告書想定.pdf

⌞

全員既読
12:28

P2(修正)◆福祉部報告完成版 .pdf

⌞

★No.37_250623 【生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告について 社会...

全員既読
12:29

@ [redacted] さん

想定5の「損害」の言い振りについては、政策法務監との相談結果後に確定しましょう。その他の他はOKです。

全員既読
12:31

@ [redacted] さん

承知しました。ありがとうございました。

全員既読
12:33

⌞

全員既読
12:46

@ [redacted] さん

プレス案を修正しましたので、ご確認ください。
またプレスに合わせて報告書もP2も修正しました。

⌞

★No.37_250623【生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告について 社会...

⌞

全員既読
12:57

(P2修正) 福祉部報告完成版 .pdf

○ [redacted]

コメントこのような変更はどうでしょうね？

これにより、管理職の対応や生活保護制度の事務執行上において様々な不適切な対応があり、極めて不正常的な業務状況に陥っていたことを改めて認識いたしました。

→

これにより、管理職の対応や生活保護制度の事務執行上において様々な不適切な対応があり、極めて不正常的な業務状況に陥っていたことが改めて明らかになりました。

全員既読
12:57

[redacted]

そちらの方がいいですね。 全員既読
12:59

[redacted]

修正もれですかね。

⌞

全員既読
13:03

失礼しました。削除いたしました。

⤴

全員既読 13:05 ★No.37_250623 【生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告について 社会...

市長コメントも修正してね。 全員既読 13:08

承知しました。市長コメントも修正しました。

⤴

全員既読 13:10

★6.19修正 市長コメント.pdf

プレスリリースの市長コメントも修正ね。 全員既読 13:16

申し訳ございません。プレスの市長コメント修正しました。

⤴

全員既読 13:17 ★No.37_250623 【生活保護業務等の不適切な事務処理に関する報告について 社会...

⤴

全員既読 13:30

@ [redacted] さん

[redacted] 法務監から以下の回答をもらいました。

想定5は、「損害額は確定したのか」という質問なので、「損害」という語を使わないで回答することは、難しいように思いました。例えば、「損害」を「損失」と言い換えても、両者で実質的な意味は変わらないと思いますし、「損害と損失で何か意味が違うのか」と突っ込まれれば、かえって苦しくなるようにも思います。

また、現在の回答案「なお、損害額については、どの部分が損害になるかを法務部門と協議中です。」であれば、確定した損害がいくらであるか回答していないので、「損害は確定していない」という立場と矛盾しないと思います。

なお、「法務部門と協議中です。」の部分は、「今後、法務部門（や顧問弁護士）とも協議して判断します。」とするくらいでも良いと思いました。（「協議中」というと、「どういう協議をしているのか」「その協議は、いつごろ終わるのか」等の質問が想定されるため。）

損害が確定しているかについては、何をもって「確定」とするかによると思います。市として損害を確定させる手続きをしたわけではないので、それを理由に「確定していない」と言い得るのかもしれませんが、少なくとも時効消滅に伴う1,813,807円については、既に市の損害であることは客観的には（法律論としては）確定していると思われれます。ただ、この1,813,807円含め、市としては、顧問弁護士に相談してから損害を確定させる、というのもあり得る対応だと思えます。

以上になりますが、副市長の懸念の趣旨を十分に理解できていないようにも思われ、的外れな回答だったら、申し訳ありません。

=====

総務部 政策法務監 [redacted]

内線 6203

=====

全員既読
13:52

[redacted]
分かりました。

では、法務監の言うように「今後法務部門や顧問弁護士とも協議して判断します」でいきま
しょうか。

全員既読
14:12

ありがとうございます。
修正しましたので、御確認ください。

★報告書想定.docx

全員既読
14:15



全員既読
14:18

ありがとうございました。 全員既読
14:19

@ [redacted] さん
@ [redacted] さん

大変申し訳ございません。
再度見直しをしたところ、
福祉部報告書内のP15について、添付の赤字のように修正したいと思いますがよろしい
でしょうか。

修正理由：診断書料等の返還事務は一旦6年度末に終了しましたが、その後の再点検で
4件が判明し、年度末を超えてから返還事務が終了したため。

報告書P15修正.pdf

全員既読
15:27



全員既読
15:59

御確認ありがとうございました。
最終版を添付します。

◆福祉部報告最終版 .pdf

全員既読
16:07

想定とプレスリリースの最終版もアップしておいて下さい。

全員既読
16:09

想定の最終版を添付します。
プレスリリースの最終版は追って添付します。

★報告書想定最終版.pdf

全員既読
16:14

総務部です。想定の最終版を添付します。

R7.6.23記者会見想定【最終版】.pdf

全員既読
16:43

@ [redacted] さん

お忙しいところ恐縮ですが、福祉部報告書について、「◆福祉部報告最終版」の確認をお願いしてもよろしいでしょうか。

全員既読
18:12

遅くなりすみません、OKです。おつかれさまでした。記者対応含めててもう一山大変だと思
いますがよろしくお願ひします。

全員既読
22:48

2025/6/21 (土) ▾

ありがとうございました。 全員既読
7:33

2025/7/3 (木) ▾

① [redacted]
@ [redacted] さん

@ [redacted] さん

@ [redacted] さん

7/10（木）の定例記者会見の際の、福祉部報告についての想定を作成しましたので確認をお願いします。

★R7.7.10記者会見想定【福祉部】.pdf

全員既読
13:11

全員既読
13:35

[redacted]
これ以外は大丈夫そうだね。 全員既読
13:35

① [redacted]
@ [redacted] さんありがとうございます。修正しました。

修正★R7.7.10記者会見想定【福祉部】.pdf

全員既読
13:42

ごめん、やっぱりもう1箇所修正お願いします。



全員既読
13:48

● [Redacted]

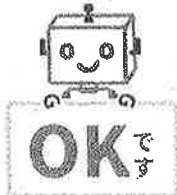
@ [Redacted] ありがとうございます。
修正しました。



修正★R7.7.10記者会見想定【福祉部】.pdf

全員既読
14:05

● [Redacted]



全員既読
14:06

● [Redacted]

ありがとうございます。 全員既読
14:06

2025/7/7 (月) ▾

● [Redacted]

処分のスケジュール感だけ総務と調整し入れておいてください 全員既読
16:53

● [Redacted]

承知しました。 全員既読
17:05

2025/7/8 (火) ▾

現時点で考えている処分検討過程です。

250708_処分検討(社会福祉課)r2.docx



全員既読
13:20

承知いたしました
よろしくお願いたします 全員既読
13:26

さすがに時間かかり過ぎでは？ 全員既読
14:28

頑張ってるって、半分くらいの期間で何とかならないでしょうかねえ。 全員既読
15:00

2025/8/21 (木) ▾

@ [redacted] さん

@ [redacted] さん

@ [redacted] さん

【至急】時間外に申し訳ありません。

社会福祉課 [redacted] です。

①行政文書開示請求の開示内容確認と、②福祉部報告の訂正について相談です。

①行政文書開示請求の開示内容確認について

・令和7年6月24日付けで、[redacted] から行政文書開示請求がありました。(資料1)

・開示期限は8月22日(金)(資料2)

・請求内容は、令和7年6月23日公表の「生活保護業務の不適切な事務処理に関する報告書」で実施した書面調査及び聞き取り調査記録です。(資料4-1~4-6)

・資料4-1~4-6全てを開示しますので、ご確認をお願いします。※ピンク色を黒塗りにマスキング

・資料3は、開示決定通知で、開示文書の「範囲及び部分開示(マスキング)の方針」については、[redacted] 政策法務監、総務課と打合せのうえ、ご意見をいただいています。(資料3)

・特に、[redacted] (資料4-1のP1~)、[redacted] (資料4-1のP121~) の回答について、膨大かつ詳細な意見が記載されています。



資料1_20250624_行政文書開示請求書.pdf

資料2_20250707_決定期間延長通知書(押印済、写).pdf

資料3_20250822_行政文書部分開示決定通知書(案).pdf

資料4-1_ヒアリングシート(職員:保護係一般).pdf

資料4-2_ヒアリングシート(職員:保護係以外).pdf



資料4-3_ヒアリングシート(管理職用).pdf



資料4-4_ヒアリングシート(職員:保護係係長・経理).pdf



資料4-5_ヒアリングシート(職員:保護係 係長&経理).pdf



資料4-6_聞き取り調査.pdf



全員既読
18:52



遅くまでお疲れ様です！

ざっと見た感じ問題ないように思います。
申請者はこんな細かいの全部いるのかな？

ホームページの間違いなら、ホームページで修正を出せばいいんじゃないのかな。

全員既読
19:09



そうだ、赤字は何？

全員既読
19:10



@ [redacted] さん

・申請者は、福祉部報告で調査対象とした調査の記録全てを請求しています。

・資料4-1の赤字は、提出者が赤字にしてきたもの（原文ママ）です。開示は白黒で印刷して渡します。

全員既読
19:15

[redacted]

4-1以外も赤字とか青字があるけど、みんな提出者が書いたものってことで合ってますか？

全員既読
19:17

[redacted]

・その他の資料の赤字は、提出者の原文ママのものと、報告書作成時に社会福祉課で青字・赤字にしたものがあると思われます。

全員既読
19:19

[redacted]

わかりました。

全員既読
19:22

[redacted]

@ [redacted] さん

[redacted]

全員既読
19:33

[redacted]

[redacted]

全員既読
19:46

[redacted]

承知しました。

ありがとうございます。

全員既読
19:47

[redacted]

すみませんが全文は読めてませんがOKです

全員既読
20:17

[redacted]

承知しました。

ありがとうございます。 全員既読
20:18

2025/9/5 (金) ▾

■■■■■

@■■■■■さん

@■■■■■さん

@■■■■■さん

本日の記者会見の想定を添付します。

御確認ください。

なお、県監査の通知内容については、県に削除の申し入れを行いました。

⌵
■■■■■
★★R7.9月記者会見想定 .pdf

⌵
■■■■■
★★R7.9月記者会見想定 .docx

全員既読
10:30

■■■■■

お疲れ様です

8月29日付けの県の監査結果通知の「500件を超える」とかについて質問が予想されますので、想定のとおり12件以外は間違いがなかった旨答えてください

その他、今回の請願についても質問があるかもしれませんので、対応よろしくをお願いします

全員既読
10:52

■■■■■

承知しました。 全員既読
10:52

■■■■■

記者が、本来県の監査結果通知の内容を知っていること自体おかしいのですが・・・ 全員既読
10:53

2025/9/11 (木) ▾

■■■■■

@ [redacted] さん
@ [redacted] さん
@ [redacted] さん

令和7年度の生活保護施行事務監査一般監査の結果通知内の疑義のあることについて、経緯及び概要をまとめましたので添付します。ご確認ください。

なお、茨城県には、9/9に削除、修正を申し入れています。県からは、「内容を変更するために、双方で相談して変更していきたい」といった返事がありました。引き続き調整をしていきます。

△

★文書料の取扱_市長説明県監査結果.pdf

△

★文書料の取扱概要一覧_市長報告.pdf

全員既読
15:51

○ [redacted]
一時扶助の取扱いの経緯でR6.9.4に545件を抽出とありますが、この件数を県に報告したのはいつでしょうか？

全員既読
16:12

○ [redacted]
県に545件という数を報告（共有）したのは、R7.5月の [redacted] が県に入った時に、 [redacted] 報告した際に県に共有しています。

全員既読
16:28

○ [redacted]
了解です
ありがとうございます 全員既読
16:31

2025/9/24 (水) ▾

○ [redacted]

@ [redacted] さん
@ [redacted] さん
@ [redacted] さん

お疲れ様です。遅い時間に申し訳ありません。明日の請願委員会の想定を作成しましたので、申し訳ありませんがご確認をお願いします。（政策員確認済みです。）

<

想定【請願7第4号】.pdf

全員既読
18:33

[redacted]

全員既読
18:38

[redacted]

@ [redacted] さん
@ [redacted] さん
@ [redacted] さん

遅い時間に申し訳ありません。明日の請願委員会の想定を作成しましたので、申し訳ありませんがご確認をお願いします。（政策員確認済みです。）

<

福祉部_請願9月特別委員会想定 .pdf

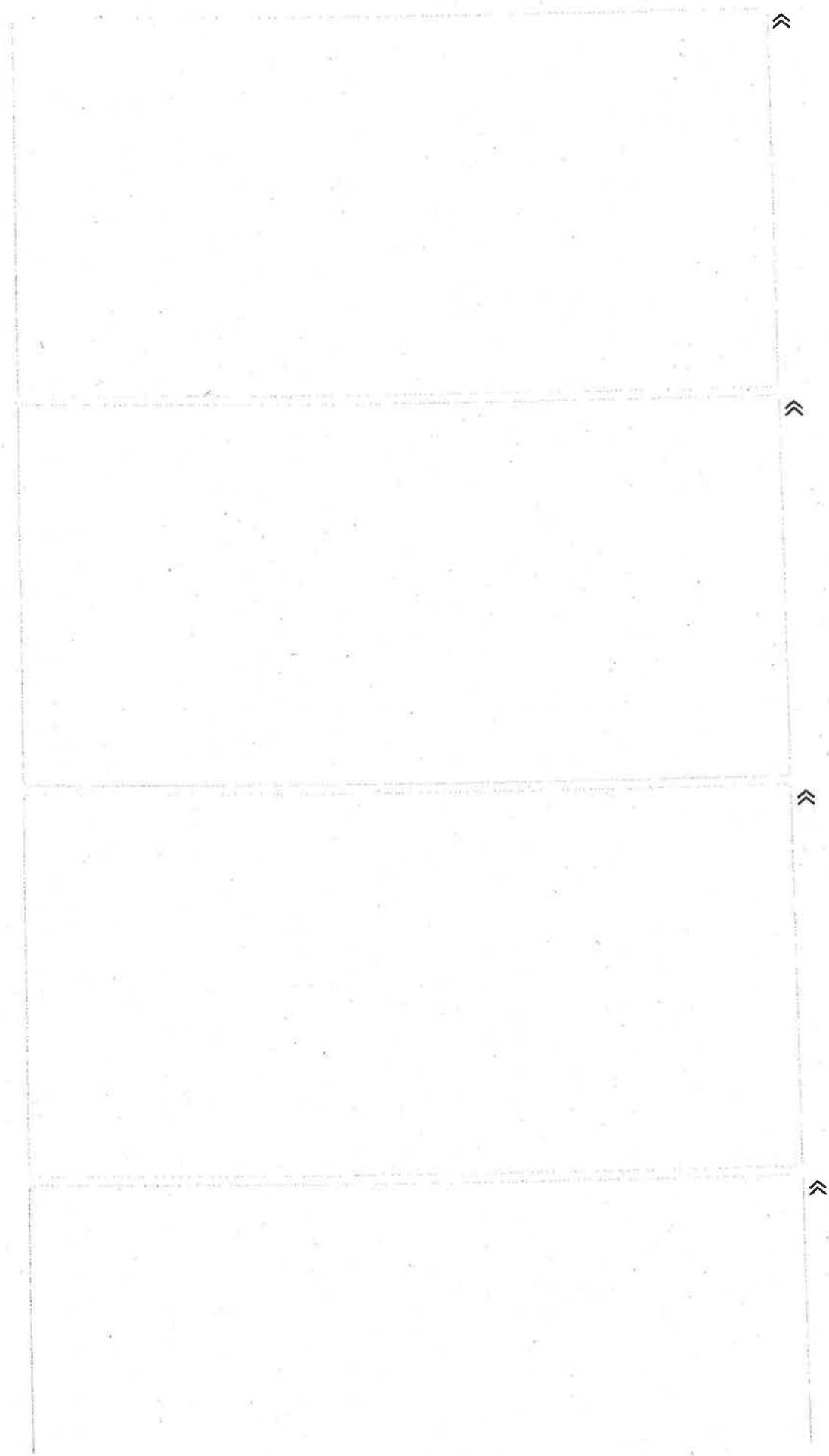
全員既読
18:38

[redacted]

@ [redacted] さん

ご確認いただきありがとうございます。 全員既読
18:40

[redacted]





全員既読
20:31

○ [Redacted]
@ [Redacted]さん

修正ありがとうございました。
修正後の想定を添付します。



修正 福祉部_請願9月特別委員会想定 .pdf

全員既読
20:47

[Redacted]
はい、ありがとうございます。
多くの想定がありますので、迷わず自信を持って答えて下さい。
総務部と福祉部でみんなで協力し合って、明日を乗り切ってくださいね。
本当に遅くまでお疲れ様です。

全員既読
20:52

○ [Redacted]
@ [Redacted]さん

夜遅くまで、ご確認いただきありがとうございました。
明日は、みんなで協力して乗り切りたいと思います。

全員既読
20:54

○ [Redacted]
承知しました！

ありがとうございました 全員既読
20:55

[Redacted]



最新のメッセージを表示

全員既読
20:55

添付資料10 (前半)

日 時:令和5年 10月 10日

[E]

参加者 ■■■■■ 課長・■■■■■ 補佐・■■■■■ 補佐・■■■■■ 主任

■■■■■ 課長

1回夏に業務改善ということで、皆さんに意見出しているんですけども、いろいろありましたので改めて話を聞かせてもらう機会を作りまして、何が問題でそれを解決していくには何が課題なのかなみたいなのを整理して…(中略)…中間面談も兼ねさせてもらいまして…(中略)…そしたら補佐、お願いできますか。

■■■■■ 補佐

はい、そうですね。まずは今年度というか、直近で言えば来年度、できれば近い将来というか、その辺まで含めて組織の体制のことをちょっと今考えていて。我々も今年の年度の初めぐらいからちょっと課題になるところとか、ちょっといろいろ話はしていたんですけど、実際我々が管理職で思っている体制と、それぞれ皆さんがCWとか査察って立場で思っている体制と、やっぱりそこズレがあってもうまく進まないの、そういったところも確認したいなど。例えば査察とかCWとか事務職ってそれぞれあるけれども、それぞれの事務・業務分担。今結構査察とかCWが事務をやっている部分なんか多々見受けられるんですけど、そういう業務分担なんかは今後どうしていったものか。つくば市についてはこれまでもCWが事務を行うみたいな、なんとなくそういった流れが結構きていたところもあると思うんですけど、医療とか統計なんかについては。あとは会計年度任用職員。夏にも出してもらった時に書いてもらってるんですけども、会計年度任用職員をやったり有効的に活用していくのにどのような部分でもっと有効に使っていければいいか。夏と被っちゃうかもしれないけど、その辺をちょっと。あとは査察とかCWの配置数。今は標準で80ケースというのはあるんですけども、なかなかそこってというのはどこまでメスを入れられるかわかんないけど、あとは地区割とか、たとえば類型別のケース担当とか、そういうものなんかは実際何かしらこういう形がいいとか、思いとか考えとかあればまずは聞ければなって。

■■■■■ 主任

…(業務の分担)(残業)(業務効率化)(債権管理の係)…

一番リスクが高いのっていうのは、お金だと僕思ってる。お金の、やっぱりなんだろうな、未収金が発生したりとか、それが不納欠損になっちゃったりとか、それをちゃんとやってないのに不納欠損になっちゃったりとか、勝手に時効になっちゃったりとか、それが何よりも僕リスクだと思ってるので。そこに対する人員配置を厚くすること、多分それをもっと楽にできれば全体の仕事ももっと楽になるはずだとは思ってます。うん、ここの仕事が結構各々のCWにとっては重い仕事になってるんじゃないかなっていう風には思ってるので、そこを中心とした配置を決めることが結果的には一番効率化が生まれるんじゃないかな。というのと、あとはできるだけこれは早く「ミスが起こらない体制作り」をすべき、このお金だけは。いろんなことを皆でやろうとして一生懸命やってくんですけど、皆のマンパワーが分散しちゃってるんですよ。そこを一旦リセットして、各々の仕事を、本当に債権のところだけ最優先にしておかないと、これ爆弾なので。ここの自治体だけの問題じゃないと思うんですけど当然、他の自治体でも同じように債権のリスク抱えながらやっていると、結構僕この債権のところは危機感を持っています。つくば市だけじゃないです、他

日時:令和5年10月10日

参加者: 課長・補佐・補佐・主任

の自治体も。そこが怖いなって思ってますね。本当に何かにスベれば議員案件になると思います、これは。本当につつかれたら市長言い返せないですから、これ本当に。「ちゃんと管理してないのか」って言われた時に「管理してないです」ってなった時にはやっぱりちょっと管理職だけじゃなくワーカーも含めて。その何だろうな、唯一その最近多いじゃないですか、(他自治体の例を複数挙げて説明)、公務員の不作為による損害賠償請求っていうのが流行ってるんですよ、自治体として。そこがね、やっぱりなんかこう、最後の職員たちに対するプレッシャー、なんていうか糸が切れちゃうようなきっかけになるんだろうなあって思ってる。それだけはなんとかしたいな、っていうのは僕の気持ちとしてはあります。

補佐

債権管理をきっちりやってく、というところもあるし、そもそも債権発生した時点でそれぞれのワーカーも回収っていう意識をちゃんと持つ、

主任

意識を高めるのもそうですけど、そこに対して人員配置をかけるぐらいはやらないとダメなんじゃないかな、とは思ってます。ワーカーがやるのは限界だと思うので。事務職として、ワーカーの枠じゃなくて事務職の枠として、一係ぐらいはあってもいいとは、

補佐

ちょっと前と言えば、君(※)がいくつもの仕事をやりつつも債権の管理までしてたじゃない。それで債権の管理だけで結構なボリュームにはなってきて、君でさえ他のことをやりながら、ちょっとそれを片手間では結構厳しかったという話を聞いているので、ちゃんとそれを責任持って管理できるような職員であったり体制なりをまずはきっちり取るべきってことだよな。

(※経理担当だった職員。代理人ではない。)

主任

そうですね、さんは優秀な方なんでしょうけど、さんであつても債権を行使するところまでは行ってないわけですよやっぱり。不納欠損に行くまでの道筋としては不十分だと僕は思うので。やっぱり債権回収するところまでは、できなくてもやった形跡を記録として残していくようなのは当たり前にしないと、多分ワーカーは「結果回収しないじゃん」って思うんすよね。

補佐

うんうんうん、そうだね、そのあときっちり…

主任

そうそう、そこでフローが見えないと…

日時:令和5年10月10日

参加者: 課長・ 補佐・ 補佐・ 主任

補佐

…督促もする、それでダメなら催告もする、現地だって訪問する、っていう。それを毎年毎年繰り返して行って、それでもできない時に最後の最後で、亡くなって不納欠損にする。

主任

そしたら国はその分は補填するって風に書いてあるわけですから。

補佐

うんうん、そうだね。

主任

うん、それやった上で「つくば市ちゃんと仕事してるよ」っていうのであれば、仮に議会でひっかかれても、「いやちゃんとやってる」って言えるのが公務員として当たり前なんだろうなっていう風には思います。そこが最重要のリスク、ここで、感じてるところですね。

補佐

うん。

主任

あとは職員のレベルによって左右されるだろうなあってのは。

補佐

外から見たとしても、いろいろと事務があるし、医療であったり介護であったり統計であったり補助金であったり、諸々あるけれども、外から見えて、やっぱり、仮につつかれるとすれば、こういった債権のところをどう管理してたのか、ちゃんと回収のための努力をしたのか、みたいなのは、やっぱり他に比べて当然そうつつかれた時にリスクはデカイよね。

主任

そうですね、役所としては、まして国の補助金が減らされるわけじゃないですかね、債権がある分については。

補佐

うん。ちゃんとやっていればその分も乗っけてもいいよ、って確かに書いてあるんだよね。

主任

そう、その通りなんですよね。国もどうせしょっぱいこと言うと思うんですけど、そこをやった上で勝負しないと。それが一番の仕事な気がするんですよね、僕らの。ワーカーも含めてですが。

日時:令和5年10月10日

参加者 ■■■ 課長・■■■ 補佐・■■■ 補佐・■■■ 主任

■■■ 補佐

うん、まあそうだね。あの、お金のことは俺も一番大事だと思っているので、とりあえず債権の話ではなく、お金の支給の話が先な気がするんだけど、うん。

■■■ 主任

そこくらいですかね、もし危機感があるとしたら。そこをなんか僕だったら優先的に、そっちの方を中心にした事務配置を作っていく方が。人をドンと増やしたところで、解決は絶対にしないので。5人増えても全然変わらないと思います、この仕事。仕事の量って言うか、皆の負担は。

■■■ 補佐

それは事務職として増えても？

■■■ 主任

まあ、事務職として増えて、そこで債権を切り分けるんだったら減ると思います。なので、やっぱり債権管理のところをワーカー以外、ワーカー兼務が何人かいてもいいと思うんですけど、ひとりは兼務がいた方がいいとは思うんですけど、ここで債権管理っていう風に、経理系を分けて。

■■■ 補佐

ああ、うん。

■■■ 主任

いわゆる調書も分けちゃうね、僕の案ですよ。調書あるじゃないですか、毎月やってる認定替えとかね、あれもこっちの渡すぐらいの分担できると思うんですよ。複数名で見て、今査察が管理してる、ハンコ押ししてるの前にそこは経理で確認して査察に持ってくれば、多少押しやすいと思うんですよ。っていう風にして、ワーカーと経理でのダブルチェック、それが仕事が減らないって指摘もあるかも知れないですけど、分けられると思うんですよ。

■■■ 補佐

うん。

■■■ 主任

まあ、インテークもこっちに寄せられるんなら寄せてもいいと思いますけどね。

■■■ 補佐

そうだね。

日時:令和5年10月10日

参加者: ■■■課長・■■■補佐・■■■補佐・■■■主任

■■■主任

そういう事務系の仕事ってこっちに移せると思うので。ワーカーが増えないまでも、経理系の職員が増えることで、その事務分担ていうのがうまくいくし、僕の求めている債権管理というところも、人員配置が増えることで、責任が生まれると思います。

■■■補佐

そうだね。他市に行ってきて、それなりに経理の方で管理職なんかと一緒に債権の管理とか徴収とかって話を聞いたので、やっぱりその辺は大事かなっていう風に思うところはあるよね。

■■■主任

確かに。

■■■補佐

ちゃんと事務職として置くと。

■■■主任

そうですね、ワーカー兼務がいてもいいと思うんですよ、情報があるなしか。ただ責任が大きいと思うんですよ、債権は債権でやっぱり。その申立ての話もあるし、法的な話もあるしで。だから係を作らずにそれをやって、査察が責任持つとか、補佐が責任持つとかいう話はやっぱりキツさはあると思うので、見切れないだろうと思うので。やっぱり係としてなんかあってほしいなあ、っていうのは。事務系の係長としてもね、いてほしいなあと思います。

■■■補佐

うん。そうだよね。切り分けみたいなどだよね。

■■■主任

そういう意味での分担ですよ、業務分担。

■■■補佐

事務職としてのね、うん。

■■■主任

まあ、移行に何年かかるかって課題はあるでしょうが、やらないよりはみたいなどころだ思うので。

■■■補佐 (別の話題に)

添付資料 10 の続き（ここからは本請願で初出となる）

（地区割担当制から世帯類型別担当制への移行可能性について議論中）

職員

2人訪問が前提ですか、1人訪問が前提ですか。これによってまた変わってくるので…。

課長補佐

それもこの後聞こうと思ったんだけど、順番逆にして、まず複数訪問なんだけど、これは全てのケースで必要だと思う？それとも特定ケースのみでいいと思う？まあ、今の人数っていうのは置いてね。

職員

もしも…私だったら…正直もう、個人的にはひとりでやりたいですよ。だってその方が早いから。絶対に早いから、僕のやり方で。なんだかんだで僕が2人ケースになることはないわけですよ、頼らなくていいって思っちゃうんで。自分より頼りがいのある人に頼りたいんですよ、人間て。僕が前回のケース（※注：公務執行妨害事件のケース）で担当CWに頼られたのは、男性で、若くて、身体が大きいからっていうところと、そのタイミングで他ケースの相談もしようかっていうところだと思うんですけど。それが全員に対して自分の上位互換がいるっていうのが大前提になっているのが大きな間違いで、自分が査察に頼むときは業務上査察に頼まなきゃいけないときしか頼まないの、基本的に僕は2人訪問は必要ないです。ただリスク上必要だと思ったら行きます、僕は。だけれども、そうなるやっばり僕にとっては2人訪問必要ないけど、誰だったら必要というのはバランスが悪いので、そこらへんをキレイにするんだったら原則2人訪問、僕は賛成します。個人的には嫌だけど、そうしないと、この人は1人で、あの人は2人で行ってるという、すごくバランスが悪い状況を肯定しちゃうと多分いつの間にかなくなっちゃうと思います、この2人訪問という大原則が。今回こういった事件があったことも含めて、やっばり2人訪問を原則にした方が…、その、なんだろうな、原則にして、例えば「Cケースは別にいいよ」みたいな、例外で1人訪問にするくらいの、原則と例外を入れ替えた方が管理上いいかな、と。管理上、ですよ。

課長補佐

原則複数訪問で、高齢者世帯なんかは例外的に外すよ、っていう…。なるほどね。

職員

そうです、そういう風に変えた方が、みんなが「じゃあ前提で2人で行かなきゃね」っていう意識だっ
て上がると思う。

その例外のところだけ要件を作ってあげれば。もちろん手間はすごいでしょ、必要でしょね。

課長補佐

まあ、あとはやっばり現金支給なんかのときにCWそれぞれ自分のね…

職員

現金支給は1人で行ってたらダメなんで…

課長補佐

うん。

職員

僕はずっと2人で行ってはいらるんですけど。

うーん…これも良くなりませんよね。

課長補佐

あとは口達者なケースに行ったときに負けないためとか、言った言わない対策とか…

職員

そうですね。

まあ、今回(事件のとき)担当 CW と訪問して何がわかったかという、やっぱり客観視できてるんで、警察も聞いてくれるんですね、僕らの話をね。あれ1人だけだったら絶対違う結末の可能性もあったので、やっぱり2人で行く意味は、必要だなあって感じましたね。

何が起こるかわからない、誰が殴られるかわからないじゃないですか、ある程度可能性はわかっていたとしてもですよ。そう思ったときに、原則を2人にしておかないと、2人で行って良いか悪いかの判断がその場での判断になっちゃうじゃないですか、CW の。だからそうなるとやっぱり不幸が待っているかもなあと思うと、原則それで例外みたいな、本当に、高齢者の施設入所とか、そういう風にしておいた方が、管理上はこう…個別具体的な対応をしなくて済むんじゃないかなとは。

課長補佐

あー…その方が事務所として方針が言いやすい…

職員

そうですね。

課長

土浦なんかはそうなるって言ってたねえ…

職員

いや、本当にもう時代なのかな、って。

課長

…で高齢者とかは例外として1人でも行かせている…

課長補佐

実際まあ 80 ケース…高齢者がほとんど…4割くらい…

職員

日本全国で5割超えてるんで、高齢者は。

課長補佐

5割超えてる？そうすると、まあ、そのうちの半分くらいが…

職員

しかもCは(訪問回数が)年に2回なんで。

これは構想的に言うと、Cは年2回、Aは年12回なんですよね。だからそこらへんでこう…なんだから…「この担当地区は年間合計何回訪問」というのが出せるはずなんですよ。

課長補佐

うん、出せるよね。

職員

だからそのバランスも結構悪かったりするんですよね、実は。地区と人数だけで割っているの
で、その負担が違ったりするので…

課長補佐

まあ、本当にバランスをとるなら、まずはケース格付をバンって決めてからするとか…

職員

そうですね。それが平等なんじゃないかなとは思いますがね。Aは12として…まあ12って言ってもCの6倍以上大変ですから、なかなか一概には言えないんですが、数字的には平等性が出てくる可能性はありますよね。

課長補佐

それで、さっきの世帯類型別(担当分け)ってどうだろう？

(以降も重要な議論が続く。債権管理の話にも再度戻ってくる。

【債権管理ができていないこと】、【CWが訪問で現金支給していること】について管理職が十分に認識できていることがわかる。→令和5年度県監査回答は紛れもなく虚偽なのだ。)

添付資料11

第5回マニュアルGミーティング

日時：令和5年11月27日（月）午前9時から午前10時

場所：社協裏相談室

参加者：■■■■ 査察、■■■■ 査察、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■

【SVからの共有事項】

〈監査の結果反映〉

- ①世帯員が高校生になった場合の61条を使った収入申告の義務の説明の流れを徹底。
- ②取り下げの流れ：要否判定を徹底して否の場合には却下にする
(対象者の審査請求権の保証のため)
- ③扶養調査（重点的扶養能力調査対象者が市内にいる場合の実地調査の再開）
→ケースを始めた時の時点で、だれが重点的扶養能力調査対象者に当たるのか（生活保持義務関係：配偶者と未成年の子に対する親や扶養能力があるとされる親子関係、兄弟姉妹など）を明らかにしておく。また、随時ケースの進展に合わせて見直しも必要。
- ④債権のある世帯が死亡廃止した場合、CWが最低1人（代表相続人）の親族に通知を送る
(通知を起案。納付書は経理に作成依頼)。それ以降の督促状など追いかける部分は経理に引き継ぎを行う。
- ⑤現金の取扱いについて、CWは取扱わない。

★CWと経理の役割を整理する必要がある。

→今後発生する債権がある死亡廃止の人については上記の対応できるが、これまでの債権があり廃止した保護者の取り扱いが追い切れていない現状がある。

★「つくば市としての債権管理マニュアル」のほかに、“何を根拠に仕事をしたか”の根拠を明確にしたい。そのため、■■■■さん作成のつくば市生保 Ver. マニュアル」を全体で活用できるようにより磨きをかけることが求められる。

→■■■■さん中心にブラッシュアップ。マニュアルG全体でも共有していきたい。起案をして正式な「つくば市生保 Ver. マニュアル」を今年度中に作成したい。

以下、そのために活用できるもの。

- ・つくば市としての債権マニュアル
- ・■■■■さん作成の生保 Ver. マニュアル (■■■■さんが確認する)
- ・例規集：つくば市生活保護法施行細則や生活保護に関する通知等が掲載されているので活用する。
- ・法や規則の理解に基づいて実践し、マニュアルを作る。

【次回までの課題】

- ・ ■■■さんのマニュアルを確認する
- ・ 障害年金診断書の取り扱いについて、小グループの意見をまとめる

【次回マニュアルGミーティング】

12月14日（木）13:00～

- ・ 経理のマニュアルについて（流れの確認、債権管理、CWと経理の役割など）
- ・ 障害年金診断書料の取り扱いについて

文責：■■■、■■■

添付資料12

フラグ: ▶	
発信者:	■■■■■
件名:	検診命令の取扱いについて
<p>文書料・診断書料については、「検診命令に基づくもの」と検診命令ではなく「医療扶助運営要領に基づくもの」があります。</p> <p>そこで運用方法を検診命令と、そうでないものに分けたいと思います。</p> <p>現状、■■■■■が把握している検診命令でないものは「自立支援医療（精神通院）」と「難病の特定医療申請」に係るものです。それ以外は検診命令となります。</p> <p>※介護の主治医意見書は検診命令になります（介護扶助運営要領第4-2-(2)-ウ参照）。</p> <p>参考までに起案方法を添付（PDFファイル）しました。</p> <p>3月係員会議の際に改めて説明したいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>■■■■■</p>	
コメント修正:	修正可
コメント公開:	公開
添付:	文書料の起案書記載例&添付書類（検診命令）.pdf (2,455KB) 文書料の起案書記載例&添付書類（精神通院・難病）.pdf (2,497KB) 文書料の起案書記載例（検診命令）.docx (31KB) 文書料の起案書記載例（精神通院・難病）.docx (39KB)

作成者：社会福祉課 ■■■■■ 2025/03/01(土) 12:47

所属	氏名	確認日時	コメント
社会福祉課	■■■■■	2025/03/06 08:26	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/07 08:31	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/29 20:07	確認しました
社会福祉課	■■■■■		
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 07:51	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 16:35	ありがとうございます。
社会福祉課	■■■■■	2025/05/01 11:28	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/04 09:16	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/04 10:13	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/17 08:20	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/04 13:00	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 12:29	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 08:56	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/04/03 15:41	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/09/03 10:10	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 08:40	確認しました

社会福祉課	■■■■■	2025/03/09 07:15	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 15:57	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/10 15:39	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/12/02 12:18	確認しました
社会福祉課	■■■■■		
社会福祉課	■■■■■	2025/03/26 21:29	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/03 08:51	確認しました
社会福祉課	■■■■■	2025/03/04 08:38	確認しました

付箋貼付欄

		保 存	年	分類番号						
文書記号番号	第 号		施行予定	令和	年	月	日			
回付上・施行上の注意			施 行	令和	年	月	日			
			決 裁	令和	年	月	日			
			起 案	令和	年	月	日			
先方の文書	令和	年	月	日	第 号	収 受	令和	年	月	日
宛先 つくば 太郎 様 つくば市立病院長 様			起案部局	部	公印照合	押 印				
			課	係						
発信者 その他 つくば市福祉事務所長			起案者職氏名		Ⓜ					
			電話							
件 名 検診命令について (つくば、太郎の件)										
このことについて、別紙 のとおり 被保護者に検診を命令し、医療機関等に検診を依頼 してよろしいか伺います。 します。										
決 裁 権 者		審 議		審 査		法 令				
				文書管理主任						
合議又は供覧										
発送種別				発送		令和 年 月 日				

つくば市

備考・希望・意見等記載欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば 太郎について、精神障害者保健福祉手帳申請に要する診断書作成のため、検診を命令するものです。</p> <p>別紙：検診命令書 被保護者の検診について（依頼） 検診料請求書 検診書</p> <p>事業成果・効果：生活保護業務の適正運営のため 予算措置：030301-11-1901-47 （生活保護に要する経費 医療扶助費） 根拠法令等：生活保護法第 28 条第 1 項 その他必要な事項：特になし</p>	<p>〇〇課 △△(職名) 〇〇〇〇(氏名)</p>
<p>第 1 ガイド：指導指示</p> <p>第 2 ガイド：指導指示</p> <p>フォルダ : 検診命令</p>	

検 診 命 令 書

つくば市福祉事務所長

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所
- 4 検診理由
担当医師等氏名
- 5 備 考
自立支援医療（精神通院）申請のため

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先
305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市福祉事務所
社会福祉課

担当員
電話番号 : 029-883-1111

[]

[] 院(所)長様



つくば市福祉事務所長

被(要)保護者の検診について(依頼)

下記の被(要)保護者に対して検診願います。

記

1	検診を受ける者	
	住所	[]
	氏名	[]
	生年月日	[]
	性別	[]
2	検診日時	
3	検診目的	
4	備考	自立支援医療(精神通院)申請のため

問い合わせ先
つくば市福祉事務所
社会福祉課

担当員 []
電話番号 : 029-883-1111

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

つくば市福祉事務所長 様

発第 [] 号

検 診 料 請 求 書

年 月 日

医療機関の所在地
及 び 名 称
院 (所) 長 氏 名

取引金融機関

本支店
普通預金
フリガナ
名義人

次のとおり請求します。

受 診 者	[]		
居 住 地	[]		
請 求 額	診 察 料	点	(検査名簿)
	検 診 料	点	自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文 書 料	円	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
			精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 年 月 日)
合 計	円		円

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。

問い合わせ先
305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市福祉事務所
社会福祉課

担当員 []
電話番号 : 029-883-1111

発第 [] 号
つくば市福祉事務所長 様

福祉事務所受理

印

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名



年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 (所) 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員



記事 自立支援医療（精神通院）申請のため

※福祉事務所 つくば市福祉事務所

囑託医意見

(注意)

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉事務所

社会福祉課

担当員



電話番号 : 029-883-1111

記入例

福祉事務所
受付日 月 日

検診料請求書

令和〇年〇月〇日

理事長等の役職名の記載、および押印をお願い致します。

医療機関の所在地
及び名称
院（所）長氏名

つくば市研究学園1丁目1番地1
医療法人〇〇会 〇〇病院

理事長/院長 筑波 太郎

押印

取引金融機関

〇〇銀行
〇〇支店

本支店

普通預金 口座番号:1234567

フリガナ
名義人

イ)〇〇カイ リジチョウ ツクバタロウ
医療法人〇〇会 理事長 筑波太郎

次のとおり請求します。

受診者		(満歳)()
居住地		
請求額	診察料	点 (検査名簿)
	検診料	点 自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文書料	3,000 円 自立支援医療更新料 障害年金診断書料
		精神障害者保健福祉手帳診断書料
		その他 ()
		(診断書等作成日 令和〇年〇月〇日)
合計	3,000 円	円

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。

問い合わせ先

担当員

付箋貼付欄

		保 存	年	分類番号			
文書記号番号	第 号			施行予定	令和	年	月 日
回付上・施行上の注意				施 行	令和	年	月 日
				決 裁	令和	年	月 日
				起 案	令和	年	月 日
先方の文書	令和	年	月 日	第 号	収 受	令和	年 月 日
宛先 つくば市立病院長 様				起案部局	部	公印照合	押 印
				課	係		
発信者 その他 つくば市福祉事務所長				起案者職氏名			
				電話			
件 名 被保護者の検診について（依頼） （つくば 太郎の件）							
このことについて、別紙 のとおり 依頼 してよろしいか伺います。 します。							
決 裁 権 者		審 議			審 査		
					文書管理主任		法 令
合議又は供覧							
発送種別		発送			令和 年 月 日		

つくば市

備考・希望・意見等記載欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば 太郎について、自立支援医療（精神通院）申請に要する診断書作成のため、検診を依頼するものです。</p> <p>別紙：被保護者の検診について（依頼） 検診料請求書 検診書</p> <p>事業成果・効果：生活保護業務の適正運営のため 予算措置：030301-11-1901-47 （生活保護に要する経費 医療扶助費）</p> <p>根拠法令等：生活保護法による医療扶助運営要領 第7-2-(2)</p> <p>その他必要な事項：特になし</p>	<p>〇〇課 △△(職名) 〇〇〇〇(氏名)</p>
<p>第1ガイド：保護係共通</p> <p>第2ガイド：通知・照会等文書全般</p> <p>フォルダ：検診依頼（医療扶助運営要領）</p> <div data-bbox="319 1350 1252 1541" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【参考例】</p> <p>自立支援医療（精神通院）</p> </div>	

備考・希望・意見等記載欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば 太郎について、難病の特定医療費申請に要する診断書（臨床調査個人票）作成のため、検診を依頼するものです。</p> <p>別紙：被保護者の検診について（依頼）</p> <p>検診料請求書</p> <p>検診書</p> <p>事業成果・効果：生活保護業務の適正運営のため</p> <p>予算措置：030301-11-1901-47</p> <p>（生活保護に要する経費 医療扶助費）</p> <p>根拠法令等：生活保護法による医療扶助運営要領</p> <p>第3-2-(1)-イ</p> <p>別紙第2号(11)-イ</p> <p>その他必要な事項：特になし</p>	<p>〇〇課</p> <p>△△(職名)</p> <p>〇〇〇〇(氏名)</p>
<p>第1ガイド：保護係共通</p> <p>第2ガイド：通知・照会等文書全般</p> <p>フォルダ : 検診依頼（医療扶助運営要領）</p> <div data-bbox="336 1368 1273 1563" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【参考例】</p> <p>難病の特定医療費申請</p> </div>	

[]

[] 院(所)長様



つくば市福祉事務所長

被(要)保護者の検診について(依頼)

下記の被(要)保護者に対して検診願います。

記

1	検診を受ける者	
	住所	[]
	氏名	[]
	生年月日	[]
	性別	[]
2	検診日時	
3	検診目的	
4	備考	自立支援医療(精神通院)申請のため

問い合わせ先
つくば市福祉事務所
社会福祉課

担当員 []
電話番号 : 029-883-1111

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

つくば市福祉事務所長 様

発第 [] 号

検 診 料 請 求 書

年 月 日

医療機関の所在地
及 び 名 称
院 (所) 長 氏 名

取引金融機関

本支店
普通預金
フリガナ
名義人

次のとおり請求します。

受 診 者	[]		
居 住 地	[]		
請 求 額	診 察 料	点	(検査名簿)
	検 診 料	点	自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文 書 料	円	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
			精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 年 月 日)
	合 計	円	円

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。

問い合わせ先
305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市福祉事務所
社会福祉課

担当員 []
電話番号 : 029-883-1111

発第 [] 号
つくば市福祉事務所長 様

福祉事務所受理

印

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名



年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 (所) 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員 []

記事 自立支援医療（精神通院）申請のため

※福祉事務所 つくば市福祉事務所

囑託医意見

(注意)

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉事務所

社会福祉課

担当員 []

電話番号 : 029-883-1111

記入例

福祉事務所
受付日 月 日

検診料請求書

令和〇年 □月 △日

理事長等の役職名の記載、および押印をお願い致します。

医療機関の所在地
及び名称
院（所）長氏名

つくば市研究学園1丁目1番地1
医療法人〇〇会 □□病院
理事長/院長 筑波 太郎

押印

取引金融機関
本支店
フリガナ
名義人

〇〇銀行
□□支店
普通預金 口座番号:1234567
イ)〇〇カイ リジチョウ ツクバタロウ
医療法人〇〇会 理事長 筑波太郎

次のとおり請求します。

受診者			(満 歳)()
居住地			
請求額	診察料	点	(検査名簿)
	検診料	点	自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料
	文書料	3,000 円	自立支援医療更新料 障害年金診断書料
			精神障害者保健福祉手帳診断書料
			その他 ()
			(診断書等作成日 令和〇年〇月〇日)
合計	3,000 円		円

(注意) この請求書により直接福祉事務所あて請求して下さい。

問い合わせ先

担当員

【 重 要 】

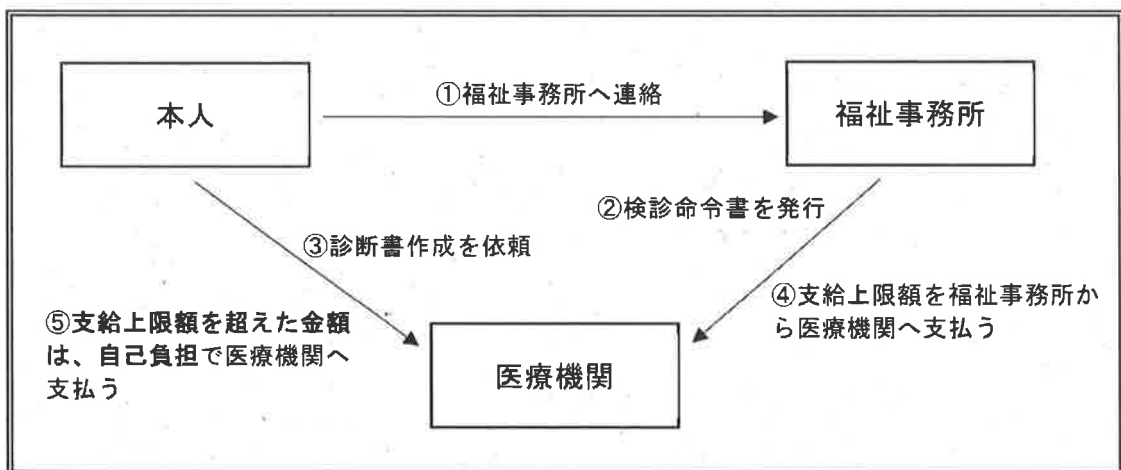
診断書料の請求方法が変わります

令和6年12月1日以降、診断書が必要な場合は、必ず事前に担当ケースワーカーに連絡してから医療機関に診断書作成を依頼してください。

事前に連絡がない場合は、診断書料を支給できない場合がありますので御注意ください。

【請求方法】

- ①本人から福祉事務所（担当ケースワーカー）に診断書作成の連絡をする。
- ②福祉事務所から医療機関へ検診命令書を発行する。
- ③本人は、医療機関へ受診し、診断書作成を依頼する。
- ④診断書料の支給上限額を福祉事務所から医療機関へ支払う。
- ⑤診断書料の支給上限額を超えた金額は、自己負担で医療機関へ支払う。



《自己負担の例》

自立支援医療（精神通院）の更新の場合は、診断書料が5,000円だと、福祉事務所は3,000円を医療機関に支払い、残りの2,000円を自己負担で医療機関へ支払っていただきます。 ※診断書の種類により支給上限額が変わります。

＜問合せ先＞

つくば市福祉事務所（福祉部社会福祉課保護係）
電話 029-883-1111（内線 2130）

重要

6つくば社第 号
令和6年(2024年)12月 日

生活保護法指定医療機関各位

つくば市福祉事務所長
(公 印 省 略)

生活保護法に係る文書料(診断書料)の請求方法について(通知)

福祉行政につきましては、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各医療機関における文書料(診断書料)の請求については、①当福祉事務所の発行する検診命令書(添付:検診料請求書)により、上限額の範囲内で医療機関から福祉事務所に請求し、上限額を超える額は被保護者に請求する場合と、②医療機関から被保護者に請求し、被保護者が全額支払う場合の2種類の取扱いを行っていただいております。

今後は、茨城県の指導に基づき①の運用に統一いたしますので、各医療機関におかれましても御協力いただけますようお願いいたします。

【請求方法】

- 診断書作成前に被保護者又は医療機関から当福祉事務所へ連絡をいただき、検診命令書を発行する。
- 検診命令書に添付する検診料請求書(別紙参照)により、上限額の範囲内までを福祉事務所に請求する。
- 上限額を超える額は、被保護者に請求する。

【主な文書料の上限額(令和6年度基準)】

上限額 6,090 円	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、障害年金など 障害認定に係るもの
上限額 4,720 円	受診状況証明書など障害認定に係るもの以外で、福祉事務所 が認めるもの
上限額 5,000 円	難病の臨床調査個人票
上限額 4,400 円	介護扶助に係る主治医意見書(みなし2号)
上限額 3,000 円	自立支援医療(精神通院)診断書

<問合せ先>

つくば市福祉事務所

(福祉部社会福祉課保護係)

電話 029-883-1111 (内線 2130)

重要

6つくば社第 号
令和7年(2025年)1月 日

生活保護法指定医療機関各位

つくば市福祉事務所長
(公 印 省 略)

生活保護法に係る文書料(診断書料)の請求方法について(通知)

福祉行政につきましては、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各医療機関における文書料(診断書料)の請求については、①当福祉事務所の発行する検診命令書(添付:検診料請求書)により、上限額の範囲内で医療機関から福祉事務所に請求し、上限額を超える額は被保護者に請求する場合と、②医療機関から被保護者に請求し、被保護者が全額支払う場合の2種類の取扱いを行っていただいております。

今後は、茨城県の指導に基づき①の運用に統一いたしますので、各医療機関におかれましても御協力いただけますようお願いいたします。

【請求方法】

- (1) 診断書作成前に被保護者又は医療機関から当福祉事務所へ連絡をいただき、検診命令書を発行する。
- (2) 検診命令書に添付する検診料請求書(別紙参照)により、上限額の範囲内までを福祉事務所に請求する。
- (3) 上限額を超える額は、被保護者に請求する。

【主な文書料の上限額(令和6年度基準)】

上限額 6,090 円	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、障害年金など障害認定に係るもの
上限額 4,720 円	受診状況証明書など障害認定に係るもの以外で、福祉事務所が認めるもの
上限額 5,000 円	難病の臨床調査個人票
上限額 4,400 円	介護扶助に係る主治医意見書(みなし2号)
上限額 3,000 円	自立支援医療(精神通院)診断書

<問合せ先>

つくば市福祉事務所

(福祉部社会福祉課保護係)

電話 029-883-1111 (内線 2130)

重要

6つくば社第 号
令和6年(2024年)11月 日

生活保護法指定医療機関各位

つくば市福祉事務所長
(公 印 省 略)

生活保護法に係る文書料(診断書料)の請求方法について(通知)

福祉行政につきましては、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各医療機関における文書料(診断書料)の請求については、①当福祉事務所の発行する検診命令書(添付:検診料請求書)により、上限額の範囲内で医療機関から福祉事務所に請求し、上限額を超える額は被保護者に請求する場合と、②医療機関から被保護者に請求し、被保護者が全額支払う場合の2種類の取扱いを行っていただいております。

今後は、茨城県の指導に基づき①の運用に統一いたしますので、各医療機関におかれましても御協力いただけますようお願いいたします。

【請求方法】

- 診断書作成前に被保護者又は医療機関から当福祉事務所へ連絡をいただき、検診命令書を発行する。
- 検診命令書に添付する検診料請求書(別紙参照)により、上限額の範囲内までを福祉事務所に請求する。
- 上限額を超える額は、被保護者に請求する。

【主な文書料の上限額(令和6年度基準)】

上限額 6,090 円	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、障害年金など 障害認定に係るもの
上限額 4,720 円	受診状況証明書など障害認定に係るもの以外で、福祉事務所 が認めるもの
上限額 5,000 円	難病の臨床調査個人票
上限額 4,400 円	介護扶助に係る主治医意見書(みなし2号)
上限額 3,000 円	自立支援医療(精神通院)診断書

<問合せ先>

つくば市福祉事務所

(福祉部社会福祉課保護係)

電話 029-883-1111 (内線 2130)

添付資料13

つくば市監査委員 殿



つくば市職員措置請求書追加資料

請求者

住所
氏名
連絡先



代理人

住所
氏名
連絡先



1. はじめに

2. 請求の要旨(補足追加)

- (1) 対象となる財務会計上の事実
- (2) その行為が違法又は不当である理由
- (3) その結果、つくば市に生じている損害
- (4) 請求する措置の内容
- (5) 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

3. 詳細な事実

(ア) 生活保護業務上の問題点(不適正と思われる事案)

- ① 検診命令のない診断書料金支出①について
- ② 検診命令のない診断書料金支出②について
- ③ 障害者加算の誤認定及び返還未検討について
- ④ 重度障害者加算の誤認定及び返還未検討について
- ⑤ 不適正な債権管理について
- ⑥ 各種監査での虚偽報告

(イ) 社会福祉課(福祉部)内の労務環境的問題点(補足)

4. 今後同様の問題を繰り返さないために

(添付書類)

1. はじめに

標題の件につきまして、下記のような実態があることを報告し、その適正化を求めます。

市内部においても代理人(以下「私」という)が昨年度中から適正化を再三提言してきましたが、福祉部・総務部の管理職から反対に「逆ハラスメント」と呼ばれ敬遠され、現在まで改善されないままきてしまいました。

令和6年7月 19 日によく一部プレスリリースもされましたが、問題の全容解明には未だ程遠く、現場のケースワーカー(CW)にも具体的な再発防止策はおろか不適正事案の具体的な内容や問題の本質、問題発覚の本当の経緯等一切が示されていないそうです。このままでは令和元年度に会計検査院の指摘を受けていたのにも関わらず、その後も障害者加算の間違いを犯してしまったように、今後も同様事案を繰り返してしまうのではないかと危惧しています。

生活保護を必要とする困窮した市民が安心して生活していけるよう、職員が安心安全に働けるよう、そして納税者である国民から確かな信頼を得て適正な生活保護業務をしていけるようにしていただけることを心より願っています。

2. 請求の要旨(補足追加)

(1)対象となる財務会計上の事実

I 障害年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給

障害年金裁定請求用の診断書料同様に自立支援医療等のための診断書料も法的根拠(検診命令)を欠いたまま支給していた。

II 障害者加算の誤認定

令和元年度に会計検査院から指摘を受けていた障害者加算の誤認定が 11 件から 22 件に増えている。それには各種監査で虚偽報告をしてきたことも影響している。

IV 今後の追加公表

令和6年8月 21 日新たにPRがあり、過去 10 年間(平成 26 年度～令和5年度)に亘って国庫負担金 17,710,826 円を過少請求していた事実が公表された。その原因は、杜撰な債権管理と、その発覚を恐れた管理職にある。

なお、反対にその不適正な債権管理により国庫負担金の過大請求の可能性もある。

(2)その行為が違法又は不当である理由

○ 職員措置請求書1.(2)①～⑪

(適用範囲)職員措置請求書の実事に加えて上記補足追加事実についても同じく

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)

第 11 条第 1 項 善管注意義務違反

(適用範囲)職員措置請求書の実事及び上記補足追加事実

○ 刑法第 156 条 虚偽公文書作成等罪

(適用範囲)職員措置請求書の実事及び上記補足追加事実

○ 刑法第 247 条 背任罪

(適用範囲)職員措置請求書の実事及び上記補足追加事実

○ 生活保護法による国庫負担金の取扱いについて(昭和 44 年7月 25 日)

(社第 169 号)違反

(適用範囲)職員措置請求書の事実及び上記補足追加事実

○ 地方自治法 第 242 条第1項 同法第 243 条の2第1項後段

(適用範囲)職員措置請求書の事実及び上記補足追加事実

現時点で確定している損害(時効確定分及び国庫負担金未請求の不納欠損)については、当該行為を怠る事実によって、被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを訴える(地方自治法第 242 条第1項)。

一方、将来的蓋然性の高い財務上の負担については、当該行為を怠る事実を改めることを訴える(同)。

○ 国家賠償法 第1条第2項

(適用範囲)職員措置請求書の事実及び上記補足追加事実

○ 民法 第 709 条

(適用範囲)職員措置請求書の事実及び上記補足追加事実

(3)その結果、つくば市に生じている損害

① Iについて

生活保護法上の実施要領に定められていない支給方法であるため、地方財政法第 25 条第2項並びに適正化法第 11 条第1項の善管注意義務に違反していると言える。よって、Iの金額の3/4について国への返還となる可能性がある。

② IIについて

職員措置請求書1.(3)①③のとおり。

③ IVについて

本来適正に債権管理がなされていれば、仮にその結果不納欠損となったとしても、国庫負担金を請求することができた。そもそも適正に債権管理がなされていれば不納欠損となった金額も小さかったであろうことも否めない。公表された3/4のみならず、その4/4である 23,614,435 円全額が市財政への不必要な負担となってしまった。

(4)請求する措置の内容

補足追加した分、特にIVの国庫負担金請求の決裁権者が福祉部長であることを鑑み、従前の対象職員に平成 26 年度から令和5年度までの福祉部(保健福祉部)部長、次長も加えた上で、対象職員及び監督責任を負う[]市長は、38,424,529 円に調査の結果明らかになる金額を加えた総額をつくば市に支払うよう勧告されたい。

(5)財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

(理由)過去も福祉部内で適正化の玉出しを行ってきたが、対応・公表されずにきたため。

3. 詳細な事実

(ア)生活保護業務上の問題点(不適正と思われる事案)

① 検診命令のない診断書料金支出①について【I】

生活保護手帳及び問答集において、障害年金請求に際して必要となる診断書については、まず保護受給者がその費用を自己負担した上で年金受給決定後の初回受給額から同額を控除するものと定められている(6,090円を上限に検診命令を行うことも可能)が、つくば市では「それを待っていては(受給者が)年金請求ができないから」と法的根拠のないまま医療一時扶助・文書料(診断書料)として診断書料を支給してしまっている。

なお、7月PRでは次のとおり;

①障害年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給

(内容)件数5件 過支給総額 60,550円(うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額 15,510円)

(原因及び経緯)本来、診断書料として支給できる上限額(6,090円)の超過分は自己負担となり、障害年金受給開始時に自己負担分を相殺すべきところ、一部の世帯に対して自己負担させずに上限額を超えて事前に支給する取り扱いをしていました。令和6年1月に茨城県からの状況確認により判明。

(今後の対応)①に同じ

7月PRの疑問点は、大きく2点【善管注意義務違反】で、まず、①令和5年度中に「一時扶助積立額一覧表」(一時扶助名称:医・文書料)を確認した際には、6,090円を超える支給は令和元年～5年度途中までで計24件あったはずが5件しか発表がない点。金額にして計382,540円(6,090円を超える部分だけでも計236,380円)あるはず。②診断書料を支給するための根拠となる検診命令を発出していないのに、6,090円を超える額だけを誤りだったとしている点。特に後者を是とする法的根拠が見当たらない。

また更にはこの不適正な誤った支給をするために毎回ケース診断会議を開き、強制的に全ケースワーカー(CW)の総意で決定しているかのような形を取っていることで、事実、会議にて明確に反対した職員にも押印を強要し違法行為に加担させていた。「県の状況確認で判明」などでは全くない。不適正の明確な指示があった。【故意・重過失】

なお、生活保護法(保護手帳・問答集合む)には根拠がないが、つくば市として適正だと判断して支給し続けるならば、毎回ケース診断会議では非効率的なので、市として内規を作ってはどうかと提案し実際に作成もしたが、無視された。それはやはり「本当はやってはいけないことだとわかっているから」に他ならないだろう。【故意・重過失】

② 検診命令のない診断書料金支出②について【I】

自立支援医療や障害者手帳等の申請や更新等に際して、本来であれば、検診命令を発出し医療機関からの請求に基づいて限度額まで支給すべきところであるが、つくば市では、生活保護受給者が医療機関から診断書を取ってきて障害福祉課等で申請・更新等の手続を行った後に社会福祉課に立ち寄り、保護変更申請書を提出することだけで本人に医療一時扶助・文書料(診断書料)として支給している。

令和5年度中のデータ(上記「一時扶助積立額一覧表」(一時扶助名称:医・文書料))で、過去5年(平成30年10月～)で500件超、金額にして2,300千円超が不適正に支出されていた。

確かに検診命令をしていれば支給できるものではあるし、返還検討に当たっては当該診断書料を自立更生費として控除し、0円決定をすることも可能ではあるだろう。しかし、仮に「結果的に」そうなるからと言って、その検討過程を省いていいはずがない。検討すらしていない現段階では誤支給であるはずで、社会福祉課はそのことについて未だ不作為である。数件ならまだ過失かもしれないが、5年以上(※5年とは時効を考慮したため)で500件超も繰り返した場合、そしてそのことについて複数CWから指摘や改善の訴えもあったわけであるから、それはもはや【故意・重過失】と言えるだろう。

なお、①②のように支出する根拠のないまま支出する行為は、予算のない負担行為が違法であることと同様、適正化法や地方財政法第25条違反となるのではないか。そしてその場合は、生活保護法国庫負担金の対象外となり、生活保護法第63条等の返還処理ではなく、①②の支出対象者に対してその全額に民法第703条の債権が発生すると共に①②の全額につき国庫負担金の返還を行う必要があるのではないだろうか。

③ 障害者加算の誤認定及び返還未検討について【Ⅱ】

障害者加算(主に精神障害に基づく障害者加算イ)の誤認定について、令和元年度に会計検査院から指摘を受けたものの、改善されるどころか、当時11件だったものが今回PRでも20件に増えているので以前より悪化してしまっている。(現在はさらに22件になっている。)

なお、7月PRでは次のとおり;

②障害者加算の誤認定

(内容)誤認定20件 過支給総額13,600,994円(うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額3,960,186円)

(原因及び経緯)障害者加算については、精神障害者で障害年金の受給権がある場合は、裁定請求後、年金証書に基づき加算することができ、障害年金の受給権がない場合は、初診日から1年6か月経過した後に取得した「精神障害者保健福祉手帳」により加算することができます。しかし、誤った認識により、本来対象ではない方に加算をしていました。令和6年2月に茨城県からの状況確認により判明。(一部抜粋)

(今後の対応)①に同じ

今回22件に増加していたことも驚きだが、既に廃止となっているケース等でまだ漏れがあるのでないかと推測する。(なお、廃止ケースも含めた全件調査を行うよう、複数職員から進言もしている。)**【善管注意義務違反】**

この点については、会計検査院の指摘を部署内で適切に共有し再発防止策を講じてこなかった管理職の責任は重い。不適正事案の発覚を恐れたあまり上への報告をしないばかりか、必要な関係職員にも情報共有が図れず、不適正の拡大につながってしまったことは非常に遺憾である。**【故意・重過失】**

なお、令和2年当時の係員会議記録等(証拠書類【D-1~7】)も添付するが、**課長**補佐(現:福祉部次長)より事前に傾向と対策が示される等、会計検査院にこの点につき指摘されることを予見していたと思われる内容となっている。予見し、指摘を受けたのに、その報告を怠り、改善もしなかった、ということになる。さらに会計検査後の会議録中で「障害者加算について1年6か月経ってからでないとか加算をつけてはいけないが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい」との記録もあり、そのような指示が件数増加につながってしまった可能性も否めない。**【故意・重過失】**

また、同じく添付する令和4年11月29日のケース診断会議録(証拠書類【C】)では、**主任**の結論において正にこの点が指摘されていて、改善策も具体的に示されている。解決策のひとつに「補佐、課長などの管理職の決裁を入れる」とある会議録が管理職の決裁がないままに放置されていた。**課長**(当時)の押印・決裁がないまま1年以上も放置されていた点も含め、管理職の**【故意・重過失】**は明らかではないだろうか。「(改善の取組をすれば)同様のミスは減るのでは」とのメモが改めて悔やまれてならない。

④ 重度障害者加算の誤認定及び返還未検討について【Ⅲ】

令和5年9月1日時点で6件あった重度障害者加算ケースが、同年10月1日には1件に減少した。他5件について確認すると、同日付で「重度障害者加算を削除します」とだけ書かれ、理由も示されないまま加算が削除されていた。加算削除変更処理を行ったCWに確認したところ、「福祉事務所として解釈の変更を行ったから削除変更をするように」と管理職からの指示を受けたとのことであった。なお、加算削除変更に伴い本来であれば返還金が発生するはずであるが、その検討は当時なされていない。**【故意・重過失】**

なお、7月PRでの発表は次のとおり;

③ 重度障害者加算の誤認定

(内容)誤認定5件 過支給総額 1,148,550 円

(原因及び経緯)…支給要件の解釈の誤りにより、本来対象ではない方に加算をしていました。令和5年9月、社会福祉課職員が気づき、令和5年10月に是正処理後、令和6年2月に茨城県からの状況確認あり。
(一部抜粋)

(今後の対応)過支給分については、生活保護法に基づいて返還等の対応を検討していきます。(一部抜粋)

返還すべきものを返還させないまま削除しただけで「是正」と公表する。生活保護業務に少しでも従事した経験を持つ者からすれば、過支給とは返還が原則であるから(後述するが、「結果的に」返還とならない場合もあるが、その検討をすることは不可欠である)、これは本来の意味での「是正」ではないことは容易にわかるはずである。

返還すべきものを放置するということは、法定受託事務として3/4が国費の入る生活保護業務では国庫負担金を過大に受けることということになり、背任罪に該当する可能性もある行為である。令和5年9月時点のつくば市福祉事務所内ではこのような犯罪になり得る行為の指示があったわけである。**【故意・重過失】**

さらに、このことに関しては、行政手続法上も問題になる可能性が高い。同法第14条第1項には次のようにある;

(不利益処分理由の提示)

第14条1. 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合はこの限りでない。

「是正」をしたはずの保護決定調書(証拠書類【A-1~4】)では、「重度障害者加算を削除します」との文言だけで保護費減額の不利益処分を行ってしまっている。7月PRの言う「解釈の誤り」に気が付いたのかあるいはCWの言う「解釈の変更」をしたのか真相は未だ不明だが、そのいずれもの記載を欠く決定調書(及び保護変更決定通知書)は行政手続法に違反すると言えるだろう。

その内容は生活保護法に違反し、手続は行政手続法に違反し、結果その対応は刑法に違反する(=返還処理を行わないということは国庫負担金を過大に受けるということになり、背任罪に該当する可能性もある)。この件は確かに昨年9月までは「誤り」だったかもしれないが、その後の対応は限りなく犯罪に近い。

⑤ 不適正な債権管理について【IV】

つくば市福祉事務所では、債権管理が適正に行われていない。よって、次のような状況が見られる;

- 生活保護法第63条・78条で返還・徴収すべき保護費を適正に処理しないまま、国庫負担金に算定している(疑い)。(地方自治法施行令第159条戻入)
- 返還決定の翌年度に適正に調定せず、国庫負担金に算定している(疑い)。(地方自治法施行令第160条歳入)
- 適正な債権管理を行わないまま不納欠損とし、国庫負担金に算定している(疑い)。
- 第三者求償を適正に処理せず、国庫負担金に算定している。さらには適正に処理しなかった結果として時効を迎えてしまったケースがある(疑い)。

上記は、茨城県に公益通報を行った際の内容であるが、8月PRは上記のうちの3点目についてであり、さらには想定の上を行く「過少」請求であった。過大請求は、前述の■■■■次長作成の令和元年度会計検査院の傾向と対策において「時効中断措置等を執っておらず、適時適切な債権管理を行っていなかった。したがって、これらの返還金等債権に係る不能欠損額を国庫負担の対象として計上していたことは適切でない。」と他自治体の例を下線付きで解説しているそれであるが、つくば市福祉事務所は「適切な債権管理を行っていなかった」ことを認識していたからこそ、「国庫負担の対象として計上して」こなかったわけであって、認識「不足」の問題ではないことは明らかである。【故意・重過失】

なお、それを補強する資料として、令和5年10月10日の業務改善に向けた職員聴取(兼人事評価中間面談)記録(証拠資料【E】)を添付する。それは■■■■課長・■■■■補佐・■■■■補佐による■■■■主任に対する聴取記録であるが、令和6年8月21日の記者会見で「昨年10月に職員から指摘を受けていたが、管理職の認識不足で報告していなかった」とされたものである。■■■■主任は「一番リスクが高いのはお金(債権管理)」と話していて、主に■■■■補佐との対話中およそ12分間で「債権」20回、「不納欠損」4回の発言がある。■■■■補佐も国庫負担金の請求に関する流れで「ちゃんとやっていたらその分も乗っけてもいいよ、って確かに書いてある」という発言もしている。市役所在籍2年の主任が訴えた

内容を、財務部から移動してきた課長補佐を含む管理職3人が「認識不足で上に報告しなかった」という説明は実に理解に苦しむ。私には令和6年1月17日・30日に■■■■部長と面談した際の「生活保護は特殊だから私はよくわかってないんだけど」という言葉が全て(報告を受ける体制になかったこと)を表しているような気がしてならない。【故意・重過失】

7月PRにあった①～③でさえ未だ返還通知はしていないはずで、それでは時効が停止しないままである。今この瞬間も市財政への負担は増額し続けている。【故意・重過失】

⑥ 各種監査での虚偽報告【IV】

長きに亘って、以上のような不適正(違法とも言える)状況にあったにも関わらず、何故これまで発覚しなかったかと言えば、各種監査で虚偽の報告をしてきたからである。

特に、今回の一連の不適正事案が発覚したきっかけになったのは、令和6年1月9日に茨城県福祉政策課(当時)から、CWによる現金取り扱いについて確認の電話があったことだが、それも私が令和5年12月に県に問い合わせたことに端を発している。

県の確認内容は、令和5年度生活保護施行事務監査(令和5年11月16日・17日)において提出した監査調書で「窓口支給において現業員(=CW)は関与しないようにしている」となっていた件について。

その後「事実確認」をして、1月12日に県に報告しているが、係長の机の引き出しから課金庫内の生活保護費金庫の鍵を取り、課長補佐の机にある課金庫の鍵を取り、課長の席の後ろにある課金庫から現金を取り出し、さらには課金庫帳簿に課長が決裁印も押印しているのに「事実確認」はないだろう。「訪問して現金支給をしてもケース記録に書いてはいけない」とまで歴代管理職から指示も受けていたのに、である。昨年度査察1年目の■■■■係長(CW未経験)からも、筑波大学から来ていた実習生たちを同行訪問させる現場研修時に「実習生を連れて行くのはどんなケースでもいいけど現金支給だけには連れて行っちゃダメ」と指導されていたし、証拠資料([E])の際にも■■■■補佐が複数訪問の是非について話し合っていた後半で「現金支給も(複数がいい)…」と発言している。それだけでもCWが単独での現金支給訪問に行っていることを■■■■課長・■■■■補佐・■■■■補佐が知っていたことを示している。その話し合いは監査直前の10月である。

この内容は過去の同監査でも、総務課による内部監査でも、貴職らによる定期監査でも同様の虚偽回答をしているはずである。監査という適正化のための「最後の砦」において嘘をついてしまっただけでは改めるべきものも改めることはできない。ここに管理職の【故意】による責任を見ることが出来る。

今回の監査請求での調査には誠実に回答していることを強く望む。



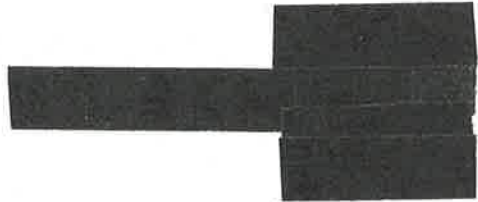
添付資料14

6社第5883号

令和6年(2024年)9月17日

つくば市監査委員 [redacted] 様
 つくば市監査委員 [redacted] 様
 つくば市監査委員 [redacted] 様

つくば市長



弁明書

令和6年(2024年)7月29日付け6監第68号にて通知のあった住民監査請求について、同年9月10日付け6監第112号により弁明書の提出を依頼されたことから、下記のとおり弁明します。

記

1 補完された内容(1)について

請求者が主張している「一時扶助積立額一覧表」については、コード(570医・文書料)で抽出した額を世帯員ごとに集計したものであり、7月のプレスリリース以外の診断書料も含まれている。そのため、内訳を確認すると、①障害年金の診断書料以外の診断書で、一つひとつの診断書料は医療扶助の限度額内のものであり過支給とならないもの、②障害年金の診断書料で医療扶助の上限額を超過しているが、障害年金受給に至っており過支給とならないもの、③今年7月にプレスリリースした障害年金の診断書料で医療扶助の上限額を超過しており、障害年金受給に至っておらず過支給となっているものなどが確認できた。

なお、改めて確認したが、過支給と判断できるものは、今年7月にプレスリリースした内容と相違ないことを確認した。

また、上限額を超過して支給したのは、障害年金の診断書料のみであり、それ以外の診断書料については上限額を超過した支給はなかった。

2 補完された内容(2)について

障害年金の診断書料については、本来、被保護者が全額自己負担し取得するか、検診命令により、福祉事務所から医療機関へ上限額である6,090円を支払い、それを超えた額は、被保護者が自己負担し取得する方法がある。診断書を取得後、障害年金の裁定請求を行い、その数か月後に障害年金の裁定結果が判明するので、仮に障害年金が受給できることになれば、初回の障害年金の収入認定の際に、先に自己負担した診断書料を必要経費として控除し、収入認定する取り扱いとなっているので、結果的に自己負担分は相殺できることになる。

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができないとの相談があった場合は、診断書取得後、その都度、ケース診断会議で決定し、一時扶助費として支給していた。

この取り扱いは、保護の実施要領や問答集に記載のない運用であったが、障害年金の受給に至れば、障害年金の裁定結果後に自己負担分を相殺するか、裁定結果が出る前に自己負担分を一時扶助により支給するかの違いであり、福祉事務所の裁量で運用を変更できると誤認していたが、今年1月、茨城県の状況確認により指摘があったため、同月から本来の運用に是正している。

なお、過支給額の算出に当たっては、検診命令による取り扱いと同様に、検診命令の上限額を超過した支給額のみを過支給額とした。

3 補完された内容(3)について

令和元年度の会計検査院の指摘後、当時、会計検査院から、何らかの文書による

指示があるものと思っていたが、その後も文書による指示はなかったため、管理職がその後の改善について係員に指示しなかった。そのため、誤りを是正できず、指摘の引継ぎもされなかった。

4 補完された内容(4)について

この会議は令和2年1月の会計検査の翌日に実施しており、当時の職員に聞き取りを行ったところ「会計検査院から口頭で指摘や指示はあったが、今後文書による指示が来ると思っていたので、そのうえで対応することを確認するものであった。」とのことである。

5 補完された内容(5)について

ケース診断会議で職員から指摘があったが、管理職の認識不足と問題意識の欠如により問題視されず、改善に向けた対策も講じられなかった。

6 補完された内容(6)について

重度障害者加算の誤認定については、令和5年9月に職員が気づき、翌10月から加算を外し是正した。

返還については、当時の管理職から指示はなかったが、その後、令和6年2月の茨城県による状況確認の際に、茨城県から確認があったため障害者加算等と併せて生活保護法に基づき、過支給分の返還手続きを進めている。

以上

年度	年度短評	不適正事案(一部)												
		国庫負担金過少請求	債権管理	カラ訪問	CWの現金取扱	県監査虚偽	障害者加算誤認定	重度障害者加算誤認定	診断書料誤支給	遺留金関連問題	時間外勤務手当	特殊勤務手当		
基本的に市調査の対象外期間	H24 2012	適正だった最後の年。 (この表を見るたびに、どうしてこの適正な状態を次年度以降に引継いでくれなかったのか悔やまれてならない。ただ、元部長だった監査委員の証言以外に適正だった証拠は一切ないのだが。)										(不適正?)		
	H25 2013	債権管理が不十分になる(H28会計検査での指摘)。 CWによる現金支給が始まる…?(そう証言したCWが配属早々に始めたとして。)		開始?	(開始?)	開始?	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
	H26 2014	不適正元年(国庫負担金過少請求問題が始まる)。終わりの始まり。 (それまでの5年間の債権管理が不適正だったから過少請求になったはずだが、すると不適正の本当の始まりは…?)	開始	継続	(開始?)	継続	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
	H27 2015	現金取扱基準を定めた…だけ。 基準は共有されず、取扱いも是正されなかった。→「言うだけ再発防止策」元年。	継続	継続	(開始?)	是正△再防×	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
	H28 2016	会計検査で指摘を受ける。 カラ訪問が始まる(こんなことをCW11人中6人が同時に思いついたという事実に驚く)。	継続	継続	開始?	継続	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
	H29 2017	会計検査結果は公表できたが、再発防止策は実効性がなかった。 裏ではカラ訪問・国庫負担金過少請求問題が続く。	継続	公表是正△是正×再防×	継続	継続	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
	H30 2018	カラ訪問を公表。処分・反省のない組織。実効性のない再発防止策。 県監査で「適正な債権管理」を指摘され改善方針も示したが実際に改善はされず。 ⇒「言うだけ再発防止策(改善方針)」豊作の年。	継続	是正△再防×	発覚・公表は再防△×?	継続	(開始?)	(開始?)	(開始?)	(開始?)	不適正?	(開始?)		
市(労働管理対象は3年間5分年度のみ)	H31 (R1) 2019	コロナ禍の中で、つくば市は県監査への虚偽報告を始める。 再びの会計検査はもう報告も公表も是正もしない。同席した県もその後の是正状況は確認しない。	継続是正×	是正△	継続?	継続	開始?	開始?是正×	開始?	開始?	不適正?	(開始?)		
	R2 2020	不適正な労務管理元年。 特殊勤務手当の日額支給も始まり、基準が曖昧なまま運用されていく。	継続	継続	継続?	継続	継続	継続	継続	継続	不適正?	開始?	開始	
	R3 2021	「残業か人事評価か」。(密室での威圧的違法指導を「不適切」と表現する市の怖さ)。 職員からは是正の声が上がり始めるが、組織的に潰され、不適正は継続し、問題は隠されたまま。	継続	継続	継続?	継続	継続	継続	継続	是正×継続	不適正?	継続	継続	
	R4 2022	不適正事案フィーバー年。不適正全盛期。 診断書料・障害者加算で職員からは是正の訴えがあるも、組織的に潰し、記録を隠した。 サービス残業強要も継続し、人事課へ訴えようとした職員を部課管理職が止める暴挙も。	継続	継続	継続?	継続	継続	是正×継続	継続	是正×継続	是正×継続	継続是正×	継続	継続
	R5 2023	業務改善元年…と表現したいが、「夜明け前が一番暗い」の諺に軍配が上がる。 重度障害者加算の隠蔽削除、国庫負担金過少請求問題を認識しても繰り返す。最悪の年。 労務環境も好転の兆しが見えたのは2か月だけ。以降はサービス残業強要時代に逆戻り。	是正×継続(最悪)	是正△継続?	是正○	是正×発覚(県指)	是正△継続	継続発覚(県指)	継続是正△	是正×一部発覚(一部是正)	継続是正△	是正×(職員指)是正○	是正×(職員指)是正○	是正×(職員指)是正○
是正期間?	R6 2024	PR元年。請願元年。是正も…元年? 特別監査イヤー(OYEAR ×嫌ああ)でもある。 諸々問題が「表面化」し始め、「表面化した」ものは是正が始まった。全庁調査は不十分。 一方で、自立更生費控除の不平等など、問題の後処理に新たな問題も見つかった。	発覚(公平委員)是正○	発覚(公平委員)是正○?		公表(請願)	公表(請願)是正	公表(一般監査)是正○	公表(一般監査)是正○	公表(一般監査)追加発覚(特別監査)	調査中は是正途公表(請願)調査進捗は?公表	公表(取材?)	公表(取材?)	
	R7 2025	市が7項目の報告書を公表。 その後の県監査で新たに4項目、請願で11項目(生活保護業務関連のみで計上)の指摘を受ける。 問題発覚から約1年半で公益通報外部窓口ができる。					是正△			追加是正○?		是正完了	是正完了	
	R8 2026	現在地。 問題の全容説明ができてないから、2年以上経っても職員処分も職員求償すら未完のまま。 (約2年かかった不適切な労務管理全庁調査では0.5%未満しか判明せず。)										全庁は是正△	全庁は是正△	

【一覧の見方】 ・開始…不適正各事案が始まった時期を表す。 ・発覚/公表…市の公表(報告書・PR等)で、市が各事案を認知した時期を表す。()はその契機。 ・継続…不適正が継続していたことを表す。 ・表中の網掛けマスは市が調査実施していない部分(年度)であることを表す。
・是正…是正の機会があったことを表す。○は是正完了、△は一部のみ是正・是正途中・是正するつもりはあった等、×は是正機会を逸してしまった(故意・過失含む)こと、をそれぞれ指す。 ・?…市の公表情報を信じるに足りない場合の疑問を表すものとして使用している。

修正部分の指摘

生活保護業務の不適切な
事務処理に関する報告書

令和7年（2025年）3月

福祉部

調査の経緯及び目的

つくば市福祉部社会福祉課が実施している生活保護業務等について、令和6年度に3件の不適正事案の公表を行った。令和6年(2024年)5月9日には、社会福祉課における特殊勤務手当及び時間外勤務手当に係る「職員給与における手当等の未払いについて」、令和6年(2024年)7月19日には、障害者加算等の「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」、令和6年(2024年)8月21日には、「生活保護の返還金等に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求について」である。

また、生活保護業務に関連し、つくば市監査委員あてに「つくば市職員措置請求書(住民監査請求)」、つくば市議会議長あてに「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」等が提出された。さらに、茨城県による生活保護法施行事務監査(一般監査、特別監査)も実施され、つくば市が既に公表した不適正事案以外にも、不適切な事務処理が発見された。

つくば市では、このような事態を受け、これまでの生活保護業務に係る実態調査を行い、原因を究明するとともに、再発防止のための方策について検討を行うため、これまでの資料やデータの事実確認調査、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等を行った。この報告書にて、それらの報告を行うとともに、今後、二度とこのようなことのないよう再発防止に向けた取り組みを推進していくこととする。

令和5年(2023年)12月24日付けでつくば市等公平委員会委員長宛に提出された「行政措置要求」以降、令和6年(2024年)4月8日付けで行政措置要求に対する「当局の意見書に対する意見書」が提出され、令和6年(2024年)5月9日には、社会福祉課における特殊勤務手当及び時間外勤務手当に係る「職員給与における手当等の未払いについて」をプレスリリースした。

令和6年(2024年)7月9日、10日には、茨城県による「令和6年度生活保護法施行事務監査」において各種の指摘があり、令和6年(2024年)7月19日には、障害者加算等の「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」のプレスリリース、令和6年(2024年)7月29日付けでつくば市監査委員宛に、令和6年(2024年)7月19日プレスリリースに係る「つくば市職員措置請求書(住民監査請求)」の提出があった。

令和6年(2024年)8月21日には、「生活保護の返還金等に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求について」のプレスリリース、令和6年(2024年)8月22日付けでつくば市議会議長宛に「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」の提出があった。

そのほか、つくば市及び茨城県への生活保護業務に関する通報等により、社会福祉課の不適切な事務が報告された。

これらを受け、不適切な事務について、その発生原因や課題等を検証し、今後の再発防

止を図ることを目的に、福祉部において当時の資料やデータの事実確認調査や、社会福祉課に所属していた職員へのアンケートや聞き取り等の事実確認調査を行った。

その結果、令和元年度から令和5年度にかけ、不適切な事務が行われていた状況が判明した。

調査の概要

1 資料やデータ等の調査

- (1) 実施期間 令和6年(2024年)1月～令和7年(2025年)2月
- (2) 対象 報告された不適切な事務の内容に関する資料やデータ等

2 職員への聞き取り等による調査

- (1) 実施期間 令和6年(2024年)1月～令和7年(2025年)2月
- (2) 対象 令和元年度(2019年度)度から令和6年度(2024年度)に社会福祉課に所属していた職員

3 職員へのアンケート調査

- (1) 実施期間 令和6年(2024年)10月～令和6年(2024年)11月
- (2) 対象人数 37人(次の期間、社会福祉課に所属していた職員)
 - 社会福祉課管理職：8人(令和2年度～令和5年度)
 - 社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員：7人(令和2年度～令和5年度)
 - 社会福祉課保護係職員：22人(令和2年度～令和5年度)

目 次

不適切な事務の調査内容

- 1 職員給与における手当等の未払いについて
「職員給与における時間外勤務手当の未払いについて」
- 2 職員給与における手当等の未払いについて
「職員給与における特殊勤務手当の未払いについて」
- 3 生活保護の不正支給（診断書料）について
「障害年金の裁定請求に要する診断書料の上限を超えた支給について」
- 4 生活保護の不正支給（障害者加算）について
「障害者加算の誤認定について」
- 5 生活保護の不正支給（重度障害者加算）について
「重度障害者加算の誤認定について」
- 6 事務け怠等による国庫負担金の誤算定について
「適正な債権管理を行わないまま不能欠損していることについて」
- 7 生活保護費の支給の不適切な取扱い及び虚偽の報告
「現業員による現金支給について」「虚偽報告」

1 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて

○不適正な事務の概要及び要因

時間外勤務手当の申請について、間接的ではあるが申請をできるだけしないように促す等の不適切な発言や指導が管理職から行われたことにより、職員が申請しにくい状況があり、手当の申請ができずに支払われない時間外勤務手当があった。

令和5年9月に社会福祉課の職員から時間外勤務手当の未払いがあると指摘があり判明し、調査結果を令和6年(2024年)5月9日にプレスリリースした。また、令和6年(2024年)9月6日付けで、つくば市監査委員宛に提出されたつくば市職員措置請求書(住民監査請求)追加資料においても指摘があった。

また、同年6月8月22日、同年12月4日付けで、つくば市議会に対し、つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書が提出された。

○調査の方法

○職員へのアンケート調査

・調査対象

令和2年度～令和5年度に社会福祉課に所属していた職員

社会福祉課管理職：8人

社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員：7人

社会福祉課保護係職員：22人

・調査期間

令和6年(2024年)10月～令和6年(2024年)11月

・調査項目

○社会福祉課管理職

Q1 時間外手当の申請の際にどのような指示をしたか

- ・勤務時間を全て申請するよう指示した。
- ・勤務時間の一部しか申請するなど指示したことがある。

(昼休み、土日は申請するな、など)

指示内容(具体的に記載)

- ・特に指示しなかった(申請は本人の判断に委ねていた)

・その他()

○社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員

Q1 時間外勤務手当について(令和2年度～令和5年度それぞれに同じ設問)

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた。

- ・行っていた
- ・行っていない

②「行っていた」の場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった。
指示内容（具体的に記載）
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった。
雰囲気（具体的に記載）
- ・その他
理由（

○社会福祉課保護係職員

Q1 時間外勤務手当について（令和2年度～令和5年度それぞれに同じ設問）

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた。

- ・行っていた
- ・行っていない

②「行っていた」の場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった。
指示内容（具体的に記載）
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった。
雰囲気（具体的に記載）
- その他
理由（

○結果事実

管理職員アンケート調査

Q1 時間外手当の申請の際にどのような指示をしたか

- ・勤務時間を全て申請するよう指示した 2件
- ・勤務時間の一部しか申請するなど指示したことがある 0件
- ・特に指示しなかった（申請は本人の判断に委ねていた） 5件
- ・その他 1件

職員からの生活保護職員アンケート調査

Q1 令和2年度の時間外勤務手当

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 12件
- ・行っていない 3件

※時間外勤務手当を申請していない件数は、申請していた件数の4倍であった。

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 6件

- ・その他 4件
 - ・時間外に対する否定的な指導
 - ・付けにくい雰囲気があったなど

Q2 令和3年度の時間外勤務手当

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 13件
- ・行っていない 2件

※時間外勤務手当を申請していない件数は、申請していた件数の6倍以上であった。

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 2件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 8件
- ・その他 3件
 - ・時間外に対する否定的な指導があったなど

Q4 令和4年度の時間外勤務手当

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 10件
- ・行っていない 5件

※時間外勤務手当を申請していない件数は、申請していた件数の2倍であった。

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 7件
- ・その他 4件
 - ・時間外に対する付けにくい雰囲気があった
 - ・申請をあきらめたなど

Q5 令和5年度の時間外勤務手当

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 11件
- ・行っていない 5件

※時間外勤務手当を申請していない件数は、申請していた件数の2倍以上であった。

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 2件
- ・管理職からの明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 5件
- ・その他 4件
 - ・時間外に対して、付けやすい雰囲気とまでは言えなかった
 - ・時間外申請出しても受理してもらえないなど

◆職員からのアンケート内コメントの一部（抜粋）

- ・令和2、3年度の[]から「女の職員でも定時（17：15まで）に帰っているのに恥ずかしくないのか」「お前は最初から能力が低いと思っていた」「12月の人事評価で低く評価せざるを得ない」等の発言があった。
- ・令和4年度の[]からは、明確に時間外を阻害する指示はなかったことは認められるが、「残業は流行っていない」「残業をたくさんして評価される時代じゃない」と残業をしないように促す発言があった。
- ・令和5年度の[]からは、年度当初は残業をつけるように言われていたが、年度途中から[]の名前を出して残業が議員から監視されているから残業を減らさないといけないという説明を受けた。

○考察・結論

社会福祉課内の労務環境的問題点として、令和2年度から令和5年度において、管理職の労務管理が不十分であり、管理職は、以前は生活保護業務における時間外勤務が少なかったことから、職員が業務過多によって時間外勤務が発生していることを理解せず、上長や議員から時間外勤務についての指摘をされていたため、サービス残業を強要するような発言をしていたと考えられる。管理職の不適切な言動や課内で時間外勤務手当を付けにくい雰囲気があったことにより、本来申請できる時間外勤務手当が申請できず手当が支給されなかった。

また、管理職は、以前と比べ生活困窮業務などが増えていたにもかかわらず、職員数の増員を要望しないなど、組織的な改善も図らなかった。

○改善状況

令和5年4月分から同年10月分の時間外勤務手当の未申請分については、令和6年2月に支給した。

令和4年度以前の時間外勤務手当については、労働基準法に基づく請求の時効が3年であるため、令和3年1月実施分まで遡り、基幹系PCアクセスログ等の精査や出退勤記録を確認し、令和6年6月から当時の職員も含め、未申請分の申請を促した。同年9月末までに社会福祉課管理職が各職員から未申請分を預かり、翌10月人事課へ提出し人事課で詳細を確認した。

令和5年10月以降は、時間外勤務手当の申請について、管理職は社会福祉課職員への声掛けや申請漏れの確認を行い、未申請とならないよう努めた。

また、職員からの訴えを真摯に受け止め、サービス残業、出退勤時刻の不正打刻、休暇なのに出勤している状況など、勤務実態と乖離する状況を黙認・放置することがないよう、適正な勤怠管理に努めている。

組織体制は、令和6年度から生活保護の管理部門の係を増設し2係から3係体制とし、経理業務や生活困窮業務、債権管理業務を分離してケースワーク業務の軽減を図っており、今後も必要に応じて職員の増員を要望していく。

2 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて

○不適正な事務の概要及び要因

特殊勤務手当については、令和6年2月に社会福祉課のケースワーカーから未払いがあると指摘があり判明し、調査結果を令和6年(2024年)5月9日にプレスリリースした。

対象業務の判断基準が曖昧であったことから、管理職によって判断が違っていたため特殊勤務手当の未払いが生じていた。この手当は、令和2年4月の条例改正により、申請を要さない月額支給から日々の申請を要する日額支給に改正となったが、管理職は明確な判断基準を教示しなかった。

その後、令和6年(2024年)9月6日付けで、つくば市監査委員宛に提出されたつくば市職員措置請求書(住民監査請求)追加資料においても指摘があった。

また、同年6月8日22日、同年12月4日付けで、つくば市議会に対し、つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書が提出された。

○調査の方法

○当時の管理職に聞き取り

○職員へのアンケート調査

・調査対象

令和2年度～令和5年度に社会福祉課に所属していた職員

社会福祉課管理職：8人

社会福祉課保護係職員：22人

・調査期間

令和6年(2024年)10月～令和6年(2024年)11月

・調査項目

○社会福祉課管理職

Q2 特殊勤務手当について

①特殊勤務手当の要件について

・要件を明確に知っていた

要件(具体的に記載)

)

・要件を明確ではないが知っていた

要件(具体的に記載)

)

・要件を知らなかった

②特殊勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか

・勤務日を全て申請するよう指示した

・勤務日の一部しか申請するなどと指示したことがある。

(土日は申請するな、など)

指示内容（具体的に記載）

- ・特に指示しなかった（申請は本人の判断に委ねていた）
- ・その他（

○社会福祉課保護係職員

Q 2 特殊勤務手当について（令和2年度～令和5年度それぞれに同じ設問）

①特殊勤務手当の要件について

- ・要件を明確に知っていた
要件（具体的に記載）
- ・要件を明確ではないが知っていた
要件（具体的に記載）
- ・要件を知らなかった

②要件はどのように知ったか

- ・管理職から聞いた
- ・係長から聞いた
- ・同僚から聞いた
- ・その他（

③手当の申請について

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった。
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった
指示内容（具体的に記載）
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった
雰囲気（具体的に記載）
- ・その他（

○結果事実

管理職員アンケート調査

Q 2 特殊勤務手当

①特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 0件
- ・要件を明確ではないが知っていた 5件
- ・要件を知らなかった 3件

②殊勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか

- ・勤務日を全て申請するよう指示した 0件
- ・勤務日の一部しか申請するなど指示したことがある 1件

- ・特に指示しなかった（申請は本人の判断に委ねていた） 5件

◆当時の管理職に聞き取りした結果、

- ・令和2、3年度の[]：生活保護業務に従事した場合には、いつでも付けるように言った（申請するよう指示していた）。
- ・令和4年度の[]：（被保護者宅等を）訪問した場合のみ申請するように（指示していた）。土日は付けないように言った（申請しないよう指示していた）。
- ・令和5年度の[]：[]と同様

職員からの生活保護職員アンケート調査

Q2 特殊勤務手当

①令和2年度の特務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 2件
- ・要件を明確ではないが知っていた 9件
- ・その他（覚えていない）が2件
 - ・覚えていない

①令和3年度の特務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 1件
- ・要件を明確ではないが知っていた 9件
- ・その他 3件

①令和4年度の特務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 2件
- ・要件を明確ではないが知っていた 8件
- ・その他 5件

①令和5年度お特務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 3件
- ・要件を明確ではないが知っていた 11件
- ・その他 3件

②令和2年度の要件はどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 4件
- ・係長から聞いた 2件
- ・同僚から聞いた 6件
- ・その他 3件
 - ・覚えていないなど

②令和3年度の要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 2件
- ・係長から聞いた 1件
- ・同僚から聞いた 4件
- ・その他 6件
 - ・覚えていない
 - ・自ら例規集を確認した
 - ・係全体的に、勤務したら特殊勤務手当をつけるものだと認識していたなど

②令和4年度の実要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 2件
- ・係長から聞いた 1件
- ・同僚から聞いた 4件
- ・その他 6件
 - ・覚えていない
 - ・前職の茨城県時代と同じ要件と誤認していたなど

②令和5年度の実要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 4件
- ・係長から聞いた 2件
- ・同僚から聞いた 6件
- ・その他 6件
 - ・覚えていない
 - ・自ら例規集を確認したなど

③手当の申請について

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった。
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった
指示内容（具体的に記載）
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気ではなかった
雰囲気（具体的に記載）
- ・その他（）

③令和2年度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 3件

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった 2件
- ・その他 7件
 - ・特に指示や案内はなかったが先輩の指示に従っていた
 - ・覚えていない
 - ・土日以外は申請していたなど

③令和3年度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 1件
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった 2件
- ・その他 9件
 - ・具体的な要件の周知はなく同僚から聞いた基準で平日のみ申請していた
 - ・勤務したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていたため、特殊勤務手当の申請の管理は職員が管理するものだと認識していたなど

③令和4年度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 3件
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 1件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった 1件
- ・その他 9件
 - ・本来の要件のおよそ半数しか申請できていなかった
 - ・決裁する(当時の) ████████ は私だけ同僚に比べて半分しか申請がなかったはずだが、一度も指摘してくれなかった
 - ・出勤したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていたため、特殊勤務手当の申請の管理は、職員が管理するものだと認識していたなど

③令和5年度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 5件
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 1件
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気では無かった 1件

・その他 9件

・(令和5年)6月係員会議で(ケースワーカーから)それまで約半分しか申請できていなかったことを(当時の)■■■■・■■■■の前で訴えたが、要件の説明はおろか遡及申請についても何も話はなかった。

・出勤したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていたなど

○考察・結論

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例及びつくば市職員の特殊勤務手当に関する規則に定める**社会福祉業務手当**は、社会福祉業務の現業又は指導監督を行う職員で、社会福祉法第15条第3項及び第4項に規定する業務を行う職員が社会福祉業務に従事した場合に支給すると定められている。

令和2年4月の条例改正から日々、申請を要することとなったため、**社会福祉法第15条第3項及び第4項に規定する業務**について、管理職から明確な判断基準を教示すべきであったが、歴代の管理職は明確な基準を示さなかったこと、課長により解釈が異なったこと、各職員の判断に委ねていたことなどにより職員が適切に申請できなかった。

特に判断基準が不明確であった点は、要援護者との訪問・面接以外の業務に従事していた場合や、土日祝日に業務に従事した場合などであり、課長により解釈が異なっていたため、職員も適切に申請できなかった。

【社会福祉法第15条第3項】

指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

【社会福祉法第15条第4項】

現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

○改善状況

令和6年3月26日付けで、特殊勤務手当の支給に係る考え方を人事課の確認を経て整理し職員に周知した。その上で、**労働基準法に基づく請求の時効が3年であるため、令和3年●月分まで遡り、基幹系PCアクセスログ等の精査や出退勤記録を確認し、令和6年●月から当時の職員も含め、未申請分の申請を促した。同年●月末までに社会福祉課管理職が各職員から未申請分を預かり、●月人事課へ提出し人事課で詳細を確認した。**

令和6年4月以降は、**社会福祉業務手当の支給要件を明確にしたため、該当する場合には申請するよう係員に周知した。管理職においては、勤務日と業務を照らし合わせて確認を行っている。**

3 生活保護の不正支給（診断書料）について

○不適正な事務の概要及び要因

被保護者が日本年金機構に障害年金の裁定請求を行う際に必要とする診断書について、本来は、診断書料を全額自己負担により取得するか、若しくは、福祉事務所からの健診命令により上限額（6,090円）を超過した額のみ自己負担し取得するものである。

なお、自己負担した診断書料については、障害年金を受給できることとなった方に限り、初めて障害年金の収入を認定する際に、必要経費として診断書料相当額を控除すべきとされているが、一部の被保護者に対して、障害年金の裁定結果を待たずに、自己負担相当額を被保護者に一時扶助で全額支給しており、保護の実施要領及び別冊問答集に記されていない運用を行っていた。

令和6年（2024年）1月9日、茨城県から電話による状況確認があり不適切な運用が判明し、その後、令和元年度まで遡り調査を行った。同年7月9日・10日、茨城県による生活保護法施行事務監査で指摘があり、同年7月19日、「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」としてプレスリリース、同年7月29日付けでつくば市監査委員宛に、このプレスリリースに係る「つくば市職員措置請求書（住民監査請求）」の提起があり、同年9月25日付けで、請求は棄却と決定したが、監査意見として「被保護者の自立を阻害することのないよう丁寧かつ迅速に返還手続きを進めるとともに、損害の発生が認められる場合には、消滅時効完成分も含め、総合的に賠償責任の検討を行い、市民からの信頼回復に全力を傾けられること」を求められた。

さらに、同年8月28日、11月6日・7日に茨城県による生活保護法施行事務監査（特別監査）により状況確認が行われた。

また、同年6年8月22日、同年12月4日付けで、つくば市議会に対し、つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書が提出された。

障害年金以外の診断書料についても、「つくば市職員措置請求書（住民監査請求）」、「つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書」で不適切な運用との指摘があり、「生活保護法施行事務監査（特別監査）」においても状況確認があった。

本来は、福祉事務所からの検診命令、若しくは、医療扶助運営要領に基づき、上限額の範囲内で福祉事務所から医療機関へ診断書料を直接支払うべきところ、被保護者が先に医療機関へ診断書料を直接支払った場合は、上限額の範囲内で一時扶助により被保護者に支給しており、保護の実施要領及び医療扶助運営要領に記されていない運用を行っていた。

○調査の方法

- 社会福祉課管理職から社会福祉課保護係職員への聞き取り
- 職員へのアンケート調査
 - ・調査対象

令和2年度～令和5年度に社会福祉課に所属していた職員

社会福祉課管理職：8人

社会福祉課保護係職員：22人

・調査期間

令和6年(2024年)10月～令和6年(2024年)11月

・調査項目

○社会福祉課管理職

②障害年金裁定請求診断書料・障害者加算・重度障害者加算

Q1 障害年金裁定請求診断書料について

①検診命令及び問答集(問8-27)による運用について

- ・知っていた
- ・知らなかった

②診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法について

- ・管理職から指示した
- ・管理職から指示しなかった
- ・その他()

③診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

- ・疑問を感じていたが、意見は言わなかった。
- ・疑問を感じており、係長・同僚に意見を述べた。
- ・疑問を感じていなかった。
- ・その他()

○社会福祉課保護係職員

③障害年金裁定請求診断書料・障害者加算・重度障害者加算

Q1 障害年金裁定請求診断書料について

①検診命令及び問答集(問8-27)による運用について

- ・知っていた
- ・知らなかった

②診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法について

- ・管理職から指示があった
- ・係長・同僚から聞いた
- ・その他()

③診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

- ・疑問を感じていたが、意見は言わなかった。
- ・疑問を感じており、管理職に意見を述べた。
- ・疑問を感じており、係長・同僚に意見を述べた。
- ・疑問を感じていなかった。

・その他（

○結果事実

管理職員アンケート調査

①検診命令及び問答集（問 8-27）による運用

- ・知っていた 3件
- ・知らなかった 5件

②診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法

- ・管理職から指示した 0件
- ・管理職から指示しなかった 3件
- ・その他 2件
 - ・ケース診断会議に諮って決定していたなど

③診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

- ・疑問を感じていたが、意見は言わなかった 0件
- ・疑問を感じており、係長・同僚に意見を述べた 1件
- ・疑問を感じていなかった 3件
- ・その他 4件
 - ・疑問は感じていたが、やむを得ないと思っていたなど

ケース診断会議記録票において確認

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができないとの相談があった場合は、ケース診断会議で決定し、一時扶助費として支給していた。

職員からの生活保護職員アンケート調査

①検診命令及び問答集（問 8-27）による運用

- ・知っていた 19件
- ・知らなかった 2件

②診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法

- ・管理職から指示があった 4件
- ・係長・同僚から聞いた 15件
- ・その他 9件
 - ・ケース診断会議に諮って決定していた
 - ・過去の決定調書を参考にしていた
 - ・一時扶助の根拠はないと認識していたなど

③診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

- ・疑問を感じていたが意見は言わなかった 3件
- ・疑問を感じており管理職に意見を述べた 3件
- ・疑問を感じており係長・同僚に意見を述べた 3件
- ・疑問を感じていなかった 9件
- ・その他 6件
 - ・一時扶助の運用への疑問については、疑問を持っていたが、管理職からの指示や確認して運用していたなど

○考察・結論

確認できる範囲では、令和元年度から障害年金の裁定請求を行う際に必要とする診断書の支出方法について、不適切な取扱いを行っていた。

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができない、との相談がケースワーカーにあった場合は、その都度、ケース診断会議で審議決定し、一時扶助費として支給していた。別冊問答集（問8-27）に沿わない運用であったが、障害年金の受給に至れば、障害年金の裁定結果後に自己負担分を相殺するか、裁定結果が出る前に自己負担分を一時扶助により支給するかの違いであり、福祉事務所の裁量で運用を変更できると考えていた。

○改善状況

障害年金の裁定請求を行う際に必要とする診断書の支出方法については、令和5年12月26日、本市職員から茨城県福祉政策課（現福祉・人材指導課）に不適切な運用について電話で指摘があり、令和6年1月9日、茨城県福祉政策課（現福祉・人材指導課）からの電話による状況確認で、保護の実施要領及び別冊問答集に記されていない不適切な運用を行っていたことが判明した。

同年1月16日から保護の実施要領及び別冊問答集に基づいた検診命令による運用に是正し職員に周知し、その後も引き続き運用を徹底している。

また、障害年金以外の診断書料についても、令和6年度、茨城県福祉・人材指導課に取扱いを確認し回答に基づき、令和6年10月21日、職員に対し、「今後は被保護者への一時扶助による支給を見直し、保護の実施要領及び別冊問答集に基づいた検診命令による医療機関等への支払いに是正する」ことを周知するとともに、医療機関及び被保護者に対しても運用方法変更の周知期間を経て、令和7年1月から本来の運用を徹底することを周知した。

医療機関への周知については、令和6年11月から令和7年1月まで、毎月、「文書料（診断書料）の取り扱いに関する通知」を送付し、被保護者への周知については、令和6年12月に同様の通知を全世帯に送付するとともに、診断書を必要とする被保護者には口頭による説明を行うことを職員に周知した。

さらに、医療扶助運営要領に定める「自立支援医療（精神通院）」及び「難病の特定医療

費」に関する診断書料についても、検診命令と同様の運用としたが、改めて茨城県に運用方法の確認を行い、令和7年3月中旬から、医療扶助運営要領に基づく運用に見直し職員への周知を図った。

過支給となった一時扶助による診断書料については、令和6年7月のプレスリリース以後、順次、被保護者に説明し、同年9月から生活保護法第63条に基づき返還決定事務を進め、令和6年度末で返還決定事務は完了し、今後も返還を求めていく。

【誤支給】

件数5件 過支給総額61,330円（うち時効成立1件15,510円）

4 生活保護の不正支給（障害者加算）について

(1) 「障害者加算の誤認定について」

○不適正な事務の概要及び要因

障害者加算は、一定の等級の身体障害者、知的障害者、障害者年金受給者、精神障害者に付けられる加算である。身体障害者と知的障害者は手帳の等級により認定できるが、精神障害者の場合は認定が複雑であり、精神障害者で障害年金の受給権がある場合は、裁定請求後、年金証書に基づき加算することができ、障害年金の受給権がない場合は、初診日から1年6か月経過した後に取得した「精神障害者保健福祉手帳」により加算することができるが、誤った認識により、本来対象ではない方に加算をしていた。

障害者加算は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち、「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1第2章-2-(1)(2)アイにより、「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」に掲げる身体障害者障害程度等級表又は「国民年金法施行令別表」に定める障害のある者が要件とされている。

身体障害者、知的障害者は、身体障害者手帳や療育手帳、障害年金証書等の等級により判定することができるが、精神障害者については、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について（平成7年9月27日社援保第218号）」により、障害者加算の可否を判定するものとされた。

これにより精神障害者の場合、精神障害者保健福祉手帳の等級のみで障害者加算の可否を判定できず、「障害年金の受給権の有無」、「精神障害者保健福祉手帳の等級や、取得・更新の時期」により判定の仕方が異なる。

誤認定は、全て精神障害者に対する障害者加算であり、要因は、一部の被保護者について「精神障害者保健福祉手帳の取得・更新の時期」や「障害年金の受給権の有無」を加味せず、「精神保健福祉手帳の等級」のみで判定し、障害者加算を付していたことである。

具体的には、初診日から1年6か月経過した後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により判定すべきところ、初診日から1年6か月未満で取得・更新した精神保健福祉手帳の等級で加算を付していたことや、障害年金の受給権を有する者は、精神障害者保健福祉手帳を取得していても障害年金の裁定請求を行わないと加算を付すことができないが、障害年金の裁定請求を行っていないのに、精神障害者保健福祉手帳の等級で加算を付していたことである。

令和6年（2024年）2月22日、茨城県による生活保護法施行事務に関する状況確認（実地）で判明し、その後、過去に遡り調査を開始し、同年7月9日・10日、茨城県による生活保護法施行事務監査で指摘があり、同年7月19日、「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」としてプレスリリース、同年7月29日付けでつくば市監査委員宛に、このプレスリリースに係る「つくば市職員措置請求書（住民監査請求）」の提起があり、同年9月25日付けで、請求は棄却と決定したが、監査意見として「被保護者の自立を阻

定について) について

- ・知っていた
- 知った時期 ()
- ・知らなかった

○社会福祉課保護係職員

③障害年金裁定請求診断書料・障害者加算・重度障害者加算

Q2 障害者加算について

①手帳「問(第7の65)」により、初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつか

- ・令和元年度の会計検査の帳票作成時
- ・令和元年度の会計検査当日
- ・令和元年度の会計検査翌日の係員会議
- ・令和4年11月のケース診断会議
- ・令和6年8月のプレスリリース
- ・その他 ()

②障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつか

- ・令和元年度の会計検査の帳票作成時
- ・令和元年度の会計検査当日
- ・令和元年度の会計検査翌日の係員会議
- ・令和4年11月のケース診断会議
- ・令和6年8月のプレスリリース
- ・その他 ()

③平成7年通知(精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について) について

- ・知っていた
- 知った時期 ()
- ・知らなかった

○結果事実

社会福祉課管理職アンケート調査

①手帳「問(第7の65)」により、初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつでしたか

- ・令和元年度の会計検査の帳票作成時 0件
- ・令和元年度の会計検査当日 0件
- ・令和元年度の会計検査翌日の係員会議 0件

- ・令和4年11月のケース診断会議 2件 ()
- ・令和6年8月のプレスリリース 4件 ()
- ・その他 1件
 - ・覚えていない ()
 - ・令和5年度中、茨城県の状況確認前には認識していた ()

②障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつでしたか

- ・令和元年度の会計検査の帳票作成時 0件
- ・令和元年度の会計検査当日 0件
- ・令和元年度の会計検査翌日の係員会議 0件
- ・令和4年11月のケース診断会議 1件 ()
- ・令和6年8月のプレスリリース 4件 ()
- ・その他 2件
 - ・知らなかった ()
 - ・令和6年2月 ()
 - ・令和5年度中、茨城県の状況確認前には、職員から受給権の有無も含めて加算の判定が複雑と聞いていたが、詳細については理解していなかった ()

③平成7年通知（精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について）

- ・知っていた 1件 ()
 - 知った時期（令和6年3月か4月頃 ()）
- ・知らなかった 6件 ()

社会福祉課保護係職員アンケート調査

①手帳「問(第7の65)」により、初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつでしたか

- ・令和元年度の会計検査の帳票作成時 2件
- ・令和元年度の会計検査当日 0件
- ・令和元年度の会計検査翌日の係員会議 2件
- ・令和4年11月のケース診断会議 4件
- ・令和6年8月のプレスリリース 3件
- ・その他 9件
 - ・入庁以前
 - ・今、認識した
 - ・令和2年11月頃から令和3年の3月まで

■■■■、その他社会福祉課職員 会計検査終了後、出席していなかった■■■■席
周辺で、■■■■、■■■■、■■■■で会計検査の結果報告を行った。
※管理職（■■■■、■■■■）から今後の対応について何等かの指示があったと
推測できる。

令和2年1月会計検査翌日の係員会議

<会計検査翌日の係員会議に関する事>

会計検査の翌日、保護係による係員会議が行われ、出席者は、■■■■以下、係
長、ケースワーカー、経理担当職員であった。この係員会議において、当時の議事録か
ら「障害者加算については1年6か月経ってからでないと加算をつけてはいけないが、
現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい。」との発言が記録されており、発言
者は会議を進行していた■■■■であった。

<会計検査翌日の係員会議に関する聞き取り結果>

- ・ ■■■■ ■■■■が「加算を取り消すことなどはしなくてよい」という言い方（発
言）を、管理職（■■■■、■■■■）へ確認せず指示することは考えにくい。
■■■■ 会計検査の翌日であったため、議題については、事前に管理職（■■■■、
■■■■）へ報告した内容であったと思います。会議への管理職の出席については、
会議の初めからか、途中からかは、はっきりと記憶していませんが、■■■■が出
席していたと思います。」
- ・ ■■■■ 会議内で、「障害者加算については1年6か月経ってか
らでないと加算をつけてはいけないが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくて
よい。」という発言があったことは記憶している。そのような方針なのだと思っ
た。管理職の出席については、このような内容の会議であったため、課長補佐が出席してい
たと思う。
- ・ ■■■■ 当時の会議には出席していない。■■■■から相談も受けて
いないため、自分は指示していない。
- ・ ■■■■（会計検査当日の口頭での指摘について）今まで知らなかったと言っ
ていたが、記録があった。これを見ると知らないとは言えないが、修正しなくていいと
指示したかどうか覚えていないし、■■■■に相談したかどうか覚えていない。
※会計検査院からは当日、口頭で指摘はあったが、その後文書による指示はなかったた
め、管理職（当時の■■■■、■■■■）は、障害者加算の削除や誤支給額の返還
について、係長やケースワーカーに是正を指示せず誤りを放置した。

会計検査後のフォローアップ調査

<会計検査後のフォローアップ調査に関する事>

フォローアップ調査は、障害者加算を認定している被保護者の中で、会計検査当日、障害年金の受給権の有無を確認できなかった被保護者について、障害年金の受給権の調査状況を会計検査院へ報告する調査であった。会計検査当日、調査官から指示された10件について、令和2年5月から令和4年1月まで複数回報告を行った。なお、**■**が起案し、**■**、**■**が決裁して報告していた。

<会計検査後のフォローアップ調査に関する聞き取り結果>

- ・ **■** 年金受給権の有無についての調査と認識していた。
- ・ **■** 継続確認調査（フォローアップ調査）が障害者加算の誤りを発見し、是正につなげる調査であることを理解しないまま、また、起案者（**■**）に確認することもなく決裁したものと思います。このフォローアップ調査は、障害年金が受給できるかどうかの調査で、受給権がある方には障害年金の受給を促すためのものと理解していた。

※本来、精神障害者で障害年金の受給権が不明確な場合、障害者加算は認定できないため、会計検査で指示された10件については、その時点で一旦、障害者加算を停止すべきであったが、当時の管理職（**■**、**■**）はフォローアップ調査を単なる障害年金の受給権の有無を確認するための調査と考えていたため、障害者加算の誤りに考えが及ばず、是正できなかった。

令和4年11月のケース診断会議

<令和4年11月ケース診断会議に関すること>

ケース診断会議において、**■**から担当する世帯の中で障害者加算の誤認定が判明したため、是正し返還を要するとの指摘があった。しかし、当時の管理職（**■**、**■**）は、障害者加算の適否を茨城県に確認するよう**■**に指示し、茨城県から回答を得た後も、改善に向けた対策を講じず、職員への周知や指示も行わなかったようである。

<令和4年11月ケース診断会議に関する聞き取り結果>

- ・ 複数のケースワーカーからの聞き取り（要約）

ケース診断会議には**■**、**■**、**■**も出席しており、その中で過支給ということとなった。

その後、ケース診断会議録の回付中、**■**から**■**に、一旦、茨城県に確認してみようという指示があり、その後すぐに茨城県の生活保護法施行事務監査があったため、その中で**■**が茨城県に確認した。確認後、**■**は、**■**の指摘が正しいこと、（過支給額の返還等）対応を考える必要があることを**■**へ伝え、**■**は自分の対応は終わったと考えた。

このケース診断会議録は、当時、回付中に行方不明となり、令和6年1月、
の移動式ラックに戻されているのをが発見した。
※ケース診断会議録は、部長まで押印を求めるが、このケース診断会議録は、
までしか押印されておらず、以上の押印はなかった。

- ・ ケース診断会議後、から「こんな過去のケース掘り返してどうするつもりなんだ。」と言われて委縮した気持ちになった。さらに、から「会計検査では指摘を受けていない。それが全部間違っていたとしたら大変なことになる。」と発言されていたことを思い出し「障害者加算の認定について、間違いがあることを認識されていた部分があったのではないか。」と感じた。
- ・ (先のの発言(証言)について) 記憶にない。
- ・ ケース診断会議では、誤支給の返還を求めることになりましたが、自身が調べた他自治体の事例として、行政側の誤支給により生活保護費の返還を求めたケースが裁判に発展し、返還を求めていた行政側が敗訴した例があったことから判断を保留したと記憶しています。しかし、その後の判断を怠り、放置してしまいました。

○考察・結論

障害者加算の誤認定の原因は、管理職(所長、副所長、課長、課長補佐)、査察指導員(係長)、ケースワーカーの一部が、法に基づく障害者加算のつけ方を正しく理解していなかったこと、障害者加算の認定要件を確認するチェックリストの内容が不十分(初診日の記載欄が無いなど)であったこと、誤認定を認識した時点で、加算の認定を止める、誤って支給していた額の返還を求めるといった法に基づく事務を行わなかったことなどである。

1回目の機会の令和2年1月の会計検査の後、県の担当者が作成したと思われるメモが残っている。令和2年1月会検検査における講評時メモ(障害者加算に係るもの)には、「障害者加算の誤認定及び過大支給、初診後1年6か月経過していない精神障害者保健福祉手帳を根拠に加算を認定していた」とする内容が書かれている。このメモは誰が受け取り、課内で共有されたのか、共有されなかったのか。

さらに、翌日に行われた係員会議でのの発言「障害者加算については1年6か月経ってからでないと加算をつけてはいけませんが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい」について、誰の指示で発言したのかは覚えていないが、この時に出席した全ての者は「初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付ける」という障害者加算の要件を認識したのではないのか。管理職は、認識していながら、改善を指示しなかったのではないのか。この時点で認識していた、との証言は課長及び課長補佐からは得られていない。

全体的な所見としては、不適切な保護決定の発生原因は、各ケースワーカー、係長、管理

職が関係法令等の確認や解釈が不十分であったことであり、不適切な保護決定が継続していた原因は、問題露呈後について、管理職の認識不足と問題意識の欠如により、問題視されず、放置されたことなどであったと考えられる。

○改善状況

障害者加算については、法令等を確認し、令和6年4月から係長が中心となり、令和2年1月に実施された会計検査以降の誤認定について、既に生活保護が廃止となった被保護者も含めて調査を行い、令和6年7月19日のプレスリリースに至った。

なお、誤支給額の返還については、他自治体（秋田市、印西市、柏市等）の事例や、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723号第1号）1-(1) ただし書き」により、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から当該額を控除し返還を求めるとし、これにより、①過支給額から②消滅時効分と③自立を阻害すると認められる控除額を差し引き、④返還額を決定することとした。

同年7月のプレスリリース以後、対象者に対して、誤認定の経緯等を説明し謝罪するとともに、今後、誤支給額から自立を阻害すると認められる額を控除し、返還額を決定する方針を説明した。同年9月4日から自立を阻害すると認められる額について、順次、説明を行い、控除費目の洗い出しのためヒアリングを実施し、洗い出した控除費目について、内容を確認し、控除額の算出を進めた。同年10月から順次、ケース診断会議による協議を実施し、控除額と返還額を決定し、生活保護法第63条による費用返還通知を交付し返還を求めており、全ての対象者について、返還決定事務の完了を目指し進めている。

今後の誤認定を防止するため、法令等の確認を行い、障害者加算チェックリストの見直しを進め、フローチャートの作成に取り組んでいる。また、新たに障害者加算を認定する際には、ケースワーカー、係長及び管理職が、法令等と根拠資料を突合し、要件の確認を徹底している。

○調査の方法

○社会福祉課管理職から社会福祉課保護係職員への聞き取り

○職員へのアンケート調査

・調査対象

令和2年度～令和5年度に社会福祉課に所属していた職員

社会福祉課管理職：8人

社会福祉課保護係職員：22人

・調査期間

令和6年（2024年）10月～令和6年（2024年）11月

・調査項目

○社会福祉課管理職

②障害年金裁定請求診断書料・障害者加算・重度障害者加算

Q4 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

①令和5年9月以前の要件の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること。
- ・特別障害者手当を受給していること。
- ・障害児福祉手当を受給していること。
- ・療育手帳OAを所持していること。
- ・把握していない。
- ・その他（)

②令和5年10月以降の要件の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること。
- ・特別障害者手当を受給していること。
- ・障害児福祉手当を受給していること。
- ・療育手帳OAを所持していること。
- ・把握していない。
- ・その他（)

○社会福祉課保護係職員

③障害年金裁定請求診断書料・障害者加算・重度障害者加算

Q4 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

①令和5年9月以前の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること。
- ・特別障害者手当を受給していること。
- ・障害児福祉手当を受給していること。
- ・療育手帳○Aを所持していること。
- ・把握していない。
- ・その他（)

②令和5年10月以降の要件の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること。
- ・特別障害者手当を受給していること。
- ・障害児福祉手当を受給していること。
- ・療育手帳○Aを所持していること。
- ・把握していない。
- ・その他（)

○結果事実

社会福祉課管理職アンケート調査

Q4 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

①令和5年9月以前の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること 1件
- ・特別障害者手当を受給していること 0件
- ・障害児福祉手当を受給していること 0件
- ・療育手帳○Aを所持していること 0件
- ・把握していない 6件
- ・その他 1件

②令和5年10月以降の要件の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること 7件
- ・特別障害者手当を受給していること 0件
- ・障害児福祉手当を受給していること 0件
- ・療育手帳○Aを所持していること 0件
- ・把握していない 0件
- ・その他 1件

社会福祉課管理職が当時の社会福祉課保護係職員への聞き取りしたところ、

重度障害者加算は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1」に記載

されている程度の障害の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とされていることが要件とされているが、重度障害者加算を算定する際に、使用していた「障害者加算確認調書」を再確認したところ、調書内に記載されている要件が「特児手当受給」と記載されており、この調書により加算を算定していたケースワーカーは、特別児童扶養手当を受給していれば加算の対象になると考えていた。

社会福祉課保護係職員アンケート調査

Q4 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

①令和5年9月以前の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること 11件
- ・特別障害者手当を受給していること 6件
- ・障害児福祉手当を受給していること 4件
- ・療育手帳OAを所持していること 8件
- ・把握していない 8件
- ・その他 5件
 - ・該当のケースがなく正確な判定基準の認識なし
 - ・傷害の程度により該当可否を認定すると認識していた
 - ・要件に関して認識が不十分だったなど

②令和5年10月以降の要件の認識について（複数選択可）

- ・特別児童扶養手当を受給していること 4件
- ・特別障害者手当を受給していること 4件
- ・障害児福祉手当を受給していること 5件
- ・療育手帳OAを所持していること 7件
- ・把握していない 7件
- ・その他 5件
 - ・担当ケースに該当するケースがなく要件を把握していない
 - ・該当ケースなく正確な判定基準の認識なしなど

○考察・結論

誤認定の要因は、要件とされている法律が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」であり、重度障害者加算を算定する際に、使用していた「障害者加算確認調書」を再確認したところ、調書内に記載されている要件が「特児手当受給」と記載されており、この調書により加算を算定していたケースワーカーにおいては、特別児童扶養手当を受給していれば加算の対象になると誤認してしまう状況であった

令和5年9月、職員が誤認定に気づき、令和5年度の管理職()へ相談したが、管理職からは翌10月から重度障害者加算を削除すること、誤認定分の返還は求めない指示に留まった。さらに、誤認定について、管理職()から課内に周知せず、誤認定に気づいた職員()を通して、各担当ケースワーカーに加算削除と返還を求めない説明に留まっていた。

誤認定への対応については、保護の実施要領(厚生労働省社会・援護局長通知 第10-2-(8))及び別冊問答集(問13-2)により、①判明した前々月まで遡り加算を削除する(3か月分の返還を求める)、②認定月まで遡り返還を求める、のいずれかの対応とすべきであり、また、審査請求や判例、茨城県への確認等を行い遡及返還の判断を行うべきであった。

なお、誤認定発覚後、当時の管理職は、返還を求めないと判断したため、返還手続きが適正にとられていなかったため、現在、返還決定事務を進めているところである。

○改善状況

重度障害者加算については、法令等を確認し、令和6年4月から係長が中心となり、過去の被保護者も含めて調査を行い、誤認定は令和5年10月から加算を削除した被保護者のみであった。

重度障害者加算の認定については、保護の実施要領及び問答集のみでは判断が難しいため、東京都問答集や茨城県問答集も参考としながら、課長、課長補佐及び係長も含めて、加算の確認を徹底している。

誤認定は、令和5年9月に判明、翌月から加算を削除し、返還を求めないとしていたため、障害者加算等と同時に返還決定事務を進めることとした。

なお、他自治体(秋田市、印西市、柏市等)の事例や、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723号第1号)1-(1)ただし書き」により、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から当該額を控除し返還を求めることとし、これにより、①過支給額から②自立を阻害すると認められる控除額を差し引き、③返還額を決定することとした。

同年7月のプレスリリース以後、対象者に対して、誤認定の経緯等を説明し謝罪するとともに、今後、誤支給額から自立を阻害すると認められる額を控除し、返還額を決定する方針を説明した。同年9月4日から自立を阻害すると認められる額について、順次、説明を行い、控除費目の洗い出しのためヒアリングを実施し、洗い出した控除費目について、内容を確認し、控除額の算出を進めた。同年10月から順次、ケース診断会議による協議を実施し、控除額と返還額を決定し、生活保護法第63条による費用返還通知を交付し返還を求めており、令和6年度末を目途に全ての対象者について、返還決定事務の完了を目指している。

【誤支給】

件数5件 過支給総額1,356,870円(うち時効成立なし)

6 事務け怠等による国庫負担金の誤算定について（疑い）

○不適正な事務の概要及び要因

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年の間に生じた返還金未済による不納欠損額について、実績報告で国庫負担金精算書には計上していたが、債権管理事務として国庫負担金の算定基準を満たすには不十分であったため、国庫負担金の算定における「適切に不納欠損処理されたもの」に当たらないと判断し、国庫負担金の算定額からは除外していた。そのため、不納欠損相当額については、国庫負担金に算定せず、国へ請求していなかった。

令和 6 年（2024 年）8 月 9 日、職員から申し出があり、課内で改めて調査し、平成 26 年度から令和 5 年度までの国庫負担金実績報告のデータや資料の確認を行った結果、債権管理を適切に行わず、不納欠損とした債権があることが判明し、同年 8 月 21 日にプレスリリースした。

その後、同年 8 月 28 日、11 月 6 日・7 日の茨城県による生活保護法施行事務監査（特別監査）において状況確認が行われた。

また、同年 9 月 6 日付けで、つくば市監査委員宛に提出されたつくば市職員措置請求書（住民監査請求）追加資料において指摘があり、さらに、同年 8 月 22 日、同年 12 月 4 日付けで、つくば市議会に対し、つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書も提出された。

○調査の方法

○職員へのアンケート調査

・調査対象

平成 26 年度～令和 5 年度に社会福祉課に所属していた職員

社会福祉課管理職：8 人（調査できない職員あり）

社会福祉課保護係係長と経理担当：7 人

・調査期間

令和 6 年（2024 年）10 月～令和 6 年（2024 年）11 月

・調査項目

○社会福祉課管理職

③不納欠損

Q1 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

- ・知っていたので算定するよう指示した
- ・知っていたが算定しないよう指示した
- ・知らなかった
- ・その他（ ）

Q2 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

Q 1 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

- ・知っていたので算定した 0件
- ・知っていたが算定しなかった 2件
- ・知らなかったので算定しなかった 1件
- ・その他 4件
 - ・課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった
 - ・算定する業務をしたことがなう途中まで知らなかった
 - ・前年度までの実績報告書においても不納欠損は算定されていないため同様の対応を行った
 - ・知っていたが、督促をしていなかったので算定できなかったなど

Q 2 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

- ・知っていたので対応した 1件
- ・知っていたが対応しなかった 2件
- ・知らなかったので対応しなかった 3件
- ・その他 1件
 - ・課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった

・平成 28 年度～令和 3 年度に在籍していた [] のヒアリングシートに記載されていた内容（以下のとおり）

私が [] に [] 配属される前から督促は実施しておりませんでした。当時、経理については誰に聞いてもわからない状態で、異動した前任者に聞かないとわからない状況でした。

前任者も異動先での業務があり、忙しかったため、あまり聞きに行けず、私自身、手探りで経理業務を行っておりました。配属された最初の年は業務を覚えるのに精一杯だったため、不納欠損分を国庫負担金に算定できることは知りませんでした。

少しずつ業務にも慣れてきて、翌年、 [] に当時の [] に督促はやらなくていいのかとお話したところ、「生活保護者に督促なんかしたら大変なことになる」と云われ、督促できない状況が続いておりました。

転機が訪れたのは、令和元年（2019 年）7 月でした。総務課で債権管理の調査及び説明会があり、これは好機だと思い、督促の様式の作成から督促処理の流れまで、保護係係長と一緒に総務課、納税課、法務監に聞きながら、進めました。

不納欠損を国庫負担金に算定する最初の 1 歩は進みましたが、その他にやるべき、定期的な納付指導や死亡者の親族調査、宛所不明者の住所等の調査については、私一人で、経理業務と債権管理をやるのには無理があり、できていない状況でした。ただ、

最終納付日から5年を経過して、不納欠損になりそうな未納者に対しては、一部返納、分納誓約書の記入等で時効を延長させました。また、ケースワーカーも自分の仕事で手いっぱいなので、なかなかできる状況ではありませんでした。令和元年度から督促を行っておりますので、令和元年から5年経過して、不能欠損になったものに関しては、不納欠損分を国庫負担金に算定できるものもあると思います。

〃のヒアリングシート回答について、上記、〃の内容から、当時の〃の回答結果を記載抜粋した（以下のとおり）

Q1 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたかについては、「知らなかった」、Q2 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたかについては、「知らなかったので対応しなかった」との回答であった。

○考察・結論

アンケート調査の結果から「生活保護返還金事務処理マニュアル」を策定したが、経理担当職員が膨大な事務処理を抱えており、債権管理事務を適切に行えていなかった。令和5年度以前の管理職の中には、経理担当職員の状況を認識している者もいたが、組織体制の整備や人員要求を怠り、マニュアルに基づく適切な運用をできない状況が伺える。

不納欠損額を国庫負担金に算定するためには、「適切に不納欠損処理されたもの」とされていることから、適切な債権管理が条件とされているが、督促書・催告書の発送記録の不足や、債務者が死亡した場合の相続人調査の不足などにより国庫負担金に算定する条件を満たすことができず、この状況を認識していた歴代の管理職は、事務け怠であったと考えられる。

なお、当時の〃に関しては、〃のヒアリングシート（管理職用）において、不納欠損分を国庫負担金に算定できることは知らなかった、その算定基準も知らなかった、と回答しているが、債権管理事務について当時の職員からの証言があり、故意に債権管理事務をさせなかった疑いもある。

○改善状況

令和6年（2024年）10月以降、専門部署の納税課に協力要請し、督促・催告、相続人調査などの助言や、外部研修として一般社団法人日本経営協会による「生活保護費返還金等をめぐる債権管理の基本と実務」と「自治体が有する債権の管理・回収」を受講し、適切な債権管理を担う職員を育成するとともに、国の通知に基づく実効性のある「生活保護返還金事務処理マニュアル」への見直しを進めている。

また、令和6年（2024年）10月から債権管理事務の補助要員として会計年度任用職員を

1名増員、令和7年度からは2名に増員し、文書の整理や電話催告などを進めている。

今後は、督促・催告に係る記録や債務者が死亡した場合の相続人調査も含めて適切な債権管理に努め、仮に時効を迎えた場合は、適切に不納欠損処分を行うとともに、令和6年度国庫負担金の実績報告から「適切に不納欠損処理されたもの」として算定できるよう進めている。

7 生活保護費の支給の不適切な取扱いと虚偽報告

○不適正な事務の概要及び要因

2つの不適切な対応があった。一つ目は、内部規定に反しケースワーカーが現金を取り扱っていたこと、二つ目は、ケースワーカーが現金を取り扱っていたことを生活保護法施行事務監査で虚偽報告していたことである。

一つ目については、平成27年度に現金支給取扱基準の内部規定を定め、「現業員（ケースワーカー）は、原則として金銭等を取り扱わないものとする。ただし、現金を福祉事務所の窓口で交付する場合は、査察指導員（係長）の承認を得たうえで取り扱うことができるものとする。」とした。その後、市会計事務局及び茨城県の見解を踏まえて、平成30年10月4日付けで「現金支給は、現業員（ケースワーカー）以外の職員である査察指導員（係長）及び経理担当職員を現金取扱員に指定し、現金支給業務に対応していく。」とした。

しかし、令和5年度までケースワーカーが窓口で現金支給を行っていたことや、被保護者宅へ現金を持参する取り扱いを行っていた。

二つ目は、令和5年度の生活保護法施行事務監査において、保護費支給のため、ケースワーカーが現金の取扱いを行っていたにも関わらず、監査調書の「経理事務の処理状況（4）生活保護費の支給等事務処理の適正化について」の項目で、『窓口支給において現業員は関与しないようにしているか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。』の設問に対し、『（現業員は関与しないように）している。（関与がある場合、その範囲は適正に定め）られている。』とし虚偽の回答を行っていた。

令和6年（2024年）1月9日に茨城県福祉政策課（現福祉・人材指導課）から架電があり、ケースワーカーによる保護費の現金支給の可否について確認があり、同年2月22日に実地による再確認があった。

さらに、同年7月9日・10日に茨城県による生活保護法施行事務監査で「監査での虚偽報告」について確認があり、その後も同年8月28日、11月6日・7日に茨城県による生活保護法施行事務監査（特別監査）により状況確認が行われた。

また、同年9月6日付けで、つくば市監査委員宛に提出されたつくば市職員措置請求書（住民監査請求）追加資料において指摘があり、同年8月22日、同年12月4日付けで、つくば市議会に対し、つくば市生活保護業務の適正化を求めた請願書の提出もあった。

○調査の方法

○職員への聞き取り調査

・調査対象

①令和5年度在籍していた当時の [] 及び []
（令和5年度、当時の [] が聴取）

②当時の []
（令和6年度、茨城県生活保護法施行事務監査（特別監査）内で口頭説明）

- ③平成27年度在籍していた当時の[]
(令和6年度、当時の[]が聴取)

・調査期間

- ①令和6年1月9日～同年1月15日の間
②令和6年8月28日
③令和7年3月27日

・調査項目

ケースワーカーの現金取扱いの関与について
茨城県への監査報告について

○結果事実

①について

・被保護者が来庁した際、ケースワーカーが保護費を現金で手渡したり、ケースワーカーのみで被保護者宅へ持参していた。

②について

・いつからケースワーカーによる現金の取り扱いをしていたのか定かではないが、少なくとも令和元年度頃からケースワーカーによる現金の取り扱いを行っていた。

③について

(平成30年10月4日付けで「生活保護費の現金支給について」を定めた経緯等について)

・「生活保護費の現金支給」の決め事を作ることになった経緯は定かではないが、当時の[]から「作っとけよ」との指示があり、会計事務局や茨城県に確認し作ったものと記憶している。

・当時の[]からの指示で作ったが、当時の[]も管理職なので知っていたと思う。

・作成した後、当時の[]へ報告し、恐らく、当時の課長、課長補佐、係長(査察指導員)までの共有だったと思う。ケースワーカーも含め課内に周知した記憶はない。

・平成30年10月以降も、平成27年度の現金支給取扱基準で、査察指導員の承認を得ればケースワーカーも窓口交付できるとされているので、その基準をもとにケースワーカーが窓口交付していた。なお、取扱基準では、窓口交付に限定されているが、ケースワーカーが被保護者宅へ持参することもあった。

・保護費の現金支給については、課金庫と課長管理の社会福祉課管理金庫整理簿で管理をしていたため、管理職はケースワーカーが現金支給を行っていた実態を把握していた。
・茨城県の定期監査調書において、毎月保護費の現金支給を行っていたが、現金(公金)取扱状況調書には「該当なし」と報告していた。定期監査調書の現金(公金)取扱状況

調書について、数多くの調査項目のうちの一つで、よく確認はしないで報告していた。

○考察・結論

現金支給取扱基準については、平成 27 年度に「現業員は、原則として金銭等を取り扱わないものとする。ただし、現金を福祉事務所の窓口で交付する場合は、係長の承認を得たうえで取り扱うことができるものとする。」と定めた。

その後、当時の [] の指示により、当時の [] が、当市会計事務局及び茨城県の見解を踏まえて、平成 30 年 10 月 4 日付けで「現金支給については、現業員以外の職員である係長及び経理担当職員を現金取扱員に指定し、現金支給業務に対応していく。」とし、当時の管理職（ []、 [] ）と共有したが、当時の管理職は、この内部規定を組織内に周知せず適切に運用がなされなかったと思われる。

実態として、保護費を支給日当日に支給するためには、現金取扱員の人員不足もあり、ケースワーカーによる現金支給を係長及び管理職も含めて組織的に黙認していたため、生活保護法施行事務監査においても、事実と異なる回答を行い、その場をやりすごすために、虚偽の回答を行っていたと推測する。

平成 30 年度以降の管理職の中には、ケースワーカーによる現金取扱いが、生活保護法施行事務監査における虚偽回答となることを把握していた管理職もいたと思われるが、その間も人員体制の改善や現金取扱いの徹底を進めてこなかったと思われる。

令和 5 年度の管理職（ []、 [] ）においては、ケースワーカーによる現金取扱いの内部規定や監査調書の内容を把握していなかったが、令和 6 年 1 月 9 日の茨城県からの確認により再確認し内容を把握できた。

○改善状況

令和 6 年（2024 年）1 月 9 日、茨城県からケースワーカーによる現金支給の有無について確認があり、それを受け、同年 1 月 16 日、ケースワーカーによる現金取扱いを是正するため、当時の [] 及び [] は、課員（係長、ケースワーカー及び事務職員）全員を参集し、同日以降、ケースワーカーによる現金取扱いを原則禁止とし、現金を取り扱える職員は現金出納員（社会福祉課長）及び現金取扱員（社会福祉課課長補佐、係長、経理担当）のみとすることを課員に直接説明し周知徹底を図った。

同年 4 月早々、 [] から現金取扱いの内部規定を改めて課員に示し、同年 5 月 24 日付けで、つくば市福祉事務所生活保護関連現金等取扱基準（R6.5.24 つくば市福祉事務所長）を改定し、現金を取り扱うことのできる職員は、つくば市会計規則に定める現金出納員（社会福祉課長）及び現金取扱員（社会福祉課課長補佐、係長、経理を所管する係員）のみと定め、この基準に基づいた運用を徹底している。

生活保護法施行事務監査における事実と異なる虚偽の回答については、組織として二度と虚偽回答を繰り返さないことを徹底し、今後は、福祉事務所長以下、管理職（福祉部次長、

社会福祉課長、同課長補佐)、係長、ケースワーカーも含めて、法令等に基づき適正に運用されているか再確認しながら、事前に監査調書等を共有し、監査調書の内容を十分に把握した上で、受検に備えた体制を整えていく。